

11月12日(月)

出席委員

委員長 鈴木 博 君
副委員長 塚本 よしひろ 君
同 のだて 稔 史 君
委員 おくの 晋 治 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石 田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 中 塚 亮 君
同 安 藤 たい作 君
同 須 貝 行 宏 君

委員 高 橋 しんじ 君
同 こんの 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 藤 原 正 則 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部計画担当課長
大 野 理 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
立 川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

品川区保健所生活衛生課長
鈴 木 誠 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市環境部都市計画課長
鈴 木 和 彦 君

都市環境部住宅課長
森 一 生 君

都市環境部木密整備推進課長
高 梨 智 之 君

都市環境部都市開発課長
稲 田 貴 稔 君

都市環境部まちづくり立体化担当課長
東 野 俊 幸 君

都市環境部建築課長
長 尾 樹 偉 君

都市環境部環境課長
小 林 剛 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長
今 井 裕 美 君

防災まちづくり部交通安全担当課長
古 郡 茂 忠 君

防災まちづくり部道路課長
（用地担当課長兼務）

多 並 知 広 君

防災まちづくり部公園課長
溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部河川下水道課長
持 田 智 彦 君

防災まちづくり部防災課長
古 卷 祐 介 君

防災まちづくり部災害対策担当課長
富 澤 広 友 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長　ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

それでは、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第6款土木費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○齋藤会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

第6款土木費のご説明を申し上げます。事項別明細書の146ページをお願いいたします。成果報告書では171ページでございます。

第6款土木費は、表側から6列、計の下、予算現額348億9,523万9,680円、3列右へ、支出済額は328億5,179万8,091円で、執行率は94.1%、支出済額の対前年度比は25億4,929万2,597円、7.2%の減であります。減の主なものは、目黒駅前地区再開発事業、公園・児童遊園整備に係る支出であります。

1項土木管理費の支出済額は9億9,866万7,053円で、執行率は97.5%であります。1目土木総務費では、交通安全の啓発、有料自転車駐車場の運営、シェアサイクル事業などを行いました。

次のページにまいりまして、2項道路橋梁費の支出済額は63億9,185万2,041円で、執行率は90.7%であります。1目道路橋梁総務費では、排水場の維持管理、道路擁壁等の美化などを行いました。

次のページにまいりまして、2目道路維持費では、街路灯建替事業、道路標識多言語化整備などを行いました。

3目道路新設改良費では、補助163号線など都市計画道路の整備のほか、八潮団地内区道歩道拡幅など、道路バリアフリー事業、オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業などを行いました。

次のページにまいりまして、4目受託事業費では、浜川雨水配水管建設工事、第二戸越幹線整備工事、下水道管耐震化推進事業などを行いました。

5目橋梁費では、東品川橋架替工事、橋梁長寿命化修繕計画に基づく工事などを行いました。

3項河川費の支出済額は4億6,857万4,095円で、執行率は93.0%であります。ここでは東品川二丁目防災栈橋付帯施設工事および活用検討、五反田リバーステーション整備などを行いました。

次のページにまいりまして、4項都市計画費の支出済額は231億3,102万4,193円で、執行率は98.9%であります。

1目都市計画総務費では、駅可動式ホーム柵整備助成、東急大井町線連続立体交差化事業などを行いました。

2目公園管理費では、公園・児童遊園の維持管理、しながわ水族館の運営などを行いました。

次のページにまいりまして、3目公園新設改良費では、しながわ区民公園改修工事、天王洲公園改修工事などを行いました。

4目都市開発費では、西品川一丁目地区、目黒駅前地区などの再開発事業への補助、密集住宅市街地整備促進事業、中延二丁目旧同潤会地区の防災街区整備事業などを行いました。

次のページにまいりまして、第5項建築費の支出済額は7億2,255万1,652円で、執行率は41.3%であります。ここでは、建築確認事務や住宅・建築物耐震化支援事業などを行いました。

6項住宅費の支出済額は11億3,912万9,057円で、執行率は95.7%であります。

次のページにまいりまして、1目住宅総務費では、住宅改善資金の融資あっせん・助成、空き家等対策事業、公営住宅等長寿命化計画改定などを行いました。

2目区営住宅費では、中延一丁目住宅の建替工事などを行いました。

3目区民住宅費では、区民住宅の維持管理を行いました。

○鈴木（博）委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在29名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

私からは、183ページの空き家等対策事業、時間があれば、171ページの放置自転車対策事業についてお伺いします。

まず、空き家対策でございますが、今、空き家問題は品川区だけではなくて、都内各地で取り上げられておまして、木密地区が多いこの品川区においては、まちの景観だけではなくて、災害対策にも通ずるものだと思います。まずはこの品川区で認識している現在の区内の空き家の件数と、あとはここ5年の件数が、伸びてきているのか、減ってきているのかという推移もあわせてお聞かせください。

○森住宅課長 空き家に関するご質問でございます。平成30年9月末現在で、799戸の空き家を確認しておるところでございます。

ここ5年というお話でございますけれども、平成26年に実態調査をいたしまして、そこからそれほど大きく数字としては伸びているものではございません。

○芹澤委員 特に増減はあまりないというお話で、全国的に空き家対策はかなり力を入れて、今、注目をされてきているところかと思えます。この空き家対策の目的として、危険な空き家、いわゆる特定空家の危険を排除するとともに、空き家の有効な利活用を促進するというのが法律および条例で定められているかと思えます。区内で認識されているいわゆる危険な空き家、特定空家がこの799戸の中にどれほど含まれているのかということ、わかれば結構でございますので、地区ごとにお聞かせください。

○森住宅課長 現在、799戸のうち、特定空家としてカウントしているものは、荏原地区に1件ございます。ほかの地区につきましては、特定空家等というふうに指定しているものではございませんが、不適正な管理があるものとして105件と認識しております。

○芹澤委員 この特定空家、荏原地区にまずは1件ということで、実態調査を含めて特定空家においては、さまざまなステップを踏んで解体等の代執行をすることになるかと思えますが、これまで品川区が代執行を行った件数と、区が特定空家として認識をしてから代執行をするまでの流れ、平均的な期間等がありましたら教えてください。

○森住宅課長 これまで代執行の実績といたしましては、荏原地区で2件ございます。それにつきましては、まずは住民の方々からいろいろご意見をいただきまして、空き家等適正管理審議会において特定空き家というふうに認定をしたところでございます。その後、法律や条例に基づきまして、助言・指導、勧告、命令という形で進めてまいりましたが、なかなか所有者の方のご理解、ご協力を得られず、最終的に代執行を行ったというところでございます。

日数としましては、平成27年度に認定をいたしまして、平成28年度に実施をしたというところでございます。

○芹澤委員 特定空家の対応についてお示しいただきありがとうございます。また、先ほど触れたと

おり、区の条例の目的には、「空き家の有効活用を推進する」という記載があります。条例の中身を見ると、特定空家に対する代執行に関する規定がほとんどでして、活用の具体的な指針は記載が特になのですが、実際に品川区が空き家を認識してから有効活用を実際に促進してきて、このような事例がありましたとか、有効活用の具体的な内容がわかれば教えてください。

○森住宅課長 今、委員にお示しいただきましたように、特定空家等に対する対策とともに有効活用も区のほうで行っているところでございます。有効活用については、今まで実績はございません。場所やタイミングであったり、時期であったりというところがなかなか難しいところでございます。

今、区としましては、有効活用に向けて、今年度、所有者の方にアンケートをとらせていただいています。その中で少ない件数ではありますが、何かしらご協力をいただければそんな空き家もございますので、そういった方々に連絡をとりながら、どのような対策ができるか、どのような活用ができるかという検討をしていきたいというふうに考えております。

○芹澤委員 やはりなかなか利活用が難しいというお話をいただきましたが、現在、空き家にお困りの方が区に相談に来た場合に、原則、空き家ホットラインとして民間会社への相談窓口を案内されているかと思えます。こちらの空き家ホットラインを調べさせていただいたところ、対面での相談窓口は特に設けておらず、電話で月・水・金の9時から12時のみ、それに対応できない場合には、メールかファクスというような内容になっているかと思えます。現在、800件ほどの空き家があるというお話をいただきましたが、まずはこの空き家ホットライン、9時から12時の電話窓口で対応が受けとめ切れているのかということ、区の認識をお聞かせください。

あともう1点、続けて、空き家ホットラインで確認した後に、専門機関および関係団体へ区から紹介を行うというふうにホームページに記載がありましたが、この流れに関しては、他の自治体も同じかと思っております。ただ、東京都をはじめ多くの自治体では、司法書士とか、行政書士とか、シルバー人材センターとか、さまざまな団体と空き家に関する協定を結んでいるかと思えます。管理不全の空き家の早期発見、所有者の確認、相続時の空き家発生予防などのさまざまなメリットがあるかと思えますが、現在、区と空き家に関する協定を結んでいる団体がどれほどあるのか、あとは、今後、協定を結ぶ準備があるのかということもあわせてお聞かせください。

○森住宅課長 今、ホットライン、委員にご紹介いただきましたように、週3回の午前中という形でやっております。ホットラインにつきましては、昨年度16件という相談数でございます。そのほかにも区では、区の窓口にご来庁いただいたり、電話等でいただいているご相談を合わせますと、222件というふうに多くの相談をいただいているところでございます。空き家の相談窓口としては、確かに午前中だけ、しかも週3回ということですので、少し少ないのかと思っております。これは今後、空き家ホットラインの拡充も含めて検討しておりますので、その中で対応できる部分については対応していきたいというふうに考えております。

また、他団体との協定というお話をいただきました。区としましては、これまで協定を結んでいる実績はございませんけれども、今月も開催予定をしております空き家の情報交換会の中で、行政書士会とか、金融関係の方々、不動産関係の方々にお集まりいただきまして、区の空き家の情報交換ということでやらせていただく予定でございます。その中で、今現在、つくっております空き家の対策計画の概要を説明させていただきまして、それを具体的に進めていくための方策として、他団体の方々とさまざまな協定を含め、どのような連携が図っていけるのかということ、具体的に今後進めていきたいというふうに考えております。

○**芹澤委員** 空き家対策の難しいところの1つとして、行政が代執行した際に、解体費用等の費用回収が困難ということが一番難しいところだと思っています。この代執行をした場合に、所有者が不在の場合、あとは所有者が判明しているが管理等もしておらず、その所有者にも財産がない場合の2つの場合において、債権回収をどういう流れでする予定なのかをお聞かせください。

また、先ほどお話しいただいたとおり、もう既に代執行を何度かしているというお話でしたので、この代執行をした実績も含めてお聞かせください。

○**森住宅課長** 先ほど申しました代執行を行った2件につきましては、所有者の方がわかっておりましたので、その方に求償をして代執行の費用としては回収してきているというところでございます。

今後、代執行を進めて、なかなか払っていただけないというようなところもあるかもしれませんが、それにつきましては、例えば土地などの財産を所有している場合がございますので、そのようなところも含めて、しっかり債権回収はしていきたいと考えております。

○**芹澤委員** 今、800戸ほどの空き家があるということで、まだ特定空家には至っていない、まだ管理がされている空き家もあるかと思いますが、これは当然、いずれは特定空家として管理がされない空き家になってくるかと思っておりますので、行政から早めにアプローチをしていただいて、情報提供等で空き家になる前に多くの方々と行政とが連携して問題解決に取り組んでいただければと思います。

○**鈴木（博）委員長** 次、新妻委員。

○**新妻委員** 172ページ、シェアサイクル事業、178ページ、可動式ホーム柵整備助成、八潮地区まちづくり検討経費、しながわ水族館運営費、179ページ、しながわ区民公園改修工事、時間があまる限りお伺いをさせていただきます。

シェアサイクル事業でございますが、都の補助金2分の1を活用しての事業です。ちょうど1年ぐらいの事業になりました。私も登録し利用しております。片道だけ使うときに大変便利だということで活用しております。ここは日ごろ、区の職員の方が苦勞されながら、ポートの設置場所を探されて交渉された結果、このように多くのポートが設置された、また利便性が高まっていると感じております。

現在は、ホームページでもポートの設置場所を募集しているということですので、またこれからも増えていくことを望みたいと思います。

そこで、現在の設置数、そして今後予定されている数をお知らせください。そして、私が建設委員会の所属のときに、シェアサイクルの利用者が区の施設等を利用したときには、お得な割引クーポンを発行してみてもどうかと提案させていただきましたが、このことについて現状をお聞かせください。

○**今井土木管理課長** シェアサイクル事業でございますが、現在、ポートを40ポート確保しております。台数につきましては、現在、349台ということになっております。今年度につきましては、昨年と合わせてですが、今年度中に500台、そして51ポート程度を区内に全域展開で開設していくというふうに考えております。

利用者サービス、割引クーポン等でございますけれども、導入前からいろいろフェスティバルとかイベントの際に活用していただいた事例はあるのですが、なかなか日常の中での割引クーポンは難しいところがございますので、今後もいろいろな区のイベント等のときに、何かそういうふうなアイデアが出るか、所管と連携して対応していきたいと思っております。

○**新妻委員** 51ポートまで広がるということで、ぜひよろしく申し上げます。

また、割引クーポンに関しても、また検討を進めてください。

10月26日付の区のホームページには、品川区は株式会社ドコモ・バイクシェアと災害時における

シェアサイクルの使用等に関する協定を、防災の日である平成30年9月1日に締結したと公表されておりました。また、月に1回発行される月刊しながわニュースの区長選の後の区長のインタビューの中では、インタビュアーから、「昔は品川区は都内初の施策がもっと多かったように思う」との質問に対して、濱野区長が、「9月に災害時のシェアサイクル利用を都内で初めて決めました」と、こう答えられているものが載っておりました。

そこで、この締結に至った経緯をお知らせください。

また、ドコモ・バイクシェアとは、具体的にどのような協定が締結がされたのか、詳細をお聞かせください。災害時には大変有効とっておりますので、よろしくをお願いします。

○今井土木管理課長 シェアサイクル事業でございますが、現在、都内9区で連携をしておりますので、なかなか1区だけの協定締結は検討課題だったのですけれども、やはり品川区の木密地域等の現状を踏まえまして、ドコモ・バイクシェアと何らかの形で災害支援という形でできないかということで検討に至ったところでございます。

内容といたしましては、これは区民の皆様のご利用ではなくて、区の職員が何か災害時にそれぞれのポートを利用して移動できるように、災害時に専用カードを区の職員等に渡しまして、区の職員が複数台活用して、それぞれの場所に行って対応するというふうな仕組みで、今、締結しているところでございます。

○新妻委員 詳細を伺いました。特別なカードをつくっての利用ということですか。私もこれを利用していますので、ポートに行くと、場所によっては自転車がないとか、あとは自転車があっても充電切れで使えなかったということが実際に私もありました。ですので、災害時に活用するというのであれば、日常のサポート、見回りも非常に重要になってくると思いますので、ぜひその調整もお願いしたいと思います。

続きまして、可動式ホーム柵整備助成について伺います。

今年の9月の下旬に、下神明の駅で視覚障害者がホームから転落し、駅に入ってきた普通電車にはねられ、お亡くなりになられる痛ましい事故がありました。我が会派といたしましても、その後、現地の調査を行わせていただきました。現在、品川区は事業者と協力しながら区内駅への可動式ホーム柵の設置に取り組んでいます。区内の駅の設置数と、今後の設置予定の駅をお知らせください。

○鈴木都市計画課長 区内鉄道駅のホーム柵の整備状況についてでございますが、ホーム柵は可動式と固定式がございますが、両方合わせまして、区内40駅中、整備済みが20駅、50%の整備率でございます。

次に、今後の整備予定駅でございますが、今年度は、東急大井町線旗の台駅の3・4番線で整備が行われます。また、平成31年度につきましては、東急大井町線旗の台駅の5・6番線、それから下神明駅および戸越公園駅、りんかい線の大井町駅が予定されてございます。

○新妻委員 確認をさせていただきました。

今、課長からもお話がありました。この事故がありました下神明駅は、2019年の下半期につくというふうに報道でもされておりました。ここは急行電車が通過する駅であります。何とか1日でも早く、下神明駅に設置がされないかというふうに思うわけですが、このようなことが品川区、事業者との間で何かやりとりがされているのか、少しでも早い設置が可能なのかどうかという見通しをお伺いいたします。

○鈴木都市計画課長 転落死亡事故が起きました下神明駅、直後に区のほうで東急電鉄に確認してご

ざいます。あわせて安全対策等の申し入れも口頭で行っているところですが、やはり今、ご紹介いただきましたように、来年度の下半期ということでしたが、この要因としては、直ちに工事着工ということではなく、その前段階として設計ですとか、あるいは現場の確認、調査等々がございませう。それから、製品発注等もございませう。そうしたところでの下半期ということでしたが、区としても、整備助成を行うものでございませうので、その助成の協議の中で、少しでも整備が早急に行われないか協議しながら進めていきたいというところですが。

○新妻委員 なかなか今のところは見通しは難しいという状況ですが、東急電鉄とのやりとりの中で、少しでも早く設置がされるようであれば、その対応を品川区での取組みをお願いしたいと思います。

次に八潮のまちづくり検討についてお伺いいたします。

これは平成29年度の新規事業として予算が計上され、これまでに2回、八潮の自治会をはじめ諸団体の方々が集っての会合が持たれております。

そこで確認したいのは、この事業には、コンサルタント会社が入っておりますけれども、このコンサルタント会社はどこか。そして、品川区内での実績をお知らせいただきたいと思ひます。

あわせて、2回行われた会合で出された資料ですが、これは区側がこのような内容でとコンサルに依頼をしているのか、または逆に、コンサルから出された内容を区が確認をして、これでいこうというふうになっているのかお知らせください。

○鈴木都市計画課長 平成29年度調査委託のコンサルタント会社ですが、契約先は株式会社オオバという会社でございませう。

それから、過去の区内の実績でございませうが、同様のまちづくりの委託について、1件、受注実績がございませう。

それから、平成29年度2回の懇談会の資料でございませうが、基本的には区のほうで、八潮地区の現状ですとか、そういったところをお示しする資料を区のほうから指示をさせていただきますして、修正を何度かやらせていただきながら資料として使わせていただいたというところですが。

○新妻委員 私もこのまちづくり検討の会合のところに一住民として参加をさせていただきました。ここで出された資料を私も見させていただきましたが、テーマが大きいことで、なかなか場の話し合いがうまくいっていない、なかなかまだ合致していない、区と現場の方々との意思の疎通が難しいということを感じております。また、資料に関しても、八潮の地元地域の方々は、地元のことに特化したことを知りたいという思いもある中で、その話の中でも出ておりました。品川区全体から見た八潮ということも大事だけれども、八潮に特化したもうちょっと具体的な資料が欲しいというようなお声もありましたので、今後はそのようなことにもぜひ対応していただきながら、回を重ねていくことも必要だと思っております。回を重ねていく中で、いい方向性が見出されてくるかと思ひますので、そこら辺も踏まえて、今後もぜひお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 八潮団地は、昭和58年に竣工し、入居が開始されてからおおむね35年経過してございませう。耐用年数を考えますと、あと25年程度と、全体のまちづくりが動き出すのはもうちょっと先かなというところですが、やはり団地再生、大きいまちづくりは非常に時間がかかるということもございませうして、区のほうで予算をとらせていただいて、これはやはり地域の方からは、一体何をやる会なのだという質問もいただいております。まさに今、委員にご指摘いただいたような資料の中身についてもさまざまな意見をいただいております。こういったところをしっかりと受けとめ

て、資料も改良を加えながら、地域の方の声も聞きながら、場合によっては同じことの繰り返しになるかもしれませんが、それが将来、大きなまちづくりが動いていくときに、しっかり役立つような何か基礎的なものとして取りまとめられるように、地域の方と一緒に考えていきたいと思えます。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いします。

次に、しながわ区民公園の改修工事について伺います。

今現在も区民公園の改修は続いているところではありますが、区民公園が改修されまして、プレイパークと子どもたちが選んだ遊具の広場、相乗効果でかなり多くの人でにぎわっているところを私も見かけております。利用しているお母さんから暑さ対策としていただいた声に対しては、パラソルの移動や設置、子どもが見える場所へのベンチの移動など、すぐに対応をしていただいたことには大変喜んでいました。また引き続き、暑さ対策にはぜひ取り組んでくださいというご要望もいただいております。

また、公園の管理棟の前の広場では、レンタル自転車がありまして、特に休日にはかなり利用者があるそうです。大型連休、また連休のときには、本当に多くの方が利用されているということでした。さらに外国人のご家族の利用もあるということでお声をいただいたのですが、ここで受付をしてくださっている方はシルバー人材センターの方であります。利用者の利用説明のところには、日本語でしか表記がないということで、ぜひ利用の案内を多言語化してほしい、そういうお声もいただきました。さらに、ちょっと何か注意をするときに声がけをしたいのだけれども、いかんせん日本語しかしゃべれないということで、言葉が通じないということで苦慮されておまして、何か翻訳機みたいなものもここにあればいいのだけれども、そういうお声もいただいておりますが、今後の区のご見解をお伺いいたします。

○溝口公園課長 しながわ区民公園でございます。この間、さまざま改修工事をさせていただいて、非常に利用率が上がっているというのは私どもも実感しているところでございます。

そういった中、レンタル自転車、非常に人気があるような、年間を通じて1万人以上がご利用するような施設でございます。そのような中で外国人居住者も増えてきている関係で、やはり外国語の表記といったものは必要だと考えておりますので、まずは、今、レンタル自転車の注意喚起のところの多言語化、そういったものに取り組んでいながら、また、利用状況等を見ながら、必要であれば必要な措置をとっていきたくと考えているところでございます。

○新妻委員 品川区内の外国人居住者の方も本当に増えていると思っておりますので、具体的に今後とも前向きにぜひご検討をお願いしたいと思えます。

最後に、しながわ水族館です。しながわ水族館は、羽田空港から一番近い水族館、そして羽田空港に一番近い水族館、行きも帰りも活用されるようなインバウンドの誘致のところでお伺いしたいと思います。今後の予定をお知らせください。

○溝口公園課長 まず、しながわ水族館のインバウンド、国際化に対しての取組みですが、1つは、11月に台湾の国際旅行博への出展、そういったものを考えています。さまざまインバウンドについては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 178ページ、やさしいまちづくり整備費に関連して、西大井駅の混雑について、180ページの広町地区整備検討委託より、単独検討業務委託、この庁舎について、184ページの区営住宅より、同性カップルの申込資格を伺います。

まず、西大井駅の混雑ですけれども、通勤時間、西大井駅から品川駅方面の横須賀線に乗る際、あま

りにも電車が混雑していて、西大井駅から電車に乗れない状態が続いております。以前から早朝の通勤時間は混雑しておりましたが、とりわけ隣の武蔵小杉の駅前開発の影響が加わり、もう本当に電車はいっぱいで、隣の駅で既にいっぱい、西大井駅は降りる人が少なく、圧倒的に乗る人が多いため、例えば、足をけがして松葉杖をついている方や、サラリーマンの方はもちろん、女性や妊婦もこの混雑に本当に困っております。この混雑は問題だと、もはや危険だと思いますけれども、いかがでしょうか。ぜひＪＲに混雑解消を求めているいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長　　ＪＲ西大井駅の電車の混雑についてでございますが、私もこの駅を利用しております。それから、ＪＲにも確認してございます。ＪＲに確認しましたところ、電車の中央部あたりで乗れない方がいて、次の電車を待つといったことも発生しているということでございます。基本的に湘南新宿ラインと横須賀線、２つございまして、特に湘南新宿ラインは、８時台、９時台、本数も少ないというところもあって、そういった事象が起きているというところでございます。

お尋ねの鉄道事業者への申し入れでございますが、ＪＲとはこれまでも大崎駅の混雑緩和などについて、さまざまな機会を捉え協議を行ってございます。西大井駅につきましても、こうした機会を捉えながら、区としても状況の確認や鉄道事業者としての捉え方などを確認しながら、必要な協議を行ってまいりますというふうに考えてございます。

○中塚委員　　必要な協議を行っていききたいということですが、ぜひ状況を把握していただいて、混雑解消をＪＲに申し出ていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、広町地区整備検討委託について、区からは予算特別委員会で、「区の庁舎の再配置の検討、導入施設等がどのようなものが考えられるか検討」と答弁がありました。まず、委託先はどこか。予算１，５００万円に対して決算額は幾らか。そして区に委託先から納品されている報告書には何が書かれているのか伺います。

○稲田都市開発課長　　まず委託先でございます。ＪＲとの共同検討と、区単独検討ということで予算が組み立てられておりますが、今ご質問の区単独検討についてですが、予算は１，５００万円、決算額は２，３９７万６，０００円でございます。

委託先は、日建設計に委託しております。

報告書の内容につきましては、ＪＲとの共同検討において必要な区の関係の検討を行うというところでやってきておまして、都市計画の中で、どのような施設建物等ができるのか、賑わいの必要な施設建物とは、仮にどのような規模のものができるか。要するに、道路とか広場とかの関係で、どういう建物が都市計画上できるかということを検討したものでございます。

○中塚委員　　この庁舎の建替えについて、日建設計に委託し、１，５００万円の予算に対して、ご説明ですと、２，３９７万円に膨れ上がっております。なぜなのか伺いたいと思っております。

あと、この報告書の内容ですけれども、仮の規模などありますが、今の説明ではよくわかりません。何ページ分あるのか、目次には何と書いてあるのか、その報告書を公開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長　　この検討内容が増えたことについてですが、これはやはり広町地区、５ヘクタールほどを想定しながら、今、ＪＲと検討方針の協定を結んでおりますけれども、さまざまな検討をしなければいけないというところがございます。地区内は高低差が非常にありますし、周辺の状況等もさまざまでございますので、さまざまな検討をやっていくというところにおきまして、今後さらに検討を進めていくためには、諸条件を検討する必要があるということで、その状況に合わせて増額になっ

たものでございます。

それから、検討結果、ざっくりどれぐらいのページ数かということでございますが、これは報告書としては、大体200ページぐらいあるのではないかと、その程度のものでございます。

それから、この内容を公開してほしいというお尋ねでございます。これはまだまだ調査検討、仮の、例えばこういう場合、ここに道路を通した場合はこうなるとか、この建物の容積といいますか、大きさはこれぐらいになるとかというようなところを、まだまだ検討している最中でございます。東京都や警視庁、その他、道路管理者、関係機関とも今協議を進めている中で、今、さまざまな可能性を模索しているというところでございますので、現段階でこれを公表するという考えには至っておりません。

○中塚委員 区が2,397万円の税金を使って、200ページほどの報告書が、なぜ公開できないのかと思います。しかも、庁舎がどのような大きさになるのか、どのような施設ができるのか、そこを直接検討されているものを区民に公開しないというのは問題だと思います。広報広聴課長も区が取得した情報は区民の財産であると認めております。まさに2,000万円の報告書は区民の財産です。なぜ見せられないのか、改めて伺います。庁舎の建替えについて、それを公開しないということは、計画当初から住民参加、議会の関与を否定するものだと思いますが、現段階で公開できないというのであれば、いつの段階で公開するのかあわせて伺います。

○稲田都市開発課長 広町地区、JRの社宅跡地、区有地も含まれます。そういうところにおきましては、しっかりと広町のまちづくりをやっていききたいというふうに考えて、現在、検討を進めているところでございます。そういう中におきまして、庁舎の検討というふうなお話でございますが、我々、この都市計画、都市開発、どのように進めていくか、このまちづくりをどのように進めていくかという中におきましては、建物の規模とか、そういうものがどのようになっていくかという、まだまだ検討の途中というところでございますので、この段階で区民の皆さんにお知らせすることは、まだまだ早いというふうに考えております。この公表時期ですが、これはしかるべきときになれば公表していききたいというふうに考えております。

○中塚委員 隣の広町地区の開発とは切り離して、住民参加をしっかりと位置づけて、この庁舎は区民のものであり、情報も区民のものであり、ぜひその資料は公開するよう強く求めたいと思います。

次に、区営住宅の使用者資格について伺いたいと思います。

条例では、使用者の資格について、「婚姻の届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者、そのほか婚姻の予約者も含む」とあります。つまり、事実婚も申込資格があるということです。ならば、同性カップルも使用者資格の対象にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、23区で区営住宅の入居対象に同性カップルを認めている区がありますが、他区の状況も伺いたいと思います。

○森住宅課長 区営住宅の入居資格でございますが、今、委員からご案内いただきましたが、「現に同居し、または同居しようとする親族があること」と規定しております。同性カップルについては、親族関係が確認できないことから、現在、入居を認めておりません。

他区の状況につきましては、渋谷区、世田谷区、文京区などで、それぞれ区営住宅への入居を認めている区がございます。

○中塚委員 同性カップルは親族関係が認められないというのは、あまりにも偏見だと思います。同性カップルも事実婚として認めない理由は何か伺いたいと思います。事実婚であっても、異性カップルは認め、同性カップルは認めないというのは、なぜなのか伺いたいと思います。

○森住宅課長 親族の要件といたしまして、婚姻というふうに示しております。これにつきましては、民法や戸籍法に基づきまして、住民票に記載されているものをこちらとしては確認しているところでございます。

同性カップルにつきましては、親族関係が確認できないというところで認めているものではございません。

○中塚委員 事実婚も届出を出した結婚も、どちらも2人の合意です。そういう意味では、同性カップルについて婚姻が認められないというのは偏見だと思いますが、いかがでしょうか。

○森住宅課長 婚姻というものにつきましては、繰り返しになりますが、民法、戸籍法で示されておす。また、事実婚につきましても、戸籍住民課窓口での申し立てに基づきまして、住民票に未婚の妻、未婚の夫というふうに書かれるというところがございますので、そういった意味で、区としては事実婚についても入居要件として認めているところがございます。

○中塚委員 婚姻について、憲法では、両性の合意と記されております。この規定の歴史的な背景は、親が決める婚姻から当事者2人が決めるとの変更ですので、両性が男女を示すものではなく、あくまで2人の合意との見解があります。憲法解釈にもさまざま議論がありますが、区の規定で同性カップルを可能にすればよいだけです。国は区営住宅の使用者資格について、自治体の判断に委ねております。実際の社会には、同性カップルが存在しているわけですから、区が同性カップルを対象にしないのは、性的指向を理由にした差別です。性的指向を理由にした差別をなくすというのが品川区の立場ではないのか伺います。

○森住宅課長 同性カップルの方々、性的マイノリティの方々につきましては、人権啓発課を中心として、区全体で今議論を進めているところがございます。区全体でそういった方々への配慮に向けた支援でありますとか、そういったものを確認していきながら慎重に議論していくというふうに考えております。

また、区営住宅の入居につきましては、そういった具体的な展開の1つとして、また検討していくものかと考えておりますので、関係所管と協議を進めながら、そういった対応を進めていきたいというふうに考えております。

○中塚委員 慎重に議論していきたいとのご答弁でありますけれども、同性カップルについて、住宅の確保は深刻な悩みです。ぜひ品川区自身も、アンケートなどをもって、今どういう状況に置かれているのか、どこに困難を抱えているのか、ぜひアンケートをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、大家をはじめ不動産屋にも、まだ偏見や差別が根強く残り、性的指向を理由に部屋を紹介しないという実態がまだまだあります。こうした中で、既に結婚や、またパートナーとの気持ちをお互いに確認し、民間アパートで暮らしている同性カップルもいらっしゃいます。セクシュアルマイノリティの理解を広げ、差別をなくすことが急がれている中、品川区自身が性的指向で区営住宅の使用者資格を差別することは絶対に許されません。差別をなくし、同性カップルも対象にすることは、住宅施策の大事な要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森住宅課長 同性カップルの方への区営住宅の入居につきましては、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、区全体での慎重な議論が必要かというふうに考えております。そのような議論を進めながら、区として1つの具体的な展開として、性的マイノリティの方への区営住宅の入居も1つ議論になるのかというふうには考えております。

その中で、人権啓発課等が中心となりまして、そういった議論を進めていく中で、さまざまな方の声を聞いていきたいというふうに考えております。

○中塚委員　さまざまな声も聞いていきたいということですが、世田谷区でも住宅や暮らしに関するアンケートを集め、自治体の計画へ民意の反映をしております。ちょうど第5次男女共同参画のマイセルフ品川プランの素案も発表されました。ぜひ同性カップルの区営住宅への対象拡大を強く求めて質問を終わりたいと思います。

○鈴木（博）委員長　次に、いながわ委員。

○いながわ委員　私から3点お伺いしていききたいと思います。

171ページ、土木総務費、用地管理費についてであります。公有地管理事務に測量委託と出ておりますが、どちらに委託されているのか。平成28年度は21カ所となっております。これは官民境界なのかと思うのですが、実際、どのような測量なのか教えてください。

そして、交通安全啓発費、近年、飲酒や高齢ドライバーなどによる痛ましい事故が絶えません。交通事故は被害者と加害者と実際分かりますが、双方が注意して往来することが事故を抑制するものだと考えております。啓発内容は、平成29年度の予算書にも書かれてあるように、スタントマンを活用した自転車安全教室とか、ヒヤリハット地図啓発事業など多岐にわたって行われております。交通安全に対しての心の啓発や危険な交差点の把握は、実際必要なことではありますが、それでは補い切れないものがあると私は思っております。

例えば、道路の構造上の課題、172ページの道路安全施設費には、区画線や道路反射鏡などの道路に付随したものはありますけれども、実際、構造上の改良は、道路課と交通安全担当と連携されてしっかりやられているのかどうか、具体的に交通安全を目的に道路や路面改良を行った事例があるかどうかを教えてください。

そして3点目が、路面維持管理費に関連して、ここに入るかはわからないのですが、ご存じのように、品川区は、大田区、目黒区、港区、渋谷区が隣接区であります。例えば、ご存じだと思いますが、大森のイトーヨーカドーの前も大田区との区界であります。道路ですので、歩道までが大田区の管理だと言われております。品川区の自宅から一歩外に出れば、もう大田区という感じであります。あと、旗の台の北馬込の区界を東西に走り、環七の夫婦坂の交差点につながる区道も大田区であります。もちろんこれだけではなく、4m道路の狭い道路も隣接区と接している部分があると思いますが、実際、どういった連携をとられているのかをお知らせください。

○今井土木管理課長　公有地管理事務の測量委託についてでございますが、これは例えば法定外公共物などの売り払いに先立ちまして調べるものでしたり、あとは、さまざまに公園と道路、公有地の品川区の区有地との間の境を測量しているものでございまして、年度初めに3社ほど単価契約で業者を見積もり合わせさせていただきまして、現時点では3社、区内業者1社が含まれておりますが、そちらの業者のほうに委託をして実施しているところでございます。

○古郡交通安全担当課長　私からは、心の啓発ということでお答えさせていただきたいと思っております。

区では、先ほど委員がおっしゃっていましたスタントマンを活用して自転車事故を再現して、自転車事故の起きる状況、悲惨さを知って、自転車の交通ルールを守ることが大切だということを伝えております。このほかにもさまざまなキャンペーンを実施しております。その中で交通事故の悲惨さ、被害者の状況だとか、そのようなものを訴えていくことによって交通安全に寄与するものと考えております。

○多並道路課長　私からは、交差点と、隣接の区との関係をお答えさせていただきます。

まず、交差点の件でございますが、これまでも通学路を中心に、学校や警察、交通安全担当、道路課で、現場立ち会いをしながら、いろいろな交差点を中心に通学路の安全対策を進めてきたところでございます。昨年度についても14カ所の交差点改良ということで、例えば、カーブミラーを増やしたり、または交通安全の観点で言えば、啓発看板を増やすなど、そのようなことでさまざまな対策を連携しながら進めているところでございます。

続きまして、隣接の区との道路の関係でございますが、道路法の中で隣の区との関係の規定がございます。この規定に基づきまして、区でも、例えば隣の区とは確認書という形で結んでおりまして、どちらの区がその道路を管理するかということで、その中で決めております。

実際の管理としましては、今、委員からお問い合わせがありましたような状態がありますので、品川区民から問い合わせ等があれば、例えば目の前が大田区の道路であっても、区のほうで大田区と連携を図りまして対策を含め、またワンストップでその方にお伝えするなど、さまざまなきめ細やかな対応をしているところでございます。

○いながわ委員 用地管理に関しては、3社で区内業者が1社ということではありますが、以前にも多少、私が触れさせていただいたのですが、品川区内の土地家屋調査士の品川支部としっかり連携をとられたほうがいいのではないですかという部分を申し上げたいのですが、実際、そのような連携をとることはされているのかどうなのか、もし別の部分でされているのであれば、その業務内容を教えていただきたいと思います。

交通安全啓発費に関しては、交通安全担当課長がお答えいただいたいろいろな心の啓発に関しては、もう重々承知してしっかりやられているということは理解しております。例えば、ヒヤリハット地図、先ほど、道路課長がおっしゃったように、カーブミラーの設置、学校中心という話だったのですが、実際にヒヤリハット地図を見ると、本当に学校の四つ角での事故が記されているのです。そこはちょっと、学校なのに、学校を出てすぐに事故が起きるとするのは、やはりあってはならないことなので、学校の周りはヒヤリハット地図のドットが落ちていないとことを願うところなのですが、結構事故が起きているのが実際にあるので、そこは徹底した安全管理というか、路面改良も含めてしっかりやっていただきたいと思いますが、一言お願いします。

道路維持に関しては、基本的に区界というのは、その区の行政の中心部から離れたところなので、管理が行き届いていないというイメージがあります。おそらく地域の方も、うちは端だからとかという、そういうイメージがあると思うのですが、ぜひ連携をとっていただきたいのが1つ。

先ほど申し上げた馬込に関しては、品川区側だけがバス通りになっているのです。非常に道路が傷みやすくなっていて、それは連携をとっていただいて、1回舗装していただきました。舗装していただいたのですが、しばらくたつと、やっぱり振動が伝わってくると。多分これはアスファルトの通常舗装だと思うのですが、片側だけがバス通りだというのがわかっているのであれば、例えば、多少費用はかかるかもしれないけれども、コンクリート舗装にするとか、低音性舗装工事とか、さまざまな手法があるかと思うので、それをぜひ実行していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○今井土木管理課長 公有地管理におけます土地家屋調査士との連携でございますけれども、この公有地管理の中では契約の中に土地家屋調査士も単体で契約していただくことは可能ですので、今後、呼びかけてまいります。

ただ、今も監察担当の業務の中に、監察業務専門家アドバイス等がございますが、こちらは公共嘱託登記土地家屋調査士会という公共事業を推進する土地家屋調査士の品川支部がございますので、そちら

のほうにお願いしているところです。

○古郡交通安全担当課長 私からは、ヒヤリハット地図の関係でお答えさせていただきたいと思いません。

まさしく学校の周りは交通事故があってはならないということで、警察と道路課と連携しまして、通学路の安全点検を実施しております。その中で危ないところは、看板を設置したり、道路改良したりと、いろいろな部分でやっておりますけれども、今後も引き続き、児童・生徒の事故がないように、しっかりと対応していきたいと思えます。

○多並道路課長 私からは、維持管理についてということで、先ほどご紹介いただいた大田区との境も含め、特にバス通りは振動等の対策は非常に気を遣わなければいけない部分でもあります。そのような観点がありますので、今後も隣の区とはよく連携を図りながら、その状況を伝えながら、また適切なタイミングで補修等を行うよう伝えながら、よりよい維持管理に努めてまいりたいと思えます。

○いながわ委員 それぞれありがとうございます。土地家屋調査士に関しては、しっかり連携をとっていただきたいと思えます。

ヒヤリハット地図というすばらしいものがあるわけですから、しっかりその辺は未然に事故を防ぐように努力をしていただきたいと思えます。

大田区とか区界に関しては、連携というか、それをはるかに超越した仕組みとか、そういうものも考えていっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 179ページの天王洲公園改修工事ですけれども、平成29年度の監査結果において工事監査の結果が書かれていますけれども、天王洲公園のA・B面の改修工事が監査対象になっているのですけれども、改めてこの工事を監査の対象にした経緯と、監査の結果について教えていただけますか。

○小川監査委員事務局長 平成29年度の工事監査につきましては、天王洲公園A・B面の改修工事と、総合体育館の工事を対象といたしました。

委員ご指摘の天王洲公園を対象とした理由でございますが、野球、サッカーをはじめとした人気の公園において、A・B面が人工芝の張替えを行いまして、東京2020大会に向け、さらなる区民の利用に供するというので監査対象といたしました。

監査結果といたしましては、全体的には適切な内容であるとともに、工事後、ブラインドサッカーの国際大会、ワールドグランプリを世界初開催したことによりまして、国内外においても当該公園をアピールするというので、本工事を高く評価するというものでございます。

○藤原委員 その監査結果を受けて、所管の課はどういうふうこれから考えてやっていくのでしょうか。

それと、スポーツの面からも、監査を受けて所管はどういうふう考えているのか教えてください。

○溝口公園課長 今回の天王洲公園の改修工事に伴う監査を受けまして、監査委員事務局長からもお話がありましたように、スポーツの振興が1つ大きな視点にあったと思えます。そういった中で監査を受けておりますので、今後も公園内のスポーツ施設の適正な維持管理、または時期を見た適正な改修、そのようなものをするによって、区民だけにとどまらず、スポーツの推進に公園課としても取り組んでいきたいというふう考えているところでございます。

○藤原委員 わかりました。

次、183ページの耐震改修についてお伺いするのですけれども、私は、9月に区民委員会の視察で

北海道に行つてまいりました。そのとき、午前3時、あの地震を体感させていただいた思いで質問をさせていただきますが、区としては、さまざま耐震化の助成等してくださっていると思うのですけれども、地震はいつ来るかわかりません。道を歩いて家屋が倒壊してしまう可能性もあるわけです。家屋だけではなくブロック塀等もあると思います。だからこれからそれに対してやっつけようという形になっていると思うのですけれども、もし家屋が倒壊して、その場にいた方がけがをしたり、最悪の場合は、もし亡くなってしまつたら、誰が賠償責任というのでしょうか、損害に対しての責任を負うのでしょうか。教えてください。

○長尾建築課長 地震等があった際に、建物またはそれに付属する塀などが倒れることで、道路沿いを歩いていた方に仮に被害があった場合の責任の所在ということですが、その建物、塀を所有されている方、またはそれを使っている方が責任を問われることになるとは考えます。

また、その際に、所有者または使われている方が、どの程度維持管理を適正にしているか、そのような点を含めての責任の所在の確認という話になると考えています。

○藤原委員 私は、正直言って、今日確認をさせていただいたのですけれども、天災に関しては、賠償責任が起きないと思った面もあったのです。でも、今、課長の答弁を伺う限り、維持管理をちゃんとという言い方は変です、どういう規定になっているかわからないのですけれども、維持管理をしていなければ、天災でも被害を受けた方への賠償責任は所有者に来るということですね、改めて。という答弁だつたと思うのですけれども、それを家屋等を持っていらっしゃる所有者が把握していれば、もっと改善のスピードが上がると思うのです。民法だと思つたのですけれども、維持管理がちゃんと、ちゃんとというのは、しつこいのですけれども、どこでどういうふうにするかわからないのですけれども、天災でも自身が所有するもので被害に遭わせてしまつたら、所有者に賠償責任が来るということ、ある意味、はっきり区民の方にお知らせをしていかないと、行政としてはいけないのではないかという思いもあるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○長尾建築課長 建物や塀の維持管理に関する部分につきましては、まず1つとしては、建てる際に法令をきちんと守つてつくっているかどうかというところがあると考えます。また、つくつた後につきましては、その建物なり塀がきちんと維持管理されている、それは建物の規模によっては定期的に点検をして報告するという義務もありますが、そのような報告義務がない建物につきましても、所有者または使われている方につきましては、やはりご自分たちが日常生活に支障がないように使うという観点も含めて、適切に管理するところが求められると考えます。

そのような適切な維持管理をしているかどうか。あとは自然災害が起こつたときの被害の状況などを踏まえて、実際の賠償責任というか、そのような責任の所在につきましては個別の事案になってくると考えますので、一概に全て所有者が負うという話になるとは限らないと考えます。

○藤原委員 しつこいのですけれども、すみません、適切な維持管理というのは、何か行政が認めている規程というか、こういう調査とかをしていけばいいですとかの基準がないと、お家を建てて暮らしていて、私の勝手な個人の意見ですが、維持管理を何年に1回とか、そういう形でやって、維持管理をしていることの証明書とかは出ないと思うのです。やはりここは、だから木造密集でもやっつけたり、木造が多いわけですね。だから施策として応援しているわけですね。現実には、維持管理をしているお宅は少ないと思う。だけれども、いつ起きるかわからない地震で、そのような事故が起こることはもちろん望んでいません。もし家屋が倒壊して、偶然その横に人がいらした。まずはその方が大事ですが、その後、その結果によって賠償責任が来るという可能性があるならば、そのこ

とをやはり区民の方々に行政として教えなくてはいけないと私は思うのです。しつこいですが、私は、天災はそういうふうには賠償責任はいかないと思っておりましたので、もう1回答弁をお願いします。

○長尾建築課長 まず、適切な維持管理の内容につきましては、法令等で具体的にそこまで示されているものではありません。また、所有者個人の方からしますと、建物につきましては、かなり専門的な部分も出てきますので、全てご自分で確認するというところは、現実的にはなかなか難しい部分もあるかと思います。建物を建てる際は、当然、建築士の方であったり、施工者の方であったり、専門知識、経験を持たれている方もかかわっておりますので、まずはその所有者の方につきましては、そのような建物を建てる際にかかわった専門家の方たちに、定期的にご相談されたり、チェックしていただいたり、そういったところを心がけていただくのがまず1つ大事かと考えます。建物に関しての適切な維持管理につきましては……。〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（博）委員長 次、田中委員。

○田中委員 181ページ、4項都市開発費4目都市開発費の都市防災まちづくり事業費、171ページ、1項土木管理費1目土木総務費、駅周辺等放置自転車対策事業について伺います。

先ほどもありましたが、私も北海道胆振東部地震を体験したことから、防災まちづくりの観点で質問をします。

品川区では、「高層マンション防災対策の手引き」、「高層マンションの防災対策ハンドブック」を作成しています。区のホームページによると、「品川区では、高層マンション居住者、管理組合、管理会社を主な対象に、「高層マンション防災対策の手引き」と「高層マンションの防災対策ハンドブック」をお配りしております」と書かれていますが、2017年度の実績で結構ですので、以下2点をお知らせください。

1点目は、どのような方法で配布しているのか。

また2点目は、配布対象となる件数と、実際に配布された件数を伺います。

知りたいのは、管理組合や管理会社ではなく、高層マンションの居住者のもとに届いているのか否かということです。

○古巻防災課長 高層マンションの防災対策の啓発パンフレット等につきましてのお尋ねということで、防災課からお答えをさせていただきます。

2017年度というようなことで今お話をいただきましたけれども、2017年度につきましては、戸別配布ということではなくて、このハンドブックにつきましては、マンションの防災対策アドバイザー派遣事業の中、それから、住宅課のほうで実際に行っている事業でございますけれども、マンション管理組合の防災対策等検討交流会、そういった中でお配りをしているという状況でございます。

ただ、過去、平成26年度になります、日付的には平成27年1月でございますけれども、こちらにつきましては、10階建て以上の高層マンションということではございますけれども、対象棟数492棟に対しまして、防災の手引きのほうを配布いたしまして、これは管理組合に対して1冊ずつということになります。

それから、492棟のそれぞれの居住者に対しまして、防災対策のハンドブックを総計で3万9,808部、各戸別に配布をしております。

○田中委員 防災まちづくりの視点から、それは大変残念な答弁だと思いました。

防災対策の手引きの2章には「在宅でできる備えを行っていますか」という章立てで、高層マンション内での在宅避難のすすめとして、家庭内でできる備えが示されていて、とても参考になります。以前、

「わが家の防災ハンドブック」が全戸配布されましたが、高層マンションは、居住者が高層マンション特有の対策を意識する必要がありますから、全戸配布の仕組みを検討されるべきと考えますが、区の見解を伺います。

あわせて、現在、相当数の高層マンションが建設あるいは今後計画されていると思いますが、居住者全戸配布を前提とする防災対策の手引きの作成・配布にかかる経費は、ざっくり見積もるとどのくらいになるのか知っておきたいと思います。お知らせください。

また、高層マンション以外の集合住宅でも、「高層マンション防災対策の手引き」、ハンドブックが居住者の全ての方にわたる仕組みとなっているのか確認をさせていただきます。

○古巻防災課長 まず、今後の各戸配布に関しましては、防災対策に関しての一般的な冊子になりませんが、「わが家の防災ハンドブック」、これは今年度改訂を進めておりまして、当然、マンションに関する在宅避難の考え方であったり、さまざまなマンションに関することについても触れておりますので、こちらについては各戸配布をしていくということで考えておりますので、そういった中で、対策、啓発は進めていけるのかと考えております。

また、こちらの手引き、ハンドブックですけれども、平成27年度に492棟のマンションに対して配布した際も、配布の経費については168万円ほどでありますので、これに加えて印刷経費等がかかってくるかと思えます。

また、その後、マンションが増えていまして、平成29年3月現在で、分譲マンションの棟数については1,596棟という調査結果を防災課では把握しておりますので、492部で168万円という配布の委託件数になっていましたので、その3倍ぐらいの数の経費がかかってくる。それから、プラスして印刷経費としてかかってくるのかというふうに考えております。

○田中委員 先ほども申しましたが、この手引き、とてもよい資料だと思っております。ですので、ぜひ全戸配布してほしいということを思っています。新規入居があったときにも、必ず住居者の手に渡る仕組みをぜひ持っていただきたいと思うのですけれども、見解を伺いたいです。

続けます。集合住宅での非常用、災害時用トイレの準備や設置は必要です。「高層マンション防災対策の手引き」の19ページでは、「トイレの水を流すのは安全確認がされてから！」と、びっくりマークをつけて注意を呼びかけています。北海道地震のときに滞在していたホテルでは、災害時用簡易トイレ、非常用トイレの準備がなく、トイレ使用後は、ためていた水で流し込む方法で対応しました。被災者に開放されていたロビーのトイレは、流すための水もなく、非常用トイレの備えもなかったため、トイレから汚物があふれている状況でした。高層マンションをはじめ集合住宅での災害時用簡易トイレの準備が進んでいるのか、区として管理事業者や住民へ呼びかけや啓発が絶対に必要だと考えますが、どのような対応を行っているのか伺います。

そして、総務費での質疑の中で、震災時にトイレが使用できるかどうかは、地域でも下水道の点検ができるよう点検方法の周知をしていくとのやりとりがありました。下水道管の点検方法については、どのような周知をされているのか伺いたいです。

また、管理事業者や住民への防災の呼びかけの部分で、集合住宅にも海外の方や障害のある方がいらっしゃる。その方たちと意思疎通ができるよう、コミュニケーションボードなどのツールを検討し、管理事業者と共有することも必要だと考えますが、何か検討されているのか伺います。

○古巻防災課長 まず、新規入居の方、転入の方への対応でございますけれども、現在、「わが家の防災ハンドブック」あるいは防災地図を転入者の方にお配りしているというようなことをやっております。

す。「わが家の防災ハンドブック」の中で、そのマンションの防災対策についても、今後きちんと啓発をしていこうというふうに考えておりますので、そういった中で冊子のご紹介も含めてさせていただきたいと思っております。

それからあと、ホームページのほうにもデータ、PDFという形になりますけれども、冊子類については掲載をしておりますので、そういったご案内も適切にさせていただければというふうに思います。

また、マンション特有の下水管のチェック等につきましては、今現在、しながわ防災学校の地域実践コースといった中で、マンションの防災対策をコースの1つとしてやっております。また、マンションの防災アドバイザー派遣ということで、個別にお問い合わせ等があったマンションについて、防災アドバイザーの派遣を事業として行っておりますので、そのような中で下水道のチェックの仕方等、簡単にお伝えする機会がございますので、そういった中で啓発を進めているところでございます。

また、コミュニケーションツールに関しましては、これはマンションに限らず、災害があった際に、外国人対応ということは必要なことと考えておりますので、今現在、不十分な面もございますけれども、こういった形で外国人の方々の課題も出てきておりますので、今後、適切にさせていただきたいと思っておりますし、「わが家の防災ハンドブック」につきましては、英語版、中国語版、韓国語版の、日本語を含めて4カ国語での対応ということで、防災地図も含めて多言語対応を今後進めていきたいと思っておりますので、そのような中で周知啓発に努めていきたいと考えております。

○田中委員 下水道の点検方法についてなのですが、災害時のトイレのことは、集合住宅は本当に大変だと想像がつくではないですか。なので、ぜひ防災学校に学びに来た方だけではなくて、居住者一人ひとりの方が意識できるような呼びかけをぜひこれからしてください。本当に困ってしまうことになってしまうので。

それと、「わが家の防災ハンドブック」が改訂され、そのことでもトイレについて触れるということだったので、本当にしっかりと書いていただいて、何も知らずに流してしまうと、どのようなことが起きるということを詳しく書いていただいて、どの方も本当に注意をされるようにお願いします。

ハンドブックでの多言語化対応もわかりました。どうぞよろしくをお願いします。

障害のある方たちや海外の方のトイレのことや、もしものときの意思疎通のツールは、集合住宅以外にも、ホテルや店舗、企業などへの設置の促しも必要だと考えています。ぜひ全庁的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

防災ではなく、発災後の話になりますが、公衆電話について伺います。

区民委員会の視察で地震に遭遇した折りに、家族や知り合いに安否を報告できたのは公衆電話でした。10円玉を入れて電話利用し、電話を切った際に投入した10円玉が戻ってくるシステムで、北海道全域で無料開放されました。ちなみに、テレホンカードは使えませんでした。NTTに伺ったところ、品川区内の公衆電話の設置数は390台で、うち屋外は219台ということです。携帯電話の普及にあわせて全国的に公衆電話が撤去されて減少傾向にあります。災害後の備えとして大変有効であり、必要なものだと主張いたします。災害の備えとして、品川区が一部の補助金を出すなどして、NTTに協力要請をして増設に向けた協議をぜひ進めていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

○古巻防災課長 土木費と少し離れているのかという気もしますが、公衆電話に関しましては、一義的には利用者の設置の判断が入ってくるのかと思います。品川区におきましては、そのようなこともございますので、避難所に災害時には使えるようにということで、災害時優先電話を5台ずつ備蓄を

しておりました、災害が起きてからNTTに要望して、避難所でそのような公衆電話を使えるような体制をとっておりますので、まずはそこの中で使っていただくということで啓発をしていきたいと考えます。

○田中委員 まず、防災まちづくりの視点から質問しているので、ここではないということはないと思うのですが、先ほどの質疑の中にもありましたが、ホームドアには一部補助金を出しています。そのような形でNTTに協力を要請して増設に向けた協議をぜひ改めて進めていただきたいと思います。見解を伺います。

次に行きます。駐輪場について伺います。

きゅりあんの駐輪場では、幼児2人同乗用自転車のチャイルドシートの高さ制限があり利用できません。この件については、以前にも生活者ネットワークで指摘してきましたが、駐輪場改修時にはぜひ改善をしてほしいと思っています。また、平置き駐輪場でも、庁舎前や、その他の駐輪場でも、幼児2人同乗用自転車は、前かごが子どもの座る場所になっているなど、形状が普通の自転車とは違い大きいので、駐輪しようとしても両サイドに同様の自転車が駐車していると、駐輪スペースにとめることができません。区民の方からも駐輪場の間隔が狭過ぎて使い勝手が悪いという声が私たちのところに届いています。生活者ネットワークは、2013年の決算特別委員会の中で、駐輪場の幅について質問しています。新設した五反田文化センターで35cm、これはちょっと問題になり、その後、スクエア荏原では86台中76台が40cm、そして10台分、これが幼児2人同乗自転車用ですが、50cmです。最近はこのような大きな自転車や、重量が重く持ち上げにくい電動自転車が普及しています。駐輪場を新たに設置するときや、古くなった駐輪場の改修時、システム変更で改修になるときは、幅やラックの高さを現在の自転車に見合ったものに変更するよう求めますが、見解を伺います。

ちなみに、最近、区が設置した駐輪場の数と、幅の主流は50cmになっているのかどうかもお聞かせください。

○古巻防災課長 まず、公衆電話の件についてお答えをさせていただきます。

公衆電話を増設するということでの連絡手段の確保ということについては、1つの考え方ではあるかと思いますが、区といたしましては、被災時に安全が確実に確保できる場所ということで、避難所での設置を進めているところがございますので、そのような中で避難所でも使えるということは今後啓発をしていくということも重要なことになってくるかと思えます。そのような面でさらに連絡手段の確保を進めてまいりたいと思えます。

○古郡交通安全担当課長 私から、品川区営の自転車等駐車場の関係でお答えさせていただきます。

区営の駐輪場に関しては、平成29年度、ラック幅の変更ということで、30cmだったものを40cmから60cm、電動アシスト車に対応できるような形で全て改修をしているところがございます。

あと、新設の関係ですが、西大井の駐輪場で、当日利用分で63台分増やしております。あと、大森駅に関しては、平置きということで設置をしているところがございます。

○田中委員 区では、在宅避難を勧めていると思えます。なので、避難所で設置されている電話を使ってほしいというのは、ちょっと区の方角性と違うのではないかということをおもいます。公衆電話は本当に必要だったのです。実体験として語っています。ぜひ前向きに協議がされるようお願いいたします。

放置自転車対策についても伺います。

武蔵小山駅周辺まちづくりビジョンでは、区は自転車の利用について、推進する方向なのか、抑制す

る方向なのかお答えください。

○古郡交通安全担当課長 今現在、近い方は歩いてきてくださいという方針でいるところでございます。

○古巻防災課長 避難所の公衆電話の件ですけれども、避難所は、災害時に地域での防災の拠点となる施設というふうに位置づけをしております。在宅の避難の方につきましても、例えば物資の配給場所については避難所になってきますし、情報も避難所に多く集まってくるというふうに考えておりますので、そういう意味で、在宅避難の方も避難所と連絡をとっていただくということが1つは重要かと思えますし、また、避難所に赴けば電話が使える状況もございますので、そのような形でご理解いただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、171ページ、駅周辺等放置自転車対策事業と、道路占用許可にそれぞれ関連して質問をまずさせていただきます。また、177ページ、景観まちづくり推進事業、天王洲地区についてお伺いいたします。

まず、駐輪場の件ですけれども、区民の方から、区営の自転車駐輪場の当日利用の駐輪場の料金、1日150円が少し高いのではないかというお声をいただきました。私は、受益者負担でそのぐらいの料金はやむを得ないのかと思っていたのですけれども、民間の自転車駐輪場を見ますと、区内には8カ所ありまして、1日の利用料金が100円のところが8カ所中7カ所、そして最初の1時間や2時間は無料というところが多い状態となっております。そうすると、民間のほうが区営より安いということになっておりまして、これには違和感を覚えておりまして、公共サービスとして民間より駐輪場の料金が高いのはいかがなものかと思えます。せめて民間の駐輪場が多く設定している1日100円ぐらいに1日利用料金を値下げしてはいかがかと。料金の再検討をされてはいかがかと思っておるのですけれども、区のご見解をお聞かせください。

○古郡交通安全担当課長 自転車等駐車場の関係でありますけれども、区では、先ほどおっしゃっていた当日利用で150円ということになっております。区の駐輪場は、通学・通勤といった長時間を利用していただく方を対象としておりまして、短時間の買い物はこういった民間の方をご利用いただく、民間ですと、最初の2時間は無料なのですけれども、それに1時間ごと50円だとか加算されていくものがございますので、やはり1日使って150円というのは、現在進めているところで実施していきたいと思っております。

○筒井委員 わかりました。では、民間と区営の駐輪場はそのような趣旨で、ある意味、すみ分けをしているというか、利用者の利用状況の違いを踏まえて、そうした設定をされているということなので、それが多分、区民に伝わっていないから、民間に比べて割高感を、1日料金については感じてしまうことになっている原因かと思うのですけれども、その点、今後の区民への説明、周知という点は、どのようにお考えでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 その辺の広報関係につきましては、ホームページ等を含めて広報啓発を行っていきたくと考えております。

○筒井委員 承知しました。やはり区民生活に一番密着した自治体の公共サービスなので、やはりそうした公共の、品川区の区営の駐輪場は高いのかという疑問を区民に抱かれないような方策を今後しっかり行っていただきたいと思います。

続いて、道路の占用許可に関連して質問させていただきます。

現在、植栽やその他の工事で、作業車が道路に停車されていることが多いかと思うのですけれども、これが通勤時間帯におきまして、相当、一般の区民の方や営業車などの通行の妨げになっております。特に狭い道路では渋滞みたいなことが起きているので、そうした工事等で作業車を道路に停車する時間帯を通勤時間帯をせめて外していただきたいと。例えば、10時以降にやっていただくとか、また土日の活用などをやっていただきたいのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 工事に関しましては、道路使用許可ということで警察のほうで許可をしているものでございまして、警察では、時間帯とか、早朝からやらないように指導していて、実施許可が8時半ごろからやっていると思うのですけれども、それは個別に案件に対して警察が許可を出しているというふうな認識をしております。

○筒井委員 では、個別の案件でそれぞれ対応されているということなのですけれども、そうであるならば、やはり狭い道路でそうした作業をやって停車する場合は、渋滞等を考慮していただいて、なるべく一般の方の通行の妨げにならないような配慮をお願いしたいのですけれども、その点のお考えをお聞かせください。

○今井土木管理課長 土木管理課におきましては、道路工事調整協議会という形で、いわゆる水道、ガスなどの占用企業者または区関係の企業者等と、どのように道路を使っていくかということとを年4回協議を進めております。そういった中で、そのような確認事項については徹底していきたいと思っております。

なお、その会議には、警察の所管の方にも出席していただいて、指導、啓発をしていただいているところでございます。

○筒井委員 ぜひよろしくをお願いします。結構渋滞になって、また自転車の方も最近道路を走られている場合が多いので、結構危ない場面に出くわすときがありますので、ぜひそうした配慮も今後の協議会等々で検討をよろしくをお願いします。

続いて、天王洲地区についての景観重点地区指定等をお聞きしますけれども、天王洲地区は、すなわち東品川二丁目ということで、今、景観ルールの検討を、東品川二丁目の居住者や事業者団体の方とまちづくり研究会の中で進めているかと思うのですけれども、検討の声をもっと広げていただきたいということを考えております。それはすなわち、天王洲に来訪される方は、やはり周辺の隣接地域、例えば、東品川一丁目や東品川三丁目、最近では東品川五丁目にも大規模なマンションが建ちましたけれども、そうした隣接地域の区民の声もしっかりと聞いていただきたいのと、こうした景観まちづくりをやっていきますという周知をもっと行っていただきたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○鈴木都市計画課長 ただいま委員にご紹介いただきましたように、天王洲地区重点地区化に向けて、今、地域に研究会を立ち上げていただいて、区と一緒にその方向性を考えているというところでございます。研究会を立ち上げるにあたっては、地区内の居住者の方、あるいは働いている方をぜひメンバーとして入っていただけませんかという周知を行ってございます。それから、地元のほうで従来から積極的にまちづくりを進めている方々にも入っていただいております。

さらにそういったエリア以外の外側の方々の声ということでございますが、重点地区化にあたっては、いろいろまちづくりニュースも配布しながら、あるいは駅のほうにも置かせていただきながら進めさせていっている。さらには、つくり上げていく過程では、広くパブリックコメント等を行いながら、より多くの方の声をお聞きして、重点地区化に向けた検討を進めてまいりたいというところでござい

す。

○筒井委員 ぜひ幅広く声を聞いていていただきたいと思います。

なぜそう思ったのかというと、「天王洲景観まちづくりNews Vol.01」で、アンケート結果があると思うのですけれども、「いつまでも住んでいたい街」という項目で、居住者は「そう思う」が76.5%、事業者の方が13.3%と、当たり前かもしれないですけれども、事業者の方はどうしてもモチベーションが低くなってしまいますので、できるだけ実際に居住されている区民の声、特に周辺隣接地域の声もしっかり拾っていただきたいと考えております。

また、そのアンケートでも、水上タクシーなど運河を利用した交通手段の充実を進めてほしいという声がありますので、今後、水上タクシーや水陸両用バス、運河の利用交通手段の利便性を高めていっていただくということも、景観とあわせてやっていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。よろしくをお願いします。

○鈴木（博）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 成果報告書174ページ、道路新設改良費、大井町駅周辺バリアフリー工事費、179ページ、公園新設改良費の中の八潮北公園改修工事についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、大井町駅周辺バリアフリー工事に関連しまして、先日、イルミネーション点灯式と同時にデザインマンホールが設置されたと思います。これ、シナモロールのデザインのマンホールの蓋です。これがイトーヨーカドーの大井町駅のところに設置され、私もデザインの確認をさせていただきました。これ、非常に見やすいところですので、私も評価をしております。

その中で、まだ半月弱なのですが、区の方、区外の方からも、いろいろ声も来ていると思えますけれども、まず最初に、現況をお知らせいただきたいと思います。

○多並道路課長 デザインマンホールにつきましては、今、委員からご紹介いただきましたとおり、10月27日に大井町のイルミネーションの点灯式のときにあわせて、しながわ観光大使シナモロールをデザインしたマンホールの蓋をイトーヨーカドーの横の歩道につけさせていただいてございます。問い合わせにつきましては、マンホール自体の問い合わせというよりも、今多いのが、それに伴うマンホールカードの発行があるのかなのかという形のお問い合わせが、道路課のほうもそうですけれども、観光協会のほうにも来ているということで、そのような中で認識しているところでございます。

○高橋（伸）委員 まず最初に事務事業概要を拝見しますと、平成30年度は3カ所設置ですという記載があったのですが、これはいろいろ規制とかもあると思うのですが、平成30年度中にまだ設置の予定があるのかなのかということと、あと、マンホールカードはどれぐらいの配布数を見込んでいるのか、あるいは、あとは道路課のほうで配布をするのか、河川下水道課のほうでやるのかということも問い合わせをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○多並道路課長 まず、事務事業概要の中にあります3カ所というのは、マンホール蓋とあわせて、道案内のタイルということで、同じくしながわ観光大使のシナモロールをデザインした道案内タイルを設置して、特にオリンピック会場になる大井ふ頭中央海浜公園の周辺の道路に、区内の観光資源がそこにあるということをお知らせするために設置しようということで、それを3カ所、工事をこれから進めようとしているところでございます。

また、マンホールカードにつきましては、もともと2,000枚を予定したところでしたが、発行元といろいろ調整した結果、もう少し発行できるということで調整が整った関係で、いろいろ予算を流用

させていただいて、今、6,000枚ほどを予定して、先行したハローキティのマンホールカードを発行した多摩市の事例を聞きながら行くと、やはりそれぐらい必要だろうということで予想しまして、今、予定しているところでございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。どうもありがとうございます。下水道、そして道路課、観光促進の観点からも、ぜひこれからもやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、179ページ、八潮北公園改修工事に関連しまして、今年の11月20日にオープンしましたスケートボード場についてお伺いしたいと思います。

これはオリンピック競技化を見据えて、機運醸成の中、渋谷区の宮下公園のスケートパークは閉鎖になったというところで、特に品川区内のスケートボードの愛好者からも親しまれていると思います。また、同じ行政が管理しているところで、八王子市の戸吹スポーツ公園スケートパークというのがあるのですけれども、そこは4,100㎡、非常に広い全国一ぐらいを誇るスケートパークです。そのスケートパークは、大人が1日500円、中学生以下が200円、品川区は中学生以上が区民は200円、小学生以下が100円ということです。区民以外の方は、中学生以上は400円、小学生以下が200円というところで、やはり料金的には、ぜひこれはあって当然のことだと思います。これからスケートボードの愛好者が上達するためにも、料金を払って使用するというのは一番重要なところだと思います。

スケートボードパークを拝見しますと、看板が設置してあります。日本語表記と英語表記があって、これから外国人の方が来る中で、それを見据えて英語表記を設置している点は非常にすばらしいと評価をしております。

そこで、約1年たった中で、平成29年度は1,139回というところで、区としては、スケートボードの愛好者の方を、今現在、どういうふうにお考えになっているのかというところをよろしくお願ひします。

○溝口公園課長 まず、八潮北のスケートボード場でございます。委員お話のように、11月29日にオープン以来、もうそろそろ1周年を迎えるところでございます。そのような中、さまざまスケートボードの競技の拡大、そういったところに取り組んでいる中で、利用者が増えてきているというふうには感じておりますが、まだまだ利用者数は伸びる可能性があると思っておりますので、私どものやっておりますスケートボード教室、また機会を捉えながらもPR、そういったものをしっかり行いながら、利用者の拡大に努めていきたいと考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 今月の11月24日の土曜日に初心者スケートボード教室があると思うのですけれども、定員が20名というところで、今現在、どれぐらい申し込みが来ているのかというところと、あと、八潮北公園は、さまざまな年齢層のスポーツの愛好者が利用していると思います。あそこは自動販売機があるのですけれども、売店とかがないというところで、公園の管理上でいろいろ検討していただきたいというのが、区の駐車場、あるいはタイムズの駐車場の中に、移動販売車とか、定期的に月に2回とか、そういうことも検討の余地があるのかと思っているのですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○溝口公園課長 まず、スケートボード教室の状況でございます。これまでも応募定員を超えるような形で応募いただいております、11月24日、今月の第4土曜日の開催分でございますが、11月1日から受付をして、今日現在で15人の応募が来ている状況でございますので、このまま当日を迎えることになれば、また20名の定員を超える応募があるかと予測しているところでございます。

また、今回、八潮北公園にスケートボード場、またフットサル場を整備したところでございます。そ

ういった中でいきますと、八潮北公園には、テニス、野球、またはフットサル、スケートボード、さまざまなスポーツが楽しめる運動施設がございます。そのような中、近隣に御飯が食べられる施設がないとか、そのようなことがあると思います。そのような中、利用者のサービス向上について、ケータリングとか、そのようなものの導入を含めて、立地場所等、クリアしなければいけない課題等があると思いますが、さまざま検討して、運動施設としてより充実した施設にしていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次は、つる委員。

○つる委員 171ページ、交通安全啓発費、183ページ、住宅費、177ページ、治水対策費、179ページ、公園新設改良費について伺いたいと思います。

まず、交通安全啓発費ですが、先ほど、いながわ委員のほうから質疑がありまして、現在危険が予想されているところを含めて適切に関係各所に対応されているということでありましたので、それについては引き続き強化をしていただきたい。そこが危険箇所だと啓発することも大事なのですが、対策をとって、そこがそういうところでないようにしていくことが大事なので、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、ヒヤリハット地図ですが、それは反映していただく頻度は、どういうタイミングでやられるのか教えてください。

○古郡交通安全担当課長 ヒヤリハット地図に関しては、年1回、各小学校と新聞配達業者だとか、高齢者クラブ等に調査をかけまして、そこで1年間に1回、反映をしているところでございます。反映したものを地図とホームページ等で公開しております。

○つる委員 年1回ということ、年間を通してさまざまなそうした、そういうことがなければいいのですが、交通事故とか、危ない思いをしたというようなところが、年1回ということで反映されるわけですが、先日も総務費のところを確認をさせていただいて、いろいろな各小学校のPTAの方とかを中心に、ヒヤリハット地図、学校でももちろん児童生徒に対して、また保護者がそうした形で活用をいただいて対策をされている、ソフト、ハード両面でやっていただいていると思いますので、いろいろな情報を集約して、いつやるかというのは、なかなか経費の部分もあるのかもしれませんが、極力そうした新しい情報が即時的に反映されるということも理想的なお話なのかと思いますので、そこは経費だとか、関係各所との連携のタイミングだとかあると思いますので、ぜひ改善を含めて考えていただきたいのですが、これは総務費でも確認させていただきましたが、交通安全という側面、あわせて子どもたちの安心安全、また子どもたちだけではなく、区民の方の安心安全というところでは、やはり防犯の視点もあわせてこのヒヤリハットの地図ともシステム上連携させるような仕組みも必要ではないかと。今、民間の、例えばヤフーなどでも、ヤフーマップで防犯情報がプッシュ型で来て、近隣の、住んでいる地域の関係する何丁目とか、そういう形で情報が来るような仕組みもありますけれども、やはりそうした形で地域の交通安全と防犯というところでの連携も、システム、仕組みが必要だと思うのですが、交通安全の担当所管としてのご意見があれば教えてください。

○古郡交通安全担当課長 ヒヤリハット地図もそうなのですが、防犯上も含めてということで、うちのほうでは、教育委員会とか生活安全担当と連携をいたしまして、通学路の点検等を実施するということと、あとは警察と連携しまして、警察も交通安全と生活安全と連携した形で点検を実施するというところで考えております。今後も引き続き、こういった形で実施していきたい、検討していきたいと考えております。

○つる委員 今、一番最後の検討していきたいというところで、そういった方向で連携できる仕組み

をぜひ検討していただきたいですし、総務費のところでも確認させていただいて、新潟での事件を受けて、地域の連携の場、そうしたところがまさに今ある交通安全のほうでやっていた協議会とか、そうしたところが中心になって、青少年も含まれると思いますけれども、そうした形でぜひ介入をしていただいて、特に防犯の面は総務費のところでも言いましたけれども、センシティブ情報にかかわる部分もありますので、そうしたところも当然配慮していただきながら、しっかりと品川区として子どもたち、区民が守られる仕組みをぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、住宅費について伺っていききたいと思います。住宅費の中で、これはずっと会派としては一番最初に提案させていただいたのは2010年、ちょっと間をあけて2015年に私が取り上げさせていただいて以降、会派で本当にこうした委員会等で設置を求めてきた居住支援協議会について伺いたいと思います。

何度かの質疑の中で、例えば2016年では、平成30年度までに設置をしていきたい、望まれているという表現での区としての考え方が示されたときがありましたが、今まさに平成30年度の中で、現状では、今、東京都の居住支援協議会にオブザーバーとしての参加ということで、さまざまな課題をより細かく精査していただいているというふうに向きの方向で理解をしているところでありますが、国としては、2020年までに100%設置をしていく、そういう目標がある中で、明年2019年度ですけれども、先日も質疑させていただいた高齢者の住まいにかかわることも含め、地域包括というところでの住まいという観点も含めて、この居住支援協議会がしっかりと機能する、実効性のある場にしていくという部分でのこれだけのしっかりとした研究を積み重ねていただいているのだろうという期待を含めて、今現在の居住支援協議会の設置に向けた状況を教えていただければと思います。

○森住宅課長 居住支援協議会のご質問でございます。これまで平成30年度に入りまして、住宅課を中心としまして、庁内関係各課、福祉部、子ども未来部を含めて集まりまして、庁内連絡会議を8月に開催しているところでございます。

また、東京都および先進他区へヒアリングを行いまして、情報収集を進めておりまして、今後、設立に向けて具体的に進めてまいりたいと考えてございます。

○つる委員 設立に向けて具体的に検討ということでご答弁いただきました。それがあって、どれだけ進むのかというのはまた別だと思うのですが、逆に言うと、それを設立したことによって、しっかりと品川区としてこれだけ住宅施策、特に高齢者の住まい、地域包括ケアと言われている中で、基本は在宅なのだと言っている中で、では、その住まいはどうなっているのだというところでは、非常に居住支援協議会、しっかりと実効性のあるものにしていただくことによって、さまざまな施策が連携して進んでいくと期待していますので、ぜひお願いしたいと思います。

それに関連してというか、住宅課として、区営住宅を管理していただいていると思いますが、この品川区の区営住宅において、いわゆる孤独死、そこで亡くなられて、その家財処分を区が実施した、そういうケースがあれば教えてください。

○森住宅課長 孤独死された方の対応でございますけれども、昨年度は2件ほど実際に区営住宅の中でお亡くなりになられたという方がおられました。その方々につきましては、基本的には相続人の方とか、親族に引き取りをしていただいて、家財の処分をしていただいたというところでございます。

過去に財産を放棄されて、区のほうで処分したということもあったようですけれども、基本的には親族の方がそれぞれ、家財の処分をしていただいているという形でございます。

○つる委員 昨年度だと2件ということで、ただ、その上で、過去に区が家財処分をしたというケー

ス、財産放棄をされたので区のほうで処分したということがあると思うのですが、その際は、どういう根拠に基づいて区が家財処分ができたのかということをお教えください。

○森住宅課長 家財処分につきましては、国のほうで平成28年度に通知が出されておりました、残置物の対応方針の策定というふうに通達が来たところでございます。基本的には、今、公営住宅法や民法の規定に基づきまして、そのときそのときの判断でやっているというところが1つでございますけれども、こういった家財処分につきましては、件数が少ないというところもございまして、1件1件、それぞれの対応をしていきたいというふうには考えておりますけれども、国の対応方針の策定の通知も受けまして、そういった部分を研究していく必要があるかと考えております。

○つる委員 そうすると、たしか2017年1月25日に国土交通省から、「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」ということで、おそらく都道府県を通じて各市区町村に通知をされた、対応方針がなかったことで明文化されたというものだと思うのですが、それが出た後の対応だったのか、その前だったのかというのは結構ですが、例えば区営住宅の場合は、その方針に基づいて処理をするということで、これに関連してなのですが、1点、高齢者地域支援課で、今回、8月からスタートしていただいた高齢者住宅生活支援サービス事業であります、ここにもうちの会派からこのところがネックではないのですかというところでは、家財処分のところが、パッケージで契約しなければいけない。それが一般ケアであれば単身で15万円とか、そういう金額を最初に用意しなければならない、結構大きな金額というところであるわけですが、まず、この事業と住宅課との連携はどのようにとられてきて、これがつくられたのか、今あるのかないのかも含めて教えてください。

○森住宅課長 高齢者地域支援課で進めております住宅生活支援サービス事業につきましては、当然、事業を進めるにあたりまして、住宅課、あるいは住宅課と日ごろお付き合いのあります宅建業界だとかともヒアリングを行いながら進めてきたところでございます。基本的にはパッケージで、今、15万円、20万円といったような形でやらせていただいているところでございます。

○つる委員 事務事業概要を見ると、住宅課のところでは、空き家対策事業とか、都市計画法に基づく開発許可が他課との連携ということで一覧があるのですが、この事業も、もう1回確認ですけれども、他課との連携事業のうちの1つということではよろしいでしょうか。

○森住宅課長 事務事業概要のほうには具体的な記載はしておりませんが、今後進めていきます居住支援協議会も含めまして、福祉部、高齢者地域支援課とはしっかりと連携していきたいというふうには考えております。

○つる委員 その部分を1つしっかりときっかけというか、根拠にして、高齢者住宅というところでは、高齢者地域支援課が、今、担当されているわけですが、区の施策として地域包括ケアは他課の連携が必要で、やっていかないとなかなか進まないというところがあるわけでありまして、住宅課として、例えば今、民間の賃貸住宅も含めて、そうしたところのことも住宅課として所管されている部分があるかと思いますが、例えば今、孤独死が高齢者だけではなくて、先日も引用しましたけれども、30代、40代、現役世代の方々も病気等で亡くなっているケースがある、それが40%ぐらいあるということも紹介させていただきましたけれども、いわゆるそうした家主のリスクとなるものに対する対応として、今、少額短期保険がある中で、孤独死保険というのが家主向けにあります。それが大体1戸当たり一月300円で家主が入られて、亡くなられてしまった、孤独死が発生したというときに、いわゆる特殊清掃とか、原状回復ということに対して保険金が出るという仕組みがあります。これは基本的に

は大家が入るものかと思うのですが、例えばそれは家財撤去については、詳細を見ると、ここの部分はたしかなくて、別で対応しなければいけない。部屋そのものの清掃だとか原状復帰とか、またいわゆる事故物件になってしまったことによる家賃保証とか、こういったところはカバーしてくれるのですけれども、家財処分についてはたしか別枠だった気がするのです。

そういった中で、先日、福岡の事例も引用しましたがけれども、福岡では、なかなか最初に大きい金額が、家財処分とかの部分を含めて、大きい金額で用意できないという方のために、昨年度から、やすらかパック事業というところで、亡くなった後の直葬とか納骨とか、家財処分、それから役所の手続を、加入時年齢で月額3,000円から5,000円の保険料で、保険金が約50万円出て、50万円の中で、先ほど申し上げたような4つぐらいのことをやってもらうという仕組みになっているわけです。だけど、今回、15万円とか、17万円、20万円の金額が、年間所得約257万円以下の方が対象の中で、15万円という金額を貯蓄するのがどうものか、月換算は21万円ぐらいですから、これまでの生活にもかかわってくると思うのですけれども、例えばそれよりも所得の低い方たちが、先日の質疑の中では160件相談があって、5件進めて、1件がまだ継続中と。なので、例えば住宅課として、家主にそういう保険加入を促進していただくとか、福岡市のやすらかパック事業みたいに、保険として利用者に3,000円とか5,000円払っていただくことによって促進されるのかと思うのですが、先ほどの他課との連携という仕組みで、住宅課としてそういう支援策というか、連携を考えていただければと思うのですが、最後をお願いします。

○森住宅課長 それぞれの入居者の方々が一時的に費用を負担するという事はなかなか難しいということでございます。住宅課を中心としまして事務局となって協議会の設立に向けて動いているところでございます。その中でも支援サービス事業を1つのスキームとして、課題とか対応策について検討していきたいというふうに思います。

○鈴木（博）委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私は、成果報告書の180ページ、都市開発費の中の五反田地区コーディネート業務委託にかかわって、旧第一日野小学校跡地について伺います。

この土地は、現在、品川区からTOCに貸し付けられています。それは借地借家法23条2項に定められた10年間の事業用定期借地権に基づくものですが、品川区とTOCの間でこの契約書と同時に結ばれた基本協定書との組み合わせによって、おおむね8年間で貸付を終了すると区議会と区民には説明されてきました。この契約の起点は2012年9月6日ですから、この8年が経過するまでには、もう2年を切りました。

そこでお伺いします。もう2年もたたないうちに返ってくるであろうこの土地を、区としてどのように利用していくのか、あるいは何に利用していくのか、区としては、もう検討を始められたのでしょうか。お伺いします。

○柏原企画調整課長 旧第一日野小学校の跡地、TOCとの契約にかかわる関係でございます。

今ご紹介いただきましたように、TOCの間では、基本協定書、それから事業用の定期借地ということによって約束を結んでいるところでございます。

事業用定期借地は、法令上の契約にあたる部分でございますが、法令上では10年というところがあります。そのような中で、こういう協定を結んだときには、TOCの事業の進捗に基づいて、おおむね8年といったところも含めてご報告申し上げたところです。こういった法令に基づいた契約の中で、我々もこの事業の進捗はTOCの状況を見守っているところであります。

この跡地の関係でございますけれども、我々といたしましても、そういった期限がある中で、その後の活用についてはどのような活用ができるのかというのは、内部的にはどのようなことができるかというのは検討に入り始めているといったところでございます。

○おくの委員 検討に入り始めたという理解でいいのですか。

○柏原企画調整課長 この跡地に関しましては、こういった期限が切られているところの契約をしておりますので、その後の活用については、内部のほうで検討に入り始めたというところでございます。

○おくの委員 この土地の利用について、私たちは、住民の方からは、認可保育園にしてほしい、特養ホーム、あるいは公園などがいいという要望を伺ってきました。そして、ここでのそういう整備をしてほしいということは、私たち日本共産党としては、委員会等の場で伝えてきました。こういう近隣住民の方の要望を、区としてもアンケートで聞いたり、あるいは、そういう近隣住民の方が参加した検討会を立ち上げるなどの住民参加でこの土地の本格活用、利用を進めるような、そういう準備に着手すべきではないかと私は思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 いろいろな跡地の活用の検討というところには段階があるのだと思っております。そのような中で、このような契約の期間を見ながら、まずは区としてどのようなことができるのかというところを考えなくてはいけないという段階であろうと思っております。

そのような検討が進む中で、さまざまなご意見を聞くというのは、これは出てくることであろうかと思っておりますけれども、まずは区の中で検討というところでございます。

○おくの委員 やはりもともと小学校だった土地で、まさに区民の財産ということですから、やはり住民参加で、ぜひこの土地が返ってきた後の本格活用の方向性を決めていっていただきたいと思っております。この点、強く要望しておきたいと思っております。

そして、この土地、まだTOCに貸したままということなのですけれども、もともとこの契約は、TOCビル建替えに伴う代替または補完のための仮設建物用地として貸し付けるという趣旨のものでした。ところが、一向に建替えのきざしは見えません。そもそも契約の目的、趣旨は失われてしまったのではないかというような状態です。建替えのためであってすら、おおむね8年間で返還させるのだと、区民、区議会に対して説明されてきましたし、ましてや、端から見て明らかに建替え目的は失われてしまっただろうと、普通の目には映るような状況ですから、なおさら8年間で返していただきたいと言えるような状況だと思います。ですから、私としては、これまで以上に強く8年間で返還を迫る交渉をこれからはしていくべきではないかと考えますけれども、その点、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 今後の契約の流れと今後の状況といったところかと思っております。TOCのほうからは、建替えに関しましては、建替えの意思はあるというふうにも聞いてございます。オリンピック等が開かれる中で、その工事の関係で、人員であったりだとか、重機械の手配が難しいであったりとか、さまざま理由があるというふうには聞いてございます。オリンピック前後に向けて建替えに向かってやっていきたいという意思は聞いておりますので、趣旨はそういった形で我々もこの建物に関しましてはお貸しをしているわけですから、早急な建替えをということで、お話は引き続きさせていただいているといったところでございます。

契約期間というところもありますので、そういうものを見ながら、きちんと事業を執行していただけるようにということで、今後も引き続き交渉といいますか、話をしていきたいと思っております。

○おくの委員 その建替えの意思はあるというのが、常識的に見ますと、口先だけのような気もするのです。もし口先だけ、建替え目的というのが、どうも常識的に見て口先だけのように見えるという場

合、つまり、建替え目的が失われてしまっているのではないかという場合には、この契約を民法の債務不履行で解除するというようなことは、法的には絶対に不可能なことなのではないでしょうか。この点、お伺いいたします。

○**柏原企画調整課長** これは切り分けて考えないといけないところなのですが、まず、事業用定期借地としてお貸ししている契約、それから、その前段階で結んだ貸付にかかる基本協定書、これは区とT O Cとの間での協定書と契約の部分になります。まず、事業用定期借地の部分に関しましては、これは期間を切った中で土地をお貸しするといったところでありますので、その部分では理由のいかに重きを置いていないというのがこの契約の特徴になります。ですので、その部分が反故にされないようにということで、基本協定書を我々は結んだといったところ、2段階でやっているところですが、契約のところだけでいいと、どの部分をもって債務不履行かということがあるのですけれども、T O Cが建替えをしなかったというところだけでの契約不履行は法的には難しいだろうというふうに、我々も調査している限りでは捉えています。ただ、前段階での基本協定書がありますので、そのようなところで我々もこのような約束事をしているわけですから、そのようなところでの約束はきちんと果たしてくださいというお話をしているという状況でございます。

○**稲田都市開発課長** この開発計画につきましては、一時期、協議してきたところですが、また最近、協議してきているというところで、都市計画手法等を使って建替えをやりたいというようなことで相談に来ているところでございます。

○**おくの委員** とにかく本格活用に向けて、いろいろ区としても準備を進めていくことを強く求めて質問を終わりたいと思います。

○**鈴木（博）委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○**鈴木（博）委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。木村委員。

○**木村委員** 171ページの中ほど少し下にあります交通安全啓発費からの質問です。

平成29年7月2日、品川区は交通安全宣言から50周年を迎え、「区は今後もさらなる交通安全対策を実施し、区民が安心して暮らせる、安全・円滑かつ快適な交通社会の実現を目指していきます」と発表しました。また、濱野区長は、「事故は、起こした方も被害を受けた方も心身ともに傷を負うものです。品川区を安全なまちにしていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします」とご挨拶されました。皆さんに理解と協力をお願いし、車や自転車を運転している人には十分に注意をしていただくこと、歩行中の人には、よく周りを確認して歩行してくださいとのお願いだと思っております。

ここ10年間の交通事故の状況としては、平成20年から平成24年、本区内で起きた事故はいずれも4桁の1,306件から1,111件が発生、平成25年から平成29年にかけては、3桁と減ってきておりますが、それでも平成28年の730件が最も少なく、そして平成29年度は微増の761件となっております。

お聞きいたしますけれども、事故件数の数は減ることは大変すばらしい喜ばしいことであると思えます。4桁から3桁に激減しておりますけれども、事故全体の件数だと思えますが、平成29年度の自転

車事故は何件発生しているのか。また、毎年何件ぐらいが発生し、どのような事故が自転車の場合は多いのかお答えください。

○古郡交通安全担当課長 事故の減少に関しては、交通安全だとか、そのようなものが生きてだんだん減ってきていると思います。

自転車の事故の件数ですが、平成29年ですと273件となっております。平成28年に関しては、全部で245件という状況となっております。

多いのは、平成29年に関しては73件が違反があったというものでございます。一時不停止だとか、交差点の安全進行だとか、信号無視、このようなものが多くなってきております。そのような中で自転車の安全教育はやっぱり必要不可欠だと思っておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

○木村委員 本区でも多くの区民が自転車を利用し、日々活動をしておりますけれども、自転車事故が大変多く発生していると思っております。私たちは、自転車運転を簡単なことと捉え、つい無造作な運転や規則を無視してしまうところに多く事故が発生する原因があるのではないかと思いますけれども、中には、自転車に乗りながら携帯電話をいじり運転している人を見かけます。注意をすると、返答はなく、ぶつくと言いながら去っていく、最悪の場合には逆に文句を言う人がいます。こういう場合の対処の仕方によい方法はないでしょうか。あれば参考にさせていただきたいと思っております。

○古郡交通安全担当課長 まず、注意していただくというのはもちろんですけども、やはりあまり反抗してくるようであれば、110番をしていただくのが一番です。あとは、本課では、自転車安全利用キャンペーンを実施しておりますので、安全教育をしっかりしていく、そうしていくことによって減少していく、そのように考えております。

○木村委員 教育ということでありましてけれども、私たちも子どものころ、やはり親または近所の方々に、自転車の乗り方、ルール、安全を守るためにいろいろと教えていただいたと思っておりますけれども、やはりなかなか自転車に乗ってしまいますと、ちょっと信号無視をしてしまったり、一時停止を忘れてしまったり、そういうことが多々あるのではないかと思います。本当に十二分に気をつけなければなりませんけれども、自転車は今言ったように、大変簡単である、いざとなれば周りが、また相手がよけてくれる、だから自分さえ注意していれば大丈夫と考えて心に油断ができてしまうものだと思います。自転車で事故を起こしてもたかがしれているぐらいのことしか考えていないと思っておりますけれども、最悪の場合には、命をも奪い、また奪われてしまうことになる場合も多々あります。

お聞きいたしますけれども、もっと自転車事故の怖さを伝えるには、どのように区民に周知、指導されるのでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 区内では、スケアード・ストレートをやっておりまして、スタントマンを活用して、自転車事故の悲惨さを植えつけて、こういう運転をすると、このような事故になるということをさらに啓発しながら、さらに実施していきたいと考えております。

○木村委員 ありがとうございます。今、学校でも自転車の乗り方を児童には大変厳しく教えているかと思っておりますけれども、今の子どもたちが、本当にそういう意味では、大人に成長するのにあわせて、善悪に対してはしっかりと身につけていかなければいけないのですけれども、今の子どもたちは、そういう面において、私たちの子どものころとは違って、本当に屁理屈っぽくなっている子どももたくさんおりますし、大変頭がいいということが印象にあるわけでありましてけれども、そういう子どもたちに対しての教育というのでしょうか、自転車の乗り方のマナー、そういうものに対してやはりしっかりと注

意をしていただきたいと思いますけれども、その点についてお聞かせ願えればと思います。

○大関教育総合支援センター長 学校では、毎月子どもの安全に関する教室を行っております。その中では交通安全も含んでおりまして、地域の警察の協力も得ながら、先ほどご紹介いただきました実際のスタントマンなどの協力も得ながら、子どもたちが事故の怖さを味わうような事業も行っております。そのほかヘルメットの着用を全児童に投げかけて、家庭にも働きかけているところでございます。引き続き、交通安全教育に区立学校では努めてまいります。

○木村委員 ぜひお願いしたいと思います。

区では、交通事故の根絶を目指してさまざまな交通安全の啓発事業を行っておりますけれども、平成28年度は、学校や区民集会所など交通安全教育を23回実施し、特に高齢者や子ども、自転車利用者を対象とした啓発等に力を入れており、今後も警察署などと連携しながら交通事故防止に努めていきますとのコメントを出しております。

お聞きいたしますけれども、保護者の方は、13歳未満の子どもは、今言われたように、自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりませんけれども、これからは高齢者の方々に対してもヘルメット着用を義務づけるというか、何かそういうことは可能でしょうか。

○古郡交通安全担当課長 高齢者に関しては、なるべくヘルメットを着用するように、高齢者交通安全講習会だとか、さまざまな場面で必要性を訴えているところです。今後もそのような活動をしていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、1項の土木管理費で、171ページの屋外広告物等実態調査、それから4項都市計画費の都市計画総務費関係と、都市開発費の広町地区整備検討委託でお聞きしたいと思います。

最初に、屋外広告物等実態調査に関してですが、これが1,900万円ぐらい出ている、これについて細かく教えてください。

それから、都市開発関係です。広町の関係です。広町は、先ほどもちょっと出ていましたけれども、しっかりしたまちづくりをやっていただくという上で、今、まちづくりの構想をつくっている中から、まず方針を策定するというお話があったと思うのですが、その辺についてご説明をいただきたいと思えます。

○今井土木管理課長 屋外広告物等実態調査に関してでございますけれども、平成29年度の決算でございますが、平成29年度、平成30年度の2カ年で区内全域を対象に、申請が必要な壁面の看板や屋上看板、袖看板などの屋外広告物や道路占用物件について実態調査を実施しているところでございます。平成29年度は品川、大崎、八潮地区で行ったところです。

○稲田都市開発課長 広町地区の件でございます。今年の7月27日に、JRと広町のまちづくりにおける基本協定を結んでまいりました。その中で検討方針が出てきております。それには4つほど主な部分を挙げたのですが、道路などの基盤施設の整備、土地の再編、歩行者ネットワークの整備、賑わい創出や防災機能を持つ広場の整備ということで、こういうところを基本的な方針として検討していきましょうということで、現在、進めているところでございます。

○鈴木（真）委員 それぞれありがとうございました。屋外広告物、品川、大崎、八潮地区で壁面等の調査をしている、これは屋外広告物条例に関連した部分ということでお聞きしていいと思うのですが、これは私も実はよくわかっていなかったのです。実際に通知が区から来た方からお聞きして、何だかよくわからなかったのです、本当はわかっていなければいけなかったのですけれども、都条例です

ね。この壁面等の調査にどのぐらいかかわっているかわからないですけれども、これは品川区がチェックするから、費用としては品川区の持ち出しになるということによろしいのでしょうか。

それから、広町地区の件ですが、道路等をこれからやっていく中で、いろいろ今までも何回かお聞きしているのですけれども、この広町地区と区役所との間の道路の段差を考えたときに、図面も見せていただいている中で、道路面をどうつくっていくかというのは、今までの委員会でも出ていると思いますけれども、相当条件が厳しくなってくると思うのですけれども、その図面の中で見ると、はっきり言うと、この道路が区役所の位置を貫くような形が出てくると思うのですけれども、それは先に道路をつくらなければいけないのか、これから回復していったときに、これができるから建てていいのだという状況なのか、そこが私はわかっていないのですけれども、完全に道路が完成してから工事ができるのか、それともこういう計画があるから、その時点で建設の許可はおけるものなのか、そこを教えてください。

○今井土木管理課長 屋外広告物等実態調査でございますが、こちらは東京都の屋外広告物条例に基づき、手続、申請などにつきましては、品川区が事務処理特例で受けているものでございます。歳入といたしましては、事務処理の手数料も東京都からいただくとともに、経費の2分の1について特別区の財調の交付金の対象になることになっております。

○稲田都市開発課長 広町地区の道路のあり方でございます。しっかりとした基幹的な道路をつくっていきながら、この広町のまちづくりをやっていこうというところでございます。建物との関係ですが、都市計画を利用しながらやろうと考えている最中でございますが、しっかりとした道路計画をやっていく中におきましては、暫定的な道路の設置とか、そういうものも考えられます。今後、道路の設置の仕方、そのタイミング等々についても、いずれ詳細には検討しなければいけないことだと思います。

○鈴木（真）委員 それぞれこまではわかりました。看板のほうは、今までつけていて、何も指摘がなかったものが急に来られて、なぜというのは、そのお店の方からすると、非常に驚いたという状況だと。その中に結構厳しいものというか、条例は知っているのだけれども、本人からすると、ちょっときつめの表現がすごく出されていたので、今まで何の指摘もなかったのに、急にどうしてしまったのかという話だったので、今すでにやったところはやむを得ないのですけれども、これから荏原地区をやっていく中で、何かもうちょっと事前に話ができないのかと、その辺が疑問があったので、それを教えてください。

それから、建築のほうはあまりはっきりわからなかったもので、というのは、道路の位置を考えたときに、建物はどうするのかということを考えていたのです。先に建てなければできないし、区の庁舎を移転するとしても、道路ができてからいいのだということは、そこら辺を教えてください。

○今井土木管理課長 こちらの調査の周知といたしましては、商業・ものづくり課で発行しております「しながわ産業ニュース」ですとか、中小企業支援ウェブマガジン等でもお知らせし、または実際の申請の手続をお願いする通知の中にも細かい内容が書いてあったのですけれども、ただ、今、委員ご指摘のとおり、初めて聞いた屋外広告物ということでお声をいただいているところですので、建築課等の窓口等に、簡単なパンフレット、わかりやすいパンフレットによる周知に努めてまいりたいと思っております。

○稲田都市開発課長 7月3日に建設委員会がございまして、そちらで検討方針の図面等をお示しさせていただいたところなのですが、あくまでも道路の点線でございますが、既存の補助26号線、それから補助163号線というしっかりしたまちの基幹の道路をこの地区内で結びつけるのが都市計画上必要だという意味合いで、この点線をかいていた次第でございます。この位置が必ずしも今、決定したと

いうわけでもないところでございます。そういう意味合いにおきましては、庁舎のあり方等々、このまちの都市基盤のあり方が非常に影響してくるかとは思いますが、情報共有等をしながらやっていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 周知はよろしく申し上げます。

広町地区、前に1つ、古いものを見つけたものがあります。大井プレイス構想があったときに、この委員の中には、昔の国鉄は入っていなかった。今度はJRといろいろなつながりをとっているのです、その辺をうまく接触を持って、いい形で進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

もう1点、これは報道が出ている部分で、都市計画総務費のことで確認するのですが、京浜急行が120周年で駅名を変えるということが出てきています。これは区にとっても相当大的な影響が出てくるのではないかと。区内に6駅あって、もし駅名が変わると、区の資料などの修正で、ほかの自治体も全部そうなのですが、相当な負担が出てくると思うのですが、こういうときは費用負担は区で持つものなのですか。

○鈴木都市計画課長 現在、120周年記念ということで、京浜急行電鉄がこの駅名変更の募集を行っておりまして、募集期間は既に済んでおります。これは事前に都市計画課も情報提供いただきまして、基本的には、例えば鮫洲駅などは公共施設ということで変更しない。ほかの駅についても、72駅あるうちの数駅を変える程度だということで伺っております。区としても、駅名はまちの愛着、親しみ、非常に大きいところがございますので、京浜急行電鉄にはよく確認しながら、見守っていくといたしますか、確認していきたいというところがございます。

○鈴木（真）委員 地域の方が相当気にしているところなので、情報が入り次第教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木（博）委員長 次、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、171ページ、交通安全啓発費から、自転車の保険のことについて、181ページ、都市防災まちづくり事業費に関連して、防災における民間の井戸の活用について、時間があれば、171ページ、駅周辺等放置自転車対策事業で、大井町駅東口周辺、また青物横丁駅周辺の違法駐輪対策について伺います。

ちょうど1年前の決算特別委員会で、区民交通傷害保険制度について取り上げさせていただきました。念のため申し上げますと、昨今の自転車事故において、加害者の賠償額が最大で1億円近くになっていること、また、区内でも自転車による死亡事故が発生していること、そして平成25年7月から新たに東京都で施行された自転車安全利用条例でも、自転車の利用者は自転車事故に備えた保険に加入する努力義務が定められていること、また、平成13年度に廃止されたかつての特別区交通災害共済、ご答弁では、品川区でも当時4万人の区民が加入されていたこと、そして本年の予算特別委員会でも、17年前に特別区が廃止をしたこの事業ですが、民間保険会社が新たに再構成をした区民交通傷害保険については、区としては持出しが要らないということで、導入を求めさせていただきました。少ない掛け金で、加害者となった場合、賠償総額1億円をカバーしてくれるようになったということで、17年ぶりに世田谷区が23区で11区目ということで、この保険を実施することをご紹介しました。

委員長の許可を得まして、その保険申込書のリーフレットを拡大したものを提示させていただきます。「少ない保険料で大きな補償」と書いてあり、加入対象者は世田谷区に住所のある方および在勤・在学者となっております。ほかの区についても大体これと同じつくりのリーフレットになっています。

重要なお知らせとして、さきに述べたように、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条

例」に基づいて、こういう保険に加入する努力義務が定められましたと書いてあります。また、自転車の利用者は、区民交通傷害保険に自転車賠償責任プランがセットされたコースへのご加入をお勧めしますとわざわざ注意喚起をしています。

ちなみに申し上げますと、最も安価なAコースであると、例えば自分が車にはねられてしまったという普通の交通事故の場合には150万円がおりて、それにプラス400円を払うと、年間1,400円で150万円の交通傷害プラス1億円の自転車賠償金が支払われることとなります。

もう1つ特筆すべきこととしては、加入の窓口についてです。区役所においても、その窓口を置くこともできるのですけれども、どこかの課が担当することもできるのですが、それだと人件費もかかるし、手間もかかってしまって、ただでさえ忙しい区の職員の方にとってはかなり負担になるということで、区役所ではその手続を行わないで、金融機関のみで取り扱うことも可能です。世田谷区ではその方式を採用して、保険契約者は世田谷区で取りまとめますけれども、窓口は銀行や信用金庫、郵便局等の金融機関のみで行っています。

この5月から6月にかけて世田谷区では申し込みを行い、多数の方が申し込まれたというふう聞いています。

品川区では、この1年間、研究を進められてきたかと思うのですが、少額の保険料で交通事故によるけが、そして万が一、自転車事故での加害者になってしまった場合の区民を守る事業として、この区民交通傷害保険の導入を再度要望いたしますが、いかがでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 区民交通傷害保険につきましては、先ほど委員が指摘されたとおりでございます。区といたしましても、安価で補償も手厚いということで、前向きに検討していきたいと思っております。

○あくつ委員 ありがとうございます。1年前と比べると、前向きに検討していただけるということで、区民も喜ぶと思っております。まず負担が少ないというところがお勧めかなとも思っていますので、前向きにご検討を続けていただければと思います。

続きまして、181ページ、都市防災まちづくり事業費に関連して、防災における井戸の活用について伺います。

さきの決算特別委員会で、伊藤昌宏委員から、神社の湧き水の防災利用に関しての質問と要望がありました。実は私もなるほどなと思って聞いておりました。神社は多くが鎌倉時代ぐらいに建立されているわけです。これ、神社ができてから湧き水が出てきたという伝説もありますけれども、大体非常に豊かな湧水を利用した立地に、いろいろ豊かな水脈を利用して神社を建てるということがやはり多いものですから、しかも、長い長い歴史の中で、災害等で水脈が絶たれてしまったら神社として成り立っていないわけで、そういう意味では、非常に安全で、水が確保された場所に神社が立地をしているというのがやはりあるのかということで、十分に検討すべきかと私も思いました。

その上で、今までも区議会の中で民間の井戸の防災に関しての活用について、活発な議論が、これはいわゆる与党会派、野党会派問わずいろいろあったことで議事録で確認をさせていただきました。改めて伺いますけれども、そのときにご答弁の中では、「研究をしていく」というようなご答弁がずっと聞かれてきたのですけれども、区内に民間の井戸、生活用水、飲用以外の目的として活用いただける井戸が何本あるのか、研究をされてきた成果、今の到達度、もし防災担当課でわからなければ、土木担当、どこかのところで教えていただければと思います。

○古巻防災課長 民間の井戸の活用という観点でございますけれども、区といたしましては、防災計

画におきまして、飲料水および生活水の確保という観点でいいますと、民間の井戸については計画の中で活用という考え方はしておりませんが、民間の井戸を活用せずとも区の用意しました拠点、それから生活水にかかわる震災用の井戸、区民避難所におけます浅井戸等での確保ということで進めているところでございます。

当然、区内に井戸がございまして、地域の方、災害時には活用したいというようなお声はいただいているところがございますけれども、計画の中では位置づけはしづらいかというところでございます。実態については、防災課で把握しておらないところがございますけれども、計画上の考え方としては以上でございます。

○あくつ委員　ということで、お聞きしたとおり、数については把握をされていないということ、また、防災計画上は位置づけられていないということで、これは今までもご答弁がありまして聞いておりますけれども、研究はおそらく進んでいないのかというところが確認ができました。

ただ、補助ありき、ポンプをつけてくれとか、そういう補助ありきの話ではなくて、国としてこれも推進しています。災害への高度な技術的支援とか、対策技術の高度化を図る目的で、国には国土技術政策総合研究所という国土交通省の研究機関があります。そこで井戸の活用をさまざま進めているのですが、それを見ると、災害時協力井戸に関するリンク集というのを出してしまっていて、少なくとも23区中10区が協力募集、個人の方への募集を行って、しかも、登録をして、そのリスト、個人の方のお名前と住所まで各区で公開をしています。以前の区の答弁だと、「地盤沈下が心配だから、東京都としては井戸の利用を抑制している」というようなご答弁もあったようなのですが、23区のうち10区がこういうことをしている、井戸を活用している中で、本当に地盤沈下が心配だと東京都が言っているのですか。そこは私、すごく不思議なのです。

あと、実際に仙台市のホームページに書いてあるのですが、東日本大震災のときに、これは前に災害応急用井戸という制度をつくってしまっていて、登録をしていた。実際に震災が起きたときに、個人の井戸をどれだけ活用したのかということ調べたところ、106件登録をしていた中で、提供したという方が31%、多くの方々に提供したという方が23%ということで、合わせて半分ぐらい、ご自身以外、自分たち以外でほかの方々にも利用いただいたという方が半分以上いたという結果も出ています。

そのほか国の研究結果とすれば、かなり個人の井戸を防災目的で活用したという例が出てきて、これは1つの課題、政策テーマになっていて、研究がかなり行われています。できれば、こういうことを自治体に進めていただきたい。今、こういうふうな発信をされているのですが、この点について、防災担当課はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○古巻防災課長　地下水、湧水の活用でございますけれども、民間ということで申し上げますと、先ほど、計画の中での位置づけはお話しさせていただきましたけれども、とはいっても、各地域の方がご自身の湧水ですとか井戸、そういったものを活用したいというような声は聞いているところであります。ただ、どうしても区内の湧水・地下水ということで申し上げますと、飲用には当然適してこないというところもありますので、使い方等、十分に注意をしていただくということで、区の震災用の井戸、3カ所につきましても、必ず濾過をして使うというような手順で生活水として使うという形になっておりますので、そういったところの使い方をきちんとご注意点も伝えていかなければいけないのかということと、どのような形で民間の井戸を、計画の中に位置づけるというのは難しいのかとも考えていますけれども、先日のご質問の中にもそのような湧水のご活用といったようなところのご意見がございましたので、少し区の中でどのような扱いができるのかというのは考えていく必要があるのかというふうには

認識をしているところでございます。

○あくつ委員 防災というのは、地区防災計画ありきではないです。地区防災計画に位置づけをしにくい、その理由をまず教えてください。別に今すぐしてくださいと言っているわけではないのです。防災のために選択肢を増やしてくださいということを申し上げているのです。なぜ難しいのかというところ、それは理由がよくわからないので教えていただきたいということ。

それと、ある意味で、活用している区と活用していない区がはっきりと今、分かれています。品川区に関してはそういうお考えかもしれませんが、状況は刻々と変わっていると思います。断水をした場合、これを飲んでくださいと言っているわけではないですから、生活用水として、先ほど課長からも丁寧なご答弁があったように、生活用水としてみんな地域の方で使えるようにしてほしい。

もう1つ言うと、東日本大震災のときに、ある市では、同じように登録をしたところのリストを公開したら、一気に2万件のアクセスがあったそうです。それだけ地域の方が水に困っていたということですから。という実態をぜひ本当に研究していただきたい。検討していただきたいと思いますが、前段も含めてご答弁をお願いします。

○古巻防災課長 計画に位置づけづらいというようなところのお話でございすけれども、基本的には、そういった民間の施設を使わなくても、生活用水、飲料水については確保できるような形で、現在というところがございますので、そういった意味で、位置づけづらいというなお話をさせていただいたところですが、ただ、先ほどもお話ししたとおりですけれども、とはいっても、今ある水の資源等を活用したいというようなお声は当然出てくると思います。実際に地震が起きたりした際には、当然使われてくるというふうには考えております。ですから、区として地域防災計画ありきとはお話しするつもりはないのですけれども、どのような形で活用ができるのか、活用についての支援をどのような形でできるのかということは、しっかりと受けとめて考えてまいりたいと思います。

○あくつ委員 課長、これは意識の問題だと思います。区民の方から活用したいという声がある。これは一方ではそうかもしれないと思います。区民の命を守る自治体として、選択肢を増やしていただきたいというふうに思うのです。これは自治体としての意識の問題だと思います。

葛飾区では、このように書いてあります。区内の個人所有の井戸や事業者で保有している井戸について、災害時協力井戸として、いざというときに生活用水の提供施設としていただくことで、多くの方が救われると考えられます。これは葛飾区が考えていることです。ですから、品川区役所として、品川区として、区民の声があるから、それは当然そうなのですから、そうではなくて、選択肢を増やしていただきたい。先ほどからこのように申し上げております。

これは本当に意識の問題だと思います。課長、もう1回ご答弁をお願いします。

○古巻防災課長 選択肢を増やすというような考え方、基本的には、防災対策を含めて、さまざまな対策をしていくことで、防災の力が強まっていくというようなことがあるかと思えます。井戸についても同様かとも考えられますので、繰り返しになりますけれども、そのような形で区として支援ができるのか、そういうところも含めまして考えてまいりたいと思います。

○あくつ委員 今までの区議会でのご答弁、質問も含めてなのですからけれども、質問もどうしても井戸に対しての補助ありきの質問が今まで多かったので、そうではないと思うのです。やっぱり登録して、皆さんで活用できる、こういうことを進めていただきたいと思えます。

○鈴木（博）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 173ページ、道路改良費、178ページ、北品川駅前広場整備等検討委託、180

ページ、大崎駅周辺地区再開発事業について伺いたいと思います。

まず、道路改良費にかかわって、道路の改良と伺いますか、整備について伺います。

大崎にある峰原通りですけれども、こちらは区道かと思いますが、ここを上りきって百反通りにつながるところの出口のところ、大変狭い上に電柱などもあって、車は相互通行です。地域の方から、高齢者の方など、「車両が通る際に危ない思いを何度もした、何とかならないでしょうか」という声も伺っております。ここは買い物で、ライフですとか、戸越銀座商店街に行く際などは、大崎の方にとっては行き帰りで必ず通るところでありまして、交通量も決して少なくないところです。出口の部分には、三菱UFJ銀行の研修施設がありまして、地元住民の方々で要請に行ったこともあるそうなのですが、十分な対応はなされなかったということです。しかし、現在、この研修施設は数年前から休止になっています。物件を管理している会社にお問い合わせしたところ、いわゆる遊休物件になっていて、活用の方針はいまだ検討中ですということでした。

同じようなところで区内にほかに西大井の滝王子通りと光学通りが合流する地点などで、やはり狭くて地域からそうした声が上がって、何らかの拡幅整備が行われたとも伺いました。この西大井のところでは、例えば整備にあたり、品川区はどのような役割を果たしたのか、どのような改良が行われたのか、まずお知らせください。

○多並道路課長 西大井駅周辺の道路整備ということでございますけれども、補助205号線という都市計画道路を、駅の交差点までのところで整備しております。今のお話のあったところの滝王子通りとの接続については、過去の経緯で言いますと、1980年代にコア・スターレ西大井であったり、またその後、ジェイタワー西大井であったり、再開発事業を行う中で、そこの現場の状況を踏まえて改良を加えてきたところでございます。

区としましては、先ほどご案内があったとおりの道路も含めまして、いろいろ周辺のまちづくりの動向を踏まえながら、より安全安心な形で開発の歩道上の空地の整備のあり方などを含めながら、いろいろ一緒に検討しながら進めているところでございます。

○安藤委員 開発とかを待っている時間がないというか、どのような活用をされるかというのは、まだ不透明なところがあります。区として、三菱UFJ銀行に働きかけて、地域住民の要望にこたえて、車と歩行者が安全にすれ違える環境を実現するための対策をとるよう求めたいと思いますが、働きかけはいかがでしょうかということと、また、必要であれば、区として一部用地買収も含めて、具体的にこの箇所について安全な歩行環境を実現するために知恵を絞っていただけないかと、行動するよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多並道路課長 まず、峰原通りのちょうど百反通りに通じるところですけれども、今現在、三菱UFJの土地の一部を人が歩けるような形で供出していただいている状態になっています。地元からは、もう少しそれが先のほうまで延ばすことができないかということで、今から五、六年前になりますけれども、そういうご要望があったことで、その施設について、例えばブロック塀だけでも下げてくれませんかということでお問い合わせをしたことはあります。ただ、やはり会社の今後の利用の観点があるので難しいというお答えをいただいているところでございます。ただ、今後の建物の整備にあわせて、より安全にできるような形で、例えば道路に面したところに人が歩けるような形で供出していただいたりなど、今までもいろいろな形で進めているところもありますので、そういうふうに進めていきたいと思っているところでございます。

○安藤委員 五、六年前にという話ですけれども、今、研修所が休止しているのが、平成27年4

月6日からということで、その後こういう動きが新たに出てきているわけですから、ぜひ区として、少なくとも三菱UFJ銀行に、そのような地域の住民の声が上がっているということをお伝えいただいて、もう少し安全に歩行できるような配慮をいただけないかということで要請していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

それと、次に行ってしまうかもしれませんが、北品川の問題に移ります。

このところ、駅前広場ですが、都市計画素案の説明会があり、説明会で案が出されましたが、交通広場と清水横丁を拡幅して12m幅道路を整備するという二本立てです。この案が示されましたけれども、歴史あるまち並みを守りたいという地元住民からの反対意見が多く出されて、異例の計画案の出直しになっているということで、ここはやはり住民の皆さんの声はすごいなと思います。

今後のスケジュールについて伺いたいのですが、関連事業である高架化は、東京都の都市計画審議会が今月中に行われるわけです。そこに一緒にというのは間に合わないと思うのです。広場のほうの都市計画案の提出の時期と説明会開催や意見書提出期間の時期など、いつごろなのか伺います。

それと、7月3日の建設委員会で、課長が、東京都との折衝を今しているところと述べていましたけれども、現在、東京都との協議の状況を伺います。何を協議しているのか。区としての具体的な計画案を示して協議している段階なのか伺います。

○多並道路課長 私からは、峰原通りの件でございますが、委員のお話もありますように、これからこの土地で活用のあり方について、開発部門とよく連携を図りながら情報収集して、よりよい形でしていきたいと思っています。

ただ、速効対策として、歩道上のカラー舗装を行うなど、これも行ってきたところもありますので、このような安全にお使いできるような工夫も現場ではしてまいりたいと思っていますところでは。

○東野まちづくり立体化担当課長 北品川駅前広場の件についてでございます。

駅前広場につきましては、委員からもお話がありましたとおり、現在、見直しの作業を進めているところでございます。こちらにつきましては、地域の団体等からの意見があったことも踏まえまして進めているものでございます。

今後のスケジュールですが、広場の説明会、都市計画審議会等々につきましては、まだ決まったスケジュールは立っておりません。今のところ、来年5月の都市計画審議会に向けまして、見直しの作業を進めているところでございます。

それから、都との協議の状況でございますが、見直しをするにあたりまして、現計画との差異と申しますか、変わったところ、それから、今後のスケジュール等につきましても、あわせまして協議を行っているところでございます。

○安藤委員 峰原通りのところは、情報収集する中で、ぜひその際は、地域の住民の声も伝えていただいて、改善を働きかけていただきたいと思っておりますし、必要であれば、区としてもこのように具体的に地域の方々から困っているという声が上がっているところに、きちんと税金を使って安全な道路環境をつくる場所にこそ、私は税金を使ってもらいたいと思っておりますし、必要であれば、そうした対策もぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、北品川のほうは、現計画との差異なども東京都とよく確認しているということだったので、この時点である程度品川区も案を出しているのかというふうに思いましたけれども、5月22日に地元の旧東海道の交流館で、旧東海道まちづくり協議会との意見交換会で、課長がこういうことをおっしゃっています。北品川駅前広場は、さきの説明会で示したような交通広場にはしない。清水横丁も残

す。しかしながら、客待ちのタクシーや送迎車を国道に滞留させないために、清水横丁と並走する形で貫通道路を拡幅整備するというふうな考えを示されたと同様です。交通広場にはしないとしても、あくまで一国から旧東海道に至る区画街路にはこだわっているように思われます。しかし、横丁の脇に並走して貫通道路を整備したら、それは横丁ではないですね。また、横丁は昔ながらのまち並みを形成する大事な歴史的遺産だと、協議会の方をはじめ地元の方々は認識しているわけです。同時に、12mの拡幅をしてしまうと、不要な立ち退きも発生させてしまいます。

以上の理由から、見直しにあたっては、12mの拡幅道路もしっかり白紙に戻すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長 区画街路の整備の件でございます。こちらにつきましては、駅前広場の計画とあわせて、区画街路も入れた形での見直しを現在行っております。具体的な計画につきましては、今後、東京都ならびに警視庁等々との協議が詰まり次第、また区としての方針を決定次第、議会のほうにも示させていただきたいと思っております。

○安藤委員 区画街路も含めて見直し検討に入るといことで、今、答弁されたように思ったのですが、もう一度伺いますけれども、清水横丁は守る、清水横丁の脇に、5月22日には、課長が表明されておりましたが、並走する道路、清水横丁と並走する形で貫通道路を拡幅整備するとおっしゃっていたようですが、この貫通道路を整備しない方向も含めて検討することなのか伺います。

○東野まちづくり立体化担当課長 現計画におきましては、交通の円滑な誘導等を考えまして、また、北品川駅の東側に交通広場をつくる計画をしておりましたので、そういった区画街路の必要性をお話ししてまいりました。地域から、また議会からも求められています西側、国道側への交通広場をとというようなお声がありますので、その辺につきましても、あわせて今、検討しているところでございます。

区画街路につきましても、このような交通結節としての機能が必要かどうかも含めまして、現在、検討をしているところでございます。

○安藤委員 広場の位置も含めて再検討しているということなので、今、課長がおっしゃったように、アクセスするための街路は必要ないということにもなってきますので、しっかりと見直しをしていただきたいと思えます。

それでは、大崎駅西口のF南地区ですが、この計画は芳水小のすぐ脇に39階建てマンションを建てる計画ですが、日影、風害被害、災害時の避難所キャパや大崎駅近隣道路の超混雑など、近接の閑静な住宅地にお住まいの方々からは、どうして住友不動産の利益のために周辺住民の住環境がこのように壊されるか、せめて高さを20階に下げろべきだという声も上がっています。

最初に伺いたいのは、この地域で容積率とかをいくら緩和したとしても、航空法で定められている高さの制限があると思うのですが、航空法の最高限度がこの地域は何mになっているのか伺います。

あわせて、この大崎駅西口F南地区で計画されている39階建てマンションの高さは何mの計画なのか、まず伺います。

○稲田都市開発課長 まず、航空法でこの地区は150mという高さになってございます。

それから、39階建てで、高さは約149mでございます。

○安藤委員 だから、結局、航空法のめいっばいぎりぎりということですね。現在、3月に都市計画決定がされて、次の手続は、本組合の認可申請に向けた事業計画書の提出、公告縦覧かと思いますが、現在の進捗と事業計画書の提出、公告縦覧の時期はいつごろを予定しているのか伺いたいと思えます。

あわせて、予定される総事業費、補助金投入額はおおよそ幾らと概算しているのか、概算でいいのです

が、伺います。

○稲田都市開発課長 昨年度末に都市計画の決定等が行われていた地区でございます。現在の進捗状況でございますが、組合設立に向けまして、現在、組合が詳細を検討しているところとあわせまして、権利者の100%の同意を目指しながら、現在、その辺をやっているところでございます。組合設立でございますけれども、来年度早々にはやっていきたいというふうなことは組合のほうからです。

総事業費につきましては、今、詳細もまた改めてやってきているところなのですが、650億円から700億円ぐらいというところでございます。

○安藤委員 補助金は。

○鈴木（博）委員長 補助金はどうですかという質問です。

○稲田都市開発課長 補助金につきましては、その内容を精査して、どれぐらいの補助金が妥当かというところになってきますので、今後、精査していきたいというふうに考えております。

○安藤委員 住民と準備組合の話し合いが何度かもたれていまして、私も参加したのですが、なぜ149m、39階建てでないといけないのかと聞いても、合理的な理由は説明されません。採算もとれない、赤字にしろとは言わないけれども、一体何階ぐらいが赤字になる範囲なのかと何回聞いても一切答えません。住民の皆さんは、住友不動産がもうけを最大限に上げるために149mになっていると思っておりますが、そうなのですか、そうではないのですか、伺います。

○稲田都市開発課長 この地区は、大崎駅の西側に面する地区に入ってきているところでございます。地区自体は東京都の副都心という中に含まれまして、緊急整備地域に接するなど、非常にポテンシャルの高い地域として、都心の中の駅前だという地域でございます。こういう中におきまして、居住環境等を必要としながらまちづくりを進めるという中において、最終的に出てきた結果がこのような形で居住環境等をつくっていくというところでございます。

○安藤委員 私が伺ったのは、結局、住友不動産のもうけをマックスにするためには149mのほうがいいわけですね。最大限のもうけを得るための149mになっていると住民の皆さんは思っています。そうではないのですかと聞いたので、お答えください。

○稲田都市開発課長 私ども、事業者のもうけが幾らだとか、そういう立場でまちづくりをやっているものではございませんで、先ほどのように、大崎駅周辺地区という中におきまして、今、求められている施設を整備していくというところなんです。現状の道路が狭かったり、老朽化した住宅があったり、こういうところを解決しながらやっていくまちづくりを進めております。

○安藤委員 道路の狭さや老朽化住宅を解決するために149mは必要ございません。見直してください。

○鈴木（博）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 183ページの建築行政費、がけ・擁壁安全化支援、176ページ、177ページの河川費について質問します。

初めに、がけ・擁壁安全化支援ですけれども、平成29年度の新規事業ということで、アドバイザー派遣11件について、予算は20件だったのですが、11件の決算、これが工事の実施につながったのかどうかの状況を教えてください。

○長尾建築課長 がけ・擁壁アドバイザー派遣からの工事への進み具合というところなんです。先ほどご紹介いただきましたように、アドバイザー派遣としては、平成29年度は11件ございました。その中

で実際の改修工事に進んだ件数としては、今のところございません。

○本多委員 わかりました。工事の実施につながればと思っておりますけれども、擁壁とかの所有者などへの技術的アドバイスをを行う専門家を派遣するということですが、肝心の所有者がそういう問題意識を持つかどうか、先ほども家屋倒壊とかの所有者の質問がありましたが、全く同趣旨で、所有者の意識で、意外と所有者が意識がなくて、ブロック塀だったり、大谷石だったり、擁壁だったり、所有者より近隣や周りの方々が、「あそこは危ないよね、何とかならないかな」という意見が多いのかと思うのですが、その辺について、所有者の協力、平成29年度はアドバイザーを派遣したことは前進してすばらしいことだと思うのですが、さらに所有者の意識啓発に結びつくように、その点については課題としていかがでしょうか。

○長尾建築課長 所有者の問題意識の部分ですけれども、実際に住まわれている家については、やはり日常的に使っている、見ているというところで、問題意識も比較的高いと考えますが、がけ・擁壁に関しましては、なかなかそのような観点を持ちにくいのが現状だとこちらとしても認識しております。

具体的に問い合わせの中身としては、所有者の方から直接ご連絡いただく場合もあります。また、近隣の方からご連絡いただく場合もあります。ご連絡がありましたら、まず職員が現地確認をしながら、また窓口等でお話を伺いながら、所有者の方への問題意識の部分、あと、このような点はどうかというように促しもあわせて行っているところです。それに加えてアドバイザー派遣も必要に応じてご案内しているというところがございます。

○本多委員 本当に難しいところだと思うのですが、所有者の意識もそうですし、また地域の皆さんの不安といいますか、心配する箇所は、その心配を取り除けるようないい方法を考えていただければと思います。

たけうち委員が本会議の一般質問で、ブロック塀ですとか、危険なもの、倒壊に対する質問がありました。答弁では、倒壊の危険のあるもの、人命を守るために助成額を増やすということで、品川区としてもできることをやっていたのだと理解しております。昭和53年6月12日に宮城県沖地震が発生いたしました。このとき、私、小学校6年生だったのですが、ものすごく衝撃を受けまして、よく覚えております。この地震で死者が28名、そのうちブロック塀などの下敷きが18名、負傷者1,325人、建物の全半壊7,400戸、停電70万戸、断水7,000戸、この地震により昭和56年の建築基準法の改正、いわゆる耐震基準の義務づけにつながりました。

私、議員になりまして初めての一般質問で、ブロック塀をなくし、生け垣助成の推進と、軽量で耐震性に優れた新建材の推進を取り上げました。これまで長年いろいろと取り組んでいただいておりますけれども、危険なブロック塀等、ブロック塀に限らず擁壁や大谷石、特にブロック塀の対策とか最終目標について、その点についての考え方をお聞かせください。

○長尾建築課長 コンクリートブロック塀につきましては、今回の補正予算の中でも道路沿いのコンクリートブロック塀の除却助成、また敷地内に新しく塀をつくる場合に一部工事費助成というところをご提案させていただいたところです。こちらのコンクリートブロック塀の除却につきましては、法令を守って現在建てていただいている、そういった基準を持って建てていただくところと、あとは、つくった後、その塀が外部にさらされていますので、自然と劣化して、経年劣化が進みます。そのようなところの状態も所有者の方に見ていただきながら、安全に使っていただくことが必要になってくるかと思えます。

目標といたしましては、特に道路沿いの部分につきましては、高さがある塀につきましては、基準を

守ってつくっていたとしても、時間がたてば当然劣化が進みますので、安全性が十分に確保できないことも出てくると思います。そのようなところの所有者の意識をきっちりと持っていただくところと、あとは、危険な塀と思われるところの除却を区としても支援して、安全な通行の確保を目指したいと考えております。

○本多委員 わかりました。倒壊の危険があるブロック塀は、全区的に対象にして除去につながるような方法をとっていただきたいと思うのですが、今も道路沿いというところで答弁がありましたけれども、避難道路沿いの危険なブロック塀、そのようなものはこれまでも調査をして改善、改修を品川区としても呼びかけをしてきました。それはもうずっと聞いておりますけれども、その進み具合、本当は対象は区内全てなのですが、全区の倒壊の危険のあるブロック塀を対象に働きかけをしていただきたいのですが、避難道路沿いの危険な部分はずっと前から調査をして呼びかけていますので、その進み具合をまずお聞かせください。避難道路に直面する危ないブロック塀です。

○長尾建築課長 避難道路沿いの塀の安全化というところですが、過去、特に滝王子通りなどは改修対応を区のほうでしたというところはございました。

また、今回の大阪府北部地震が発生した後につきましては、避難道路というわけではないのですが、通学路に関しては、教育委員会のほうでも各学校に安全点検を緊急に実施したというふうに聞いてございます。

○本多委員 全区的な対応が必要なのですが、まず速やかに道路沿い、学校のスクールゾーンとか、そのような部分をまずは大至急全てやっただけであればと思います。

次の質問に移ります。176ページ、177ページ、河川費ですけれども、品川区内にモノレールの橋脚は177本あります。水辺環境の向上として、運河モノレールの橋脚へ、壁画ですとか、イルミネーションですとか、そういった方法や具体策など、どういうものがあるか、その方法論についてお聞かせください。橋脚自体は東京モノレールが自社で耐震性とか管理はされているというのは伺っておりますけれども、水辺空間という点から、品川区と東京モノレールとどういう話を持たれているのか、持たれていないのか、考え方等あれば教えてください。

○鈴木都市計画課長 今、景観という視点でご質問をいただきましたので、私からお答えいたしますが、水辺の利活用につきましては、区のほうでライトアップも含めてさまざまな取組みを進めてございます。

今、1つの事例として、モノレールの橋脚の例えば壁面を使うということでございますが、具体的に東京モノレールのほうとそうしたことで意見交換をこれまで取り交わしてきたということは、会議等の場ではまだございません。

○持田河川下水道課長 水辺のそのような景観ですとかライトアップ、そのようなものについてでございますけれども、まず今、運河エリアの中では、さまざま賑わいをつくっていこうということで、東京都がライトアップのプランなどもつくってございます。橋脚のペイント等とはちょっと違う部分もございますが、そのような形で賑わいをつくっていこうという方向性はございまして、区としても、ライトアップの考え方を踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○本多委員 イルミネーション等、いろいろ取組みをされて、いろいろなところで取組みをされてきて、モノレール沿いの水辺でもそういうイメージがあるということなのですが、壁画も含めまして、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

その水辺にあわせまして、散策コース、遊歩道の整備にあたりましては、暗い部分への対策と、道路

にLEDの埋め込む整備の考え方を聞きたいと思います。

そして、将来的には、理想の要望なのですが、品川区と大田区の区界がないぐらいに、品川と大田と連携をした散策路ができればと理想を持っているのですが、まずは品川区内のLED埋め込みの整備の考え方はいかがでしょうか。

○持田河川下水道課長 今、遊歩道へのLED灯の埋め込みということでございまして、今、品川区内の運河沿いの遊歩道となっているところ、実際には堤防の上といいますか、海の中に張り出してつくってあるようなところでございます。海水の満ち潮時には、水がかぶるということも十分考えられるところではございますので、そういったところにライトを設置しても大丈夫かどうかというような視点での検討も必要だと考えてございます。こちらについては、今なかなか埋め込んでいるものは現時点でないわけではございますが、そのような製品があるのかないのかですとか、そのような対応がとれるのかということにつきましては、少し検討してみたいと思っております。

○本多委員 前向きにご検討してください。お願いします。

ちょっと時間があるので、最後に1つだけ聞きます。172ページの道路維持費です。擁壁修繕、西品川一丁目と上大崎三丁目平成29年度に実施されました。品川区役所の前なので、ほとんど毎日工事を見ました。本当にすばらしい、構造的にも耐震の工事、耐震が一番のメインなのですが、耐震が終わって、今度、美観についても、色を塗って、何色も塗り替えたり、ああ、いい仕事をしているなど本当に思いました。このやり方ですけれども、区内の、いろいろ条件とかあると思いますが、この取組みはどういうふうこれからあるのか、同じような状況があるのかどうかも、いろいろなケース・バイ・ケースだと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○多並道路課長 委員のご案内ありました区役所の前とところの擁壁につきましては、区役所の前ということもありますし、また耐震性の向上という観点の工事であった関係で、美観を含めた工事をさせていただきます。

区内の道路の擁壁につきましては、現在、ストック点検ということで、点検を今行っている最中でございます。また今後、耐震工事等の必要性があった際は、現場の状況を踏まえながら、より区民の皆様が景観上好まれるような整備ができるのであれば、そこはまたいろいろ検討していきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、成果報告書の171ページの駅周辺等放置自転車対策事業について、172ページの道路安全施設費について、176ページの河川、運河水質改善について、関連して177ページの水辺の賑わい創出構想検討委託について伺います。

初めに、171ページの駅周辺等の放置自転車対策についてですが、最近、ある方より、自転車を撤去されてしまったということ伺いました。そして、取りに行くのかということを確認してみますと、どこに撤去されてしまったのかわからない。また、新しい自転車を買うという話を聞いております。その理由といたしましては、引き取りに行くことに対して、やはり自転車で3,000円も払ってという感覚になってしまいますと、また新しい自転車を買うというふうな、いろいろあるかもしれませんが、そういうこともあるそうです。

そこで、最初に自転車の撤去台数について、ここ3年でどのように推移をし、そして、取りにこられた方と撤去台数の関係性をお知らせください。

またあわせて、現在の保管台数について、どのように推移しているのでしょうか。ここ数年のキャパ

状況についてお知らせください。

また、取りに来られない方に対して、何か対策はとっておられるのかお伺いします。

○古郡交通安全担当課長 最近の放置自転車の撤去状況ですけれども、平成27年で1万2,952台、平成28年で1万2,166台、平成29年で1万957台、年々減少しているような状況でございます。

撤去した場合に、保管所に電話していただければ、自転車の特徴だとか、撤去した日時だとか、そういったものを教えていただければ、撤去場所ごとになっていますので、すぐわかると思います。また、防犯登録がわかればすぐわかるというような状況でございます。

あとは、ない場合については、すぐ被害届を出すようにというような指導をしております。

返還の状況ですが、平成27年で63.8%、平成28年で65.8%、平成29年度で66.1%、撤去台数は下がっているのですけれども、だんだん返還状況は上昇している状況でございます。

あと、保管所の関係ですが、不動前が1,500台、八潮が4,500台ということで、不動前が1,000台、八潮が2,200台程度、まだ十分空きがあるような状況になっています。

○松永委員 それを聞いて安心しました。

先ほど、シェアサイクル事業の推進の中で、今後、いろいろ台数も増やしていく、サイクルポートも増やしていくということなのですが、確認ですけれども、撤去の台数の中にシェアサイクル等は含まれているのか、また今後、そういったところも増えてくるのではないかと思うのですが、そうしたときにはどのような対策をとられていくのでしょうか。

○今井土木管理課長 シェアサイクルの件でございますけれども、実際にシェアサイクル、ポート以外に放置されたものが撤去されて保管所にあったということが複数件報告されております。その場合には、自転車の所有者の方、GPS機能や利用登録内容が確認できますので、事業者であるドコモ・バイクシェアからご本人に通知が行きまして、原則として利用者の方が3,000円の負担をされるということになります。

○松永委員 今後もそうしたこともわからない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ周知をお願いいたします。

172ページの道路安全施設費について伺います。

南大井の大井警察から第一京浜に抜ける2.4mのJRのガードがあるのですが、毎月のように橋桁に挟まったり、大型車が引き返したりという光景をよく目にします。対策として、大井警察と道路課のほうで行われているかもしれませんけれども、我が会派としても、看板設置とかを進めてくれという要望があったのかわかりませんが、そうした2.4mの看板をつけていただいております。しかし、つけても毎月のようにそういう光景が見られてしまうのですけれども、その後、どのような対策をとっていけばいいのかというのは、また今後の課題になると思いますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

もう1つが、逆に第一京浜から大井警察に向かうところですが、城南信用金庫立会川支店の前の交差点で、先週、子どもとバイクの接触事故が起きております。そうした中で、あそこは、どちらかというと、すぐ大通りがあって、その次に小さな通りがあってという、距離もそれほどないので、自動車が優先的になってしまって、信号機に間に合わないのが、猛スピードで行くという車をよく見かけて、あそこの道路に関しては、ぜひ対策をとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並道路課長 今の2カ所のご要望の件でございますが、JRの2.4mの高さ制限、普通でいう

と3.8mが法定ですけれども、2.4mと非常に低い高さ制限が設けられているところでもあります。これについても今まで区でできる、道路管理者ができるところでいきますと、もっと道路の面を低くできないかということで、いろいろ検討して整備をしている中で今のような形になっております。そういうことがありますので、1つは、JR東日本のほうでも対策をとってございまして、前後に電光掲示板で車が通ると光るような対策をしておると、また、警察と品川区で看板を設置するなど、今までも対策を講じてまいりました。地元からもいろいろご要望をいただいているところもありましたので、現在、全部で14カ所ほど看板を設置させていただいて啓発を図っているところです。これについては状況を見ながら、また対策は考えてまいりたいと思います。

あと、南大井のもう1つの第一京浜に抜けるところの交差点の手前のところだと思うのですが、そこについても、いろいろ通学路であったり、そういう観点もありますので、交差点改良の中で路面表示、いわゆるカラー舗装だったり、あとは夜でも見えるような光らせるようなブロックを設置したり、いろいろな対策をしているところがございます。これについても学校と警察と一緒に、いろいろ現地を見ながら、またさらなる対策ができないかということで、今後もいろいろ検討してまいりたいと思っております。

○松永委員 ぜひいろいろ対策をとっていただきたいのですが、城南信用金庫の前に関しましては、ぜひ一灯式信号機の設置を要望いたします。よろしくお願いいたします。

最後に、水質改善について伺いたいと思います。

区のホームページで掲載されております平成28年度の植物・動物プランクトン同定計数結果&クロロフィル量&大腸菌群数のところで結果を拝見させていただいたのですが、8月4日の7時15分、場所は浜川橋の調査結果についてです。ほかの地区についても大腸菌数は100ml当たり最大で8万個でした。しかし、浜川橋の調査では、それをはるかに上回る100ml当たり30万個という数字でした。

そこで質問いたします。11月17日の結果では、大腸菌数は約1万3,000個と減ってございました。もしかすると思うのですが、1桁間違えたのかなというふうに思ってしまうぐらいです。この調査結果をどのような原因でこういうふうな数字になったのか、そしてまた、なぜ減ったのかお知らせください。

○小林環境課長 水質調査につきましては環境課で所管しておりますので、環境課から回答いたします。

委員ご指摘のとおり、非常に高い数字が出たのは事実でございます。原因については、そのときの気象状況とか、水が滞留しやすい地形的なものとか、さまざまある中で、そういうものが総合的に重なってこのような結果になったのかと認識しているところがございます。引き続き、調査結果が高い状態となれば、関係課とか周辺区と連携を図りながら、その推移は見守ってまいりたいと考えてございます。

○松永委員 お願いします。

○鈴木(博)委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、成果報告書177ページ、都市計画費に関連して、それから183ページ、がけ・擁壁安全化支援、同じく183ページの空き家等対策事業、それから、先ほどあくつ委員の井戸の質疑に関連しまして、防災課では井戸はこれからということで、なかなか把握はされていないということなのですが、ほかの課では、井戸に関して一定程度把握されていると思うので、その状況等がわかれば、また連携しているかどうかということをお聞かせください。

それでは、最初に177ページ、都市計画費については、西大井駅のトイレが補正予算で成立しまして、今年度中に設計をやって、来年度早々から工事ができるというスケジュールでやられているということなのですが、現在の状況について教えてください。

それから、183ページ、がけ関係は、先ほど質疑がありましたけれども、なかなか工事に結びつかないということで、ただ、平成30年度も同じだけの費用を予算書で工事費助成として盛り込んでおりますが、アドバイザー派遣が11件あったということなので、そのアドバイザーが派遣されて、どのようなアドバイスをして、その中で工事に結びつきそうなものがあれば教えてください。

それから、空き家対策については、午前中、質疑がいろいろありまして、いろいろと大変なご苦労をされて取り組まれているというのはよくわかりました。その中で、105戸の不適正管理ということと、特定空家1戸ということとございましたが、先ほどもありましたけれども、補正予算が成立すれば、12月1日からブロック塀等の撤去費用の新しいスキームが始まるということなのですが、105戸の不適正管理空き家の中で、そうした危険なブロック塀があるのかどうか把握されているのかどうか教えてください。

○溝口公園課長 まず、西大井駅公衆便所の今現在の進捗状況でございます。JR西大井駅内に併設されている公衆便所でございます。現在はJRと事前の設計条件等を含めて打ち合わせとしていただいております。ある程度、JRとの事前協議が整ってきているところから、今後、設計の契約に向けて、今、手続を進めていきたいと考えているところで、委員ご指摘のとおり、年度内に設計を行いまして、平成31年度から速やかに工事に入れるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○長尾建築課長 がけ・擁壁の部分に関してのご質問についてですけれども、まず、がけ・擁壁のアドバイザーにつきましては、現在、一級建築士の方で、特に構造設計に関して専門性の高い方にアドバイザーとして現地に行っていていただいております。所有者の方にもお話を伺いながら、擁壁の現状の課題点であるとか、今後考えられる改修の内容であるとか、そういったところを2時間ほどのお話の中でご説明して、アドバイスさせていただいているところです。

アドバイザー派遣をご利用いただいた中で、なかなか工事に結びついていない状況はございますが、擁壁が複数の宅地に連続して建っている場合などもございますので、単独での改修が現実的に難しい場合などもございまして、現在は実績につながっていない状況がございます。

現時点でアドバイザー派遣を利用された中で具体的な改修工事に進みそうところが、最近1件あったのですが、そちらも実際の動きにはつながらなそうな状況になっております。

○森住宅課長 不適正管理の空き家105戸に対するブロック塀の状況でございますが、105戸につきましては、ほぼ草木が繁茂している等というところが多くございます。ブロック塀の状況が悪いというところも数件ございますけれども、それにつきましては建築課と連携しながら所有者に通知を行っているところでございます。

○溝口公園課長 それぞれ各所管での井戸の把握状況でございます。まず、私ども公園課でございますけれども、公園・児童遊園、9カ所で防災用の浅井戸という形で管理をしております。災害時に水を供給したり、または消火に使ったり、そういうことに使えるような形での井戸の整備を行っているところでございます。

○小林環境課長 環境課の把握する地下水という観点でございますが、例えば工場などで地下水を汲み上げるときに、一定の機械、設備を設置する場につきましては、地下水の保全を図るためという

ころの届出制で我々環境課のほうに書類を提出されております。区内では約40カ所程度あるというふうに把握してございます。

○持田河川下水道課長 井戸ではなく湧水のような関係でございますが、区で水とみどりの基本計画・行動計画を作成する中で、湧水等のある場所ということで把握しているところも何件かございます。大井の水神のところですか、出石児童遊園などでは湧水を利用した池等があるというところは把握しているところでございます。

○たけうち委員 今日は所管が違うのでいらっしゃっていないと思いますけれども、生活衛生課のほうで飲める井戸として17カ所、いろいろな指導助言等を行っている。いろいろなところがありますので、そういうところをぜひ横串を通して検討していただきたいと思いますので、これは要望させていただきます。

それから、西大井につきましてはわかりました。その中で、これは要望を区民からいただきまして、先ほど、西大井の駅も非常に乗り降りが激しくなってきたというお話もあったのですが、西大井駅にコインロッカーが実は今ないのです。区民の方から、少数のご意見ですが、コインロッカーがあつたらいいなという声がありました。つけるとすれば、今トイレがあるあたりなのだろうと思ひまして、区が設置するというわけにはいかないと思うので、今、JRとの協議をされているというところなので、そういう声も、今後、インバウンドで外国の方が来たときに荷物を持っていくのもなかなか大変だということで、コインロッカーがあつたらいいのではないかと思いますので、トイレの部分と関連して協議の中でそのようなものもご要望してもらえないかと思ひますので、一応、ご意見をいただきたいと思ひます。

それから、がけ関係はわかりました。ぜひ頑張ってください、1件についての改修の金額が非常に高いので、助成がそれなりに出たとしても、なかなか進んでいかないとか、今の権利関係の問題とかがあるのはわかりました。本当にこういう支援をしているというのはすごくいいことだと思いますので、ぜひまず1件、実績がつくように頑張ってくださいと思います。これは要望で結構です。

それから、空き家につきましては、わかりました。今後、補正予算が成立した暁には、ブロック塀が危険なところがあつた場合には、所有者に対して個別に、ブロック塀だけではなくて空き家の管理も含めてなのでしょうけれども、所有者を調べてご案内をしていただけるかどうか確認をさせていただきます。

それから、空き家についてはもう1点、午前中の質疑で、今のところ品川区で把握しているのは799戸、ただ、これは一軒家の空き家ということでございまして、賃貸で言えば、いろいろな調査によると、大体品川区で2万を超える賃貸も含めた、マンションも含めた空き家があるということでございますが、この活用として、災害時に、被害が長引いたときには応急仮設住宅を設置となっています。西大井広場とか区民公園とかでそういうものをつくる場合もあれば、都営、区営といった公営住宅を活用する場合もあると思うのですが、民間の住宅を活用した例も最近もありましたけれども、都との役割分担も踏まえて考えていかなければいけないと思うのですが、こうした民間の賃貸の空き家を災害時に活用するという考え方について教えてください。

○森住宅課長 まず、擁壁の件でございますけれども、これにつきましては、補正予算をご議決いただいた後に、今も耐震化の助成のご案内でありますとか、増改築の工事のご案内でありますとか、そのようなものも含めて通知等の中にパンフレットを入れてございます。それにつきましては、今回の補正予算でお願いしている部分について、パンフレットを本課で作りまして一緒に同封して助成のご案内をしていきたいというふうに考えております。

それからまた2点目にご質問いただきました災害時の応急仮設住宅のお話でございます。今まで原則としましては、区営、都営、区民といったような公的住宅を提供しておりまして、東日本大震災のときにも32世帯に入居いただいております。万一の災害時におきましては、同様の措置をとるということでもありますけれども、それでも不足する場合は、耐震性とか、使えるかどうかという部分の確認は必要になると思いますけれども、民間住宅も含めて取り組んでいけるように、東京都と方策や手続については連携して検討していきたいと思っております。

○溝口公園課長 西大井の公衆便所の改修にあわせたコインロッカーの関係でございます。コインロッカーは駅利用者の方が使う施設だと思っております。そのような中でいきますと、やはりJRのほうで責任を持ってつけていくというのが本来あるべき姿と考えておりますので、今後、公衆便所の改修にあわせて、JRと協議を進めていく中で、そのような要望があるということはしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

○たけうち委員 ぜひコインロッカーはよろしく願いいたします。

そして、災害時の活用ということで、今、防災課長から答弁がなかったのも、後でいただきたいと思うのですが、そういった面で行きますと、日ごろから住宅ということでいうと、オーナーの方と、不動産関係の方とか、宅建とか関係団体の方との密接な連携の中でそのような自然なコンセンサスみたいな部分も含めて、いざというときにご協力をいただける体制をつくっていかねばいけないと思います。一定程度、仮設をつくっていくこともいたし方ないかと思うのですが、やはりお金もかかりますし、また、壊した後の瓦礫というか、災害時のそういったものを片づける費用とか、そういうことを考えると、空いているところがその時点であれば、もちろん安全性が確保された上で、そこを活用できることがいいと思いますので、その辺の日ごろからの関係者との連携を、防災課なのか、住宅課なのか、一緒なのかわかりませんが、とっていつてもらいたいと思っておりますが、ご答弁をお願いします。

○森住宅課長 不動産関係の団体の方との日ごろのコミュニケーションというところでございますけれども、今も空き家の適正管理審議会を今年3回開催しておりますけれども、その中でも不動産関係の団体の方々に入らせていただいております。地域の方々も入らせていただいております。空き家、広い意味で言えば、賃貸空き室も含めて、品川区内2万6,000戸ありますけれども、そういったものの使い方については、その中でもさまざまご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

○古巻防災課長 補足的なお話になりますけれども、仮設住宅に関しまして、災害時の住宅のそのような関係につきましましては、住宅課のほうで、一時的にはさまざまな窓口が設置されるかと思っておりますので、防災課としましても、住宅課と連携しまして、そういった形での日ごろからの情報共有を進めてまいりたいと考えております。

○たけうち委員 それぞれよろしく申し上げます。

ちょっと時間があるので、172ページの街路灯管理費の中で、今年度取り組んでいます災害時消えない街路灯整備についての今の進捗状況と今後の取組みの広がりみたいなものがあれば教えてください。

○多並道路課長 災害時消えない街路灯ということで、災害時でも、停電が発生しても電気がつく街路灯の整備を進めているところでございます。今年度、各学校避難所の出入口に1カ所ということで、工事を今ちょうど進めているところでございます。

来年度以降につきましては、水銀灯をLED化する建替え事業の中で、状況を見ながら、防災課と協議しながら、今後の整備のあり方をちょうど今検討しているところでございます。

これにつきましては、今回つけるものも新しい街路灯ということもありますので、効果であったり、

いろいろ課題がないかということは、これからまたいろいろ検証していきたいと思っているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 183ページの空き家等対策事業、それから184ページの空き家等対策計画策定経費、そして179ページの公園整備事業費についてお伺いしたいと思います。

10月29日に建設委員会で品川区空き家等対策計画の素案についてという報告がありましたけれども、ここの成果報告書の中でも計画策定費が256万円余組まれているのですけれども、この計画策定は、トータルでどれぐらいかかったのかということを一つ教えていただきたいのと、先ほどから空き家が799件というご報告があったのですけれども、ここの素案の中では、11ページに1,093戸となっているのですけれども、空き家ということであると、どちらの数字になるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、この空き家の問題は、本当に地域の皆さんにとってさまざまな不安を抱えている問題で、次々と空き家が増えているという状況があると思うのですけれども、そういう点では、こういう計画を立てて具体的に対策がとられていくということに対して、この計画が知られることで期待にこたえる中身にもなっていくのではないかと思いますし、また、本当に期待が広がる中身だというふうにも思っています。そういう点では、私はこの計画素案について、説明会を地域でぜひやっていただきたいというふうに思うのですけれども、その点についてもお聞かせください。

○森住宅課長 平成29年度の空き家の対策計画の策定費用でございますけれども、256万円余となっております。

昨年度につきましては、素案という形で作成いたしましたし、今年度、先ほども申しましたけれども、3回の審議会を開いて、それぞれ専門家の方々から意見を伺って、今、素案という形でまとまっているところでございます。12月2日からパブリックコメントを実施して、年度内に策定をしていきたいというふうに考えております。

計画策定費につきましては、今年度、約100万円を入れまして、計画の見直しといいたしめようか、策定費用に充てているところでございます。

それから、件数でございますけれども、先ほど委員にお示しいただきました1,090数戸は、平成28年度の実績でございます。平成29年度は1,068戸となっております。今年度は今の時点で799戸となっております。これにつきましては、対策が進んだ分も一定ございますけれども、実態調査をした中では、外観だとか、ポストの状況だとか、そういったものを含めて、ここが空き家だろうというふうに考えている件数でございます。アンケートとか、今までの問い合わせを含めまして、一定程度、ここは使っています、実は住んでいるのですというような空き家がございまして、それで数の推移があるというところでございます。

計画につきましては、説明会をというお話でございましたけれども、パブリックコメントをする中で、一定程度、中身を知っていただくというようなこともございますし、それから、専門家団体の方々につきましては、今月20日に情報交換会をやる中で、それぞれ内容について説明していきたいと考えております。そういった意味で、皆様に周知を図りながらやっていきたいと考えておりますので、説明会については今のところ考えてございません。

○鈴木（ひ）委員 この対策の方向性も素案の中で示されていまして、空き家の発生をどう防止するのか、適正な管理をどうしていくのか、また有効活用をどうしていくのかというふうなところで、これ

から本当にこの対策をどうとっていくのかという点からも、私は困っている人への方向性を示す、また区民の空き家への意識啓発というところからしても、ぜひ説明会はやっていただきたい。そして、計画をつくったときには、基本、説明会をやるというふうに、区の方針としてもぜひやっていただきたいということで、強くこれは要望をしておきたいと思います。

具体的にお伺いしたいのが、本当に荏原地域は特に空き家が多いわけですがけれども、既にきめ細やかな対応をしていただいた上で代執行もしていただいております。さらに現在、荏原地域に1戸、特定空家ということで認定をされているところですがけれども、壁が劣化して道路にコンクリートの固まりが落ちて飛び散る、そして今、道路にはカラーコーンがずっと置かれているという状況なのですがけれども、数十年にわたって空き家になって、地域の方にとっては本当にさまざまな迷惑というか、大変な思いを地域の方がされてきているし、また、地域では、通学路でもありますので、子どもが通学の際に、もしこれが落ちてきたら、大事故にもなっていくのではないかとこの心配も寄せられているところなのですけれども、そういう場合の、地域の人からすると、これからどう対応されて、いつまでにどう解決されていくのかという見通しが見えないということがさらに不安になっているという状況になると思うのですがけれども、法律や条例の措置として、今後の見通しについてどう考えていったらいいのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、代執行についてなのですがけれども、これまでの代執行も、更地にするというのではなくて、安全対策をとるという代執行もされていると思うのですがけれども、具体的な代執行の中身はどのようなものかについてもお聞かせください。

○森住宅課長 荏原地区の1戸の特定空家についてご紹介いただきましたけれども、これにつきましては、平成27年度から法令に基づきましてそれぞれ措置をとっている。その前にも、実際に今住んでおられる所有者の方のところにお伺いしまして、いろいろお話を聞いているところでございますが、なかなか我々の中で実際に対処していただくということができていないところでございます。

先ほど、瓦礫が道路上に散乱ということもございました。9月末の台風の際にも、少し穴があいたりということがございまして、住宅課で措置をしたところでございます。これにつきましては、当然、通学路になっておりますので、学校とも情報共有しまして、先生方も含めて指導していただいていると聞いてございます。

今後の見通しにつきましても、今は法令に基づく勧告というようなことをしておりますけれども、今後は法令に基づいて命令とか代執行ということも含めて考えていきたいと思っております。

審議会の中での空き家の対策計画ですが、適正管理審議会の中でもそれぞれ状況を報告しておりますので、順次やっていくというところでございます。代執行の中身につきましては、全て更地にしてしまうということは非常に大きな財産の喪失ということになりますので、基本的に安全措置がとれる最大限の範囲をやっていただきたいというふうに所有者の方にはお願いをしているところでございます。

○鈴木(ひ)委員 代執行もそういう安全対策ということであれば、1日も早く地域の方が安心できるような対策として実施していただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それから、次ですがけれども、公園整備ですが、公園のない町会が幾つあるのか、また、新たに今回、木密の網かけがされていないところでも町会で公園を整備していくという方針になりましたけれども、そういうことで公園ができる町会、またつくる方向になっていく町会がどれくらいあるのか。そして、公園のない町会にとっては、本当に公園をつくってほしいというのが切実な願いなのですがけれども、具体的にどうしたら公園ができるのかについてもお聞かせください。

○溝口公園課長 まず、公園・児童遊園がない町会・自治会でございますが、区内201の町会・自治会がある中の30町会の区域の中に公園がないという状況があります。やはり公園整備にあたっては、まずは公園として適した用地の確保が第一になると思います。そのようなところで、少しでも早い時期に全ての町会に公園ができるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 具体的にどういうふうにしたらいいかということもお聞かせいただきたかったのですが、もう時間がありませんので、本当に地域のコミュニティとして公園は大事なものだと思いますので、ぜひ公園のない町会に整備をお願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 177ページの都市計画費について伺いたいと思います。

まず、武蔵小山の件ですけれども、これは発展的に武蔵小山が変貌していくということの期待を込めての質問ですので、誤解のないように聞いていただきたいと思います。

1つは、皆さんが心配しているのは、武蔵小山の武蔵小杉化、両方ともムサコですけれども、武蔵小杉化を心配していらっしゃる。何かといいますと、今、35階まで建っておりますけれども、直近では別にもう1棟建ちますので、人口が増えるわけでありまして、通勤に一番便利なところ、要は、コンパクトシティはあそこでまさに実現をしているような場所で、勤務地に近いところですので、駅の活用が非常に多くなるとは思います。では、武蔵小杉はどうかというと、乗るまでに時間がかかるということで、そのような地域の問題を起しております。それについてどのような対策を練り、どのようなビジョンを持っていらっしゃるのか教えてください。

○稲田都市開発課長 武蔵小山の再開発のまちづくりというところでございます。目標を定めまして、このような住居等々もつくって、商業のさらなる活性化というところで取り組んでいるところでございます。

ご指摘の東急の武蔵小山駅でございますが、現状もすごく電車が混んでおりまして、ホームから乗ることができないというような声も聞くことがございます。実は私、この間、武蔵小杉から朝の一番混んでいるところを電車に乗ってきまして、確かに委員おっしゃるとおり、武蔵小杉も混んでいました。大岡山でさらに混む、目黒線からガッと乗ってきます。非常にここは、この時間帯、30分程度がピークだというふうに駅にも張り紙がしてありましたけれども、こういう状況であるというところでございます。

そういう中におきましては、鉄道事業者等々と情報共有をしながらまちづくり進めてきたところでございます。東急電鉄は、今は6両編成だということなのですが、それをさらに両数を増やしていきたいというところで、そういうホームの設えをしているというところなのですが、他社の乗り入れの関係等もあるので、その辺を今後協議していきたいというふうに聞いています。

○大沢委員 品川区の事業だったと思いますけれども、立正大学の先生が来て、オリンピックとまちづくりみたいな講演をやったと思うのですが、そこの中で、本数を増やしたりとかで工夫をしたというような、これは鉄道事業者の役割でありますから、区のほうからどうのこうのということではないと思うのですが、その部分で工夫をお願いしたいと思いますし、今、武蔵小山のところも、マンション建設が2つは具現化をして進んでおりますけれども、やがてはまたいろいろな部分で増えるという予定もありますので、そこは工夫をお願いしたいと思います。

それと、当該地域は小山三丁目でありまして、今、地元の町会では、地域コミュニティがなくなってしまうのではないかとございます。住んでいる方たち、これは昔であれば、高度経済成長のと

きにマンションの入居者がいれば、これはみんな一緒ねという意識、ところが、最近、成熟社会、バブルがはじけた成熟社会になると、みんな一人ひとりというような気質、これは1つの側面でありまして、電話で例え話をすれば、黒電話は昔家庭に1個ありましたけれども、今はみんな一人ひとりで携帯電話を持っている。そのような時代であります。地域コミュニティをつくる上で、集合住宅の方たちは非常にやっかいと言っては申しわけないのですけれども、大変労を要するようなニューカマーといたしますか、そのところ、地元に従前から住んでいる方たちと新しく来た方たち、町会、地域の調和をどのようにとっていかれるのか、方針があったら教えてください。

○稲田都市開発課長 委員ご指摘のいわゆる新住民が増えるというところで、地域の方々とのコミュニケーションのとり方をどう考えているかというところでございます。確かにおっしゃるように、住居をつくっていけば新しい住民の方が増えてくるというところで、区もその辺は十分に承知しているというか、対応を今後、実際に地域の方々交流できるような形を考えていかなければならないというふうには思っております。

形的に言えば、パルムの駅前のビルのところにおきましては、コミュニティが、例えばお祭りとか、そういうものができるような広場的なものもつくっていきまじ、そういう中で交流ができればというふうにはハード的な面では思うのですけれども、今までの住民の方、それから商店街の方、新しい居住者の方々がうまく活動できるような地域のマネジメントみたいなものができるといいなというふうには考えておりますが、今後その辺を詰めていきたいというふうには考えております。

○大沢委員 課長、いいなということで、いいなでは終わらせないで、ここはお願いしないと、やはりコミュニティの崩壊になる、本当にこれは繁栄と衰退は表裏一体ですから、このところはひとつお願いをしたいと思っております。かつてのバラックが並んでいた飲食街から比べれば、非常にすばらしい洗練されたアーバンな雰囲気駅前になるわけで、そこら辺のところをしっかりと踏まえながら、商業地と住宅地が一体となっているわけですから、そこらの地域特性あるいは建物の特性を踏まえながら、当該地域、地元の合意形成、あるいは地域の活動形成に努めていっていただきたいと思うのですけれども、もう1回、いいなで終わらないようなお答えでお願いしたいと思います。

○稲田都市開発課長 委員ご指摘のように、武蔵小山のコミュニティ、今後、区としても西の玄関口である武蔵小山が衰退するなどということは考えておりません。そういう中におきましては、地域の皆さんとはよく話をするのですけれども、武蔵小山の商店街、商業、すごく底力があります。そういうところを利用と言っては失礼ですけれども、皆さんと考えながら、新しいコミュニティをつくっていきたいと考えております。

○大沢委員 決して底力があるわけではないと私は……。個々の商人の皆さんの努力の賜物でああいうような形になっている。長い歴史もあります。聞くところによりますと、戦後間もなく、駅前の近くのところに三軒長屋みたいなものをつくったところから小山の商店街が始まったという昔の方から聞いておりますので、そこらのルーツを踏まえながら、しっかりと武蔵小山らしさを失わないようなまちづくりをお願いしたいと思います。

次に、今、私思うのですけれども、品川区内在が遠からずや悲鳴を上げる時期が来るのではないかと考えています。それは何かといいますと、例えば地球で例えますと、産業構造の変化によって、今、CO₂、温暖化というような地球自体が悲鳴を上げているわけでありまして、品川区、小山もそうですけれども、住宅地と商業地が一体となった土地柄であったのですが、やはり交通の利便性の向上によりまして、住よりもむしろ商、あるいは通勤圏としての特性が増したと思っております。その中で、品川区内、今、

昼間人口が38万人ないし39万人ということです。何名まで品川区は受け入れられるキャパがあるのか。いずれキャパがなくなると破裂するのは目に見えて、これは自然の摂理だと思います。どのくらいまで品川区はキャパシティとして持ち得ることができるのか。お考えを聞かせていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長 区の人口の将来的なお話をいただきましたけれども、まちづくり、都市計画からの観点でお答えさせていただきますが、都市計画法、古くは大正の時代に策定されまして、その時代時代に合わせて大きく見直しがされてきてございます。例えば昭和30年代、高度成長期、都心に産業あるいは人口が集中してきた時期もございます。それが今度、市街化が周辺に広がりを見せてくるという動きもございました。それに合わせて、都市計画法あるいは建築基準法、あるいは臨時的にさまざまなまちづくりの法律がその都度定められてきてございます。やはり大きく人口という要素は建物の数につながる場所もでございます。今そういった視点でご質問いただいていると思いますが、これはまちづくり的には、容積、建蔽率やまちのボリュームにつながっていくところでございます。今、人口は38、39万人というところでございますが、建物のボリュームにつながる要素は、大きな見直しは昭和48年に都市計画法が見直されまして、さらに用途地域が細分化されてきた中で見直しが行われてきてございます。委員がご質問いただいた、まさに人口を数字でこれくらい許容できるボリュームというところはお示しできるものはありませんが、品川区は今のところ、人口がさらにこれからも微増ながら増えていくという人口推計も出ておりますが、いずれ高齢化、あるいは少子化を受けて人口が減っていくという時代もあろうかと思っております。そうしたところで大きな都市計画法の改正も行われる。あるいは東京都は来年以降、都市計画区域マスタープランなども見直す動きもございます。そうしたところを踏まえながら、区として人口何万人を許容できるという数字はございませんが、そうした動向は常に意識としてしっかり持って取り組んでいきたいというところでございます。

○大沢委員 わかりましたけれども、要は、これは本当にトレンドですから。かつては郊外型、昔は「金曜日の妻たちへ」などもはやったけれども郊外型、ところが、それで都心の人口が減ってしまったので、江東区のほうへみんなタワーマンションを建てて集めようという、こういうような流れがトレンドができていたわけで、人口はトレンドですから、つかみどころはない。それゆえに急に減ることもあると思う。急に増えることもあると思うので、そこらのところはしっかりと時代のトレンドを、課長にこのようなことを言うのは釈迦に説法かもしれないですけども、読み解きながら進めていただきたいと思っておりますし、先ほど来の空き家の話があったように、現状あるスペースが少子化になると空いてしまいますね、どうですか。

○鈴木都市計画課長 空き家も戸建てからマンションの空き室、さまざまだと思います。やはり少子化が進んで世帯が減っていくというところでございますれば、やはりそのような部屋も増えていくのかというところは意識しているところでございます。

○大沢委員 いくのかなではなくて、やはりこれ対策、だから空き家対策計画の素案をつくっていただいている、これは問題意識が非常に高くなってきたからこういうような委員会での質問もでてきたのです。住宅課長、そうですね。立ってご答弁をお願いします。まだ1分30秒……。

○森住宅課長 今、少子高齢化に伴いまして、実際に単身で住まわれている高齢者の方も増えてございます。そのような意味もありまして、古い住宅がそのまま残ってしまうというところが問題になっているというふうに考えております。

住宅課といたしましては、3つの方向性を持っておりまして、発生の予防、適正管理の促進、あと有

効活用の推進というふうには3つの方向性を持ってやっております。所有者が亡くなられて空き家になってしまった後も、すぐに適正管理ができる、あるいは市場の流通に乗せられるように、まずは発生予防ということでさまざまな相談会を開いていきたいと考えておりますし、適正管理をされていく中で、なるべく早く市場の流通に乗せて、またそこに住宅が建てられるというふうになればと考えています。

○鈴木（博）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 175ページ、浸水対策事業、177ページ、治水対策費、立会川関係です。それから173ページ、道路新設改良費になるのかと思いますが、それから、時間があれば、179ページ、公園についてと、八潮についてお聞きします。

まず、立会川関係ですけれども、先日の建設委員会で、高潮発生時の避難基準が報告され、議論があったと伺っています。私は所属している委員会ではないので少しご説明をいただきたいと思います。

内容はいいのですが、先日の大雨、高潮のときに、立会川で地域にお住まいの方が夜も眠れないくらい、あふれるのではないかとということでご心配されておりました。その点で、ソフト面として早急にこのような避難基準が制定されて決められたのは非常にいいことだと思います。内容は置いておいて、周知方法について、どのような点を配慮してやられるかということをお尋ねします。

それともう一方で、ハード面の対策として、これは時間のかかることでありますので、すぐにできることとして、今現在、行われているものを下流でもやっていただきたいという地域の方のご要望がありました。委員長の許可をいただいたので資料をタブレットに送りました。上流のほうは鉄板が設置されているのですけれども、下流のほうは、このように置かれていません。ということで、上流にこれが設置された経緯と、下流のほうにそのような鉄板を設置していただきたいというご要望に関して、お願いいたします。

○持田河川下水道課長 まず1点目の10月に高潮発生時の避難基準ということで建設委員会でご説明させていただきました。周知の部分ということでございます。こちらは、浸水のシミュレーションをして、浸水の可能性がある範囲を定めまして、それで避難基準を設けてございます。こちらはまず区のホームページへの掲載ですとか、また、今後改訂します「わが家の防災ハンドブック」等の方法で、区民の皆様には広く周知する。また、対象の区民の方に対しては、まずは町会を通じてしっかり周知していくということ。あと、避難情報緊急通知コールというご案内を各戸にポスティングするなどして、情報共有を集中して行っていきたいと考えてございます。また、当然、町会等へ周知する中では、さらに詳しくご説明をというような声も出るのではないかとことは我々所管も認識してございまして、そのあたりは我々河川下水道課と防災課で協力しながら、よりしっかりと地域の方に周知するように努めていきたいと思っております。

2点目のこの写真のパネルでございます。現状、立会川は、上流から中流にかけては、この写真にございます青いパネルがついてございます。これはどうも平成の初めのころにつけたということで、立会川は、大雨が降りますと、上流からかなりの水がバツと川に流れ出す。蛇行している部分などございまして、川から水があふれないようにというような形で、こういったパネルをつけたというふう聞いてございます。これは下流のほうは、このパネルはないわけでございまして、といいますのは、下流はもう運河でございまして、いわゆる東京湾という海でございまして、下流のほうの水位は潮の満ち引きによって上下するということもございまして、洪水で大雨が降ってきて水が溢れるということとはちょっと状況が違うということもあり、現状におきましては、中流から上流の部分にこのパネルをつけていたというのが今の状況でございます。ただ、今、委員からご指摘のとおり、こういったハード対策

という部分につきましても、下流部分について、こういったパネルというようなお声は地域から上がってくるのではないかというふうに我々も考えているところがございます、こういった部分も方法としてはあろうと思います。この辺はしっかり地域の皆様とご相談して、こういったものが必要であればというようにところで、所管としましても、そういった地域のお声を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。ハード面のパネルについては、河川の管理は東京都だと思っておりますので、今お話あったように、検討して東京都のほうに強く働きかけをしていただきたいと思っております。

あと、避難基準の周知も、今お話しあったように、徹底して行っていただきたいと思っております。

次は、173ページ、前後してしまいますけれども、これは道路新設改良費でいいと思うのですが、また写真を送りますけれども、きゅりあんの裏の交差点で三菱鉛筆本社の改築が済みました。写真にあるように、手前の白い部分は建物が建っていて通れなかったのですが、セットバックしていただいて、ここが歩道という形になりました。そうすると、3人ぐらい横に並んで歩いていくのですが、その先が狭くなっていて、今までは車道を歩いていたので影響がなかったのですが、せっかく広い歩道ができたのに、ここですごく狭くなってしまうということがあるので、ここの植え込みの部分の減らしていただければ、広いスペースで信号待ち等、あるいは通行できると思うのですが、このあたりについてお尋ねします。

それからもう1つは、品川道踏切ですが、これは何度もほかの委員もお話になったと思っておりますが、エレベーター設置等のバリアフリー化に関してのJRとの協議の現状や今後についてお伺いします。

それから、踏切のところの歩行者・自転車ルートが表示が、やはり通行量が多いと思っておりますので、消えかかって薄くなってしまっています。こちら地域の方の声があったので、その点を願います。

○多並道路課長 まずは画面に出ている写真のところの件でございますが、こちらは三菱鉛筆の開発で生み出された、三菱鉛筆がお持ちの所有地の中を歩けるように供出いただいている場所でございます。この開発をする際に、この先が東京都の管理する池上通りになります。東京都の第二建設事務所が管理しているものです。この開発がちょうど今年の7月ぐらいに事業が完了したということで、このような状態になっているのがそこで判明したということでございます。我々のほうでも東京都の第二建設事務所に改修等の要望をしたところだったので、今後の改修の際の様子を見てやっていくという回答だったので、これについても、今後、いろいろなタイミングを見ながら都には要望していきたいと思っております。

もう1つは、大井町の品川道の踏切のところですが、これについても、もともとは平成19年に測溝対策ということで、今、委員がご紹介いただいたように、カラー舗装をしてきたところです。ただ、開かずの踏切等の関係があることで、その横に大井町歩道橋という歩道橋がありますが、こちらが阪急側のほうはまだ広いスペースがあるのですが、逆側のほうはなかなかスペースがないということで、JRにもいろいろ聞いているところですが、敷地がないということで現在の状況になっているところがございます。

エレベーターの設置にはやはり敷地が必要だということもありますので、今後のまちづくりの動向を踏まえながら、いろいろなタイミングで見たいと思っております。

ただ、カラー舗装の維持管理については、踏切内になりますので、JR東日本の管理するところになります。これについても我々のほうから要望を伝えているところでありますので、今後も引き続き区民

の皆さんのご要望をお伺いしながら、関係機関と連携を図ってやっていきたいと思っているところでございます。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。やはりこちらも都道なので東京都とのお話、それからJRとの歩道橋等のお話になりますので、ぜひ身近な地域の声を区から各関係機関に届けていただいて、改善に向けて進めていっていただきたいと思います。いろいろ大変かと思いますが、強くご要望をお伝えいただくことをお願いいたします。

最後、公園ですけれども、山中公園という公園がありまして、その滑り台の階段が、古い遊具なので抜けているというか、間に足が入ってしまったりするのです。ほかの公園は裏に板があって落ちないようにしているのですが、そういった遊具についての扱いはどのようになっているのでしょうか。

○溝口公園課長 山中公園の滑り台でございます。設置されてからそのままずっと皆さんに親しまれてきた遊具でございますが、今回、長寿命化計画の中で改修する計画になっておりますので、今年度中に速やかに改修していく方向で、今、調整を進めているところでございます。

○高橋（し）委員 改修の方向だということで理解いたしました。ほかの公園などでもそういった階段の部分が抜けていると、小さい子が落ちたり、挟まったりするので危険ですので、ほかの公園も含めて検討していただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時20分休憩

○午後3時35分再開

○鈴木（博）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、成果報告書178ページ、やさしいまちづくり整備費から、可動式ホーム柵に関連して、区内の鉄道駅のバリアフリー等々について伺いたいと思います。

午前中にも少し質疑がありましたけれども、今年の9月、大井町線の下神明駅におきまして、視覚障害者がホームから転落し死亡するという痛ましい事故が起きました。視覚障害者の方がホームから転落する事故が、そして死亡してしまう事故が続発している中ですので、本当に多くの視覚障害者の皆さんも他人事ではないということで心配の声を広げております。私たちも、この事故から4日後ぐらいに、国会議員、都議会議員、そして区議会議員を含めて、視覚障害者の皆さんと一緒に下神明駅で何が問題だったのか、どのようなことが必要なのかと、実際に駅のホームと一緒に歩きました。ホーム幅は、狭いところで1mほどでした。広いところでも3~4mということで、そもそもホーム幅が狭い。ホームドアをつけるために用地も取得しなくてはいけないという駅だということも伺いました。健常者でも危ないと感じる狭さだったわけですが、このホームドアの設置が下神明駅には計画されているわけですが、もうすぐすればつく、だけどもう少し早ければという思いが込み上げますけれども、この事故において、品川区の考え、そして鉄道事業者に何を言ったのか、そしてホームドアがつくまでの間、障害者に駅員などの付き添いを徹底することが求められるのではないかと、そのようなことを鉄道会社に求めていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 下神明駅の転落による死亡事故につきましては、区としても非常に重く受けとめているところでございます。まさに委員と同じ思いでございます。来年度、実施するということは

伺っておりますが、できるだけ早い段階での設置を、補助金として区のほうで支援させていただくという流れもございますので、その中でしっかり確認をしていきたいというところがございます。

それから、事故後の区からの要請でございますが、直後に区からも、まず口頭で、電話ですけれども、安全対策の早期実施と、今、委員にご紹介いただいたソフト対策、これは日ごろからほかの鉄道駅でも行っているということですが、各鉄道事業者が行っている声かけサポート運動、これは駅員の声かけとともに、駅を利用する方々の声かけというところがございます。事業者からは、なかなか健常者と見分けがつかないところへの声かけが難しいところは課題としては伺っておりますが、やはりおかしな点があるいは気になる点があった場合は、積極的に声をかけていただきたいというところは強く申し入れたところがございます。

それとともに、この転落事故が起こった駅をはじめ、区内鉄道駅、とにかく早急にホーム柵をつけていただきたいというところは、区として区長名で要請文を、申し入れの文書を早急に全鉄道事業者に出したいというところと考えているところがございます。

○石田（ち）委員 視覚障害者の方が転落されたということですが、視覚障害者の方が持たれている白杖は、この方は持たれていなかった。ですので、障害者だということがわからなかったというのが駅員の話でした。ですので、やはりどのような方でも安全を確保するために、早急なホームドアの設置が必要だというふうにつくづく思いました。今も区内の駅に早急にホーム柵をつけてほしいと、区長名で出していきたいということでしたけれども、東急やJRは、全駅につけていくと、いつどこにつくということはわからないですけれども、しっかりと方向性や計画を示していますけれども、私が聞きたいのは京急なのです。やはり鉄道駅のバリアフリーや安心安全の確保、移動の確保は、鉄道事業者の責任で進められることだと思うのですが、京急は羽田と直結していて、これから外国人来訪客もオリンピック・パラリンピックに向けて増える、そういう駅なのに、鉄道事業者なのに、今多分、羽田の国際線ターミナル駅1カ所にしかホームドアはついていないのではないかと思うのです。それがなぜなのか、京急からさらに計画が出てくるということは聞いているのでしょうか。そして、こういう事態について、区としてはどう考えているのか伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 京浜急行電鉄ということで、区内に5つの駅がございますが、まだ設置がされていないというところがございます。これは実感として感じているところがございますが、他社との相互乗り入れがないところについては、東急大井町線を含めて計画的に進んでいく。この相互乗り入れがあるところについての課題でございますが、それぞれの事業者間で車両の規格が違う、規格が違うということはドアの位置、ドアの大きさが違うということで、なかなか進んでこなかったというところは実感として感じているところで、鉄道事業者もそう申してございます。

ただ、京急につきましては、それを何とか打開する形で検証実験を行ってございます。それで、2020年までには計画的には、例えば京急蒲田、京急川崎をはじめ、主要5駅についてはつけていくというところはもう計画として出てございますので、技術的な課題が大分解消されてきているのだというところは認識してございます。ただ、その先、区内の設置につきましては、まだなかなか具体的なお話を伺えてございませんので、先ほどの申し入れの文書とともに、区内の5駅についても積極的に申し入れをしていきたいというところがございます。

○石田（ち）委員 京急については、相互乗り入れの車体の規格が違うからとかという、そういうこともあると思うのですが、ちょっと遅過ぎると思うのです。本当に事故が起きてからというのは遅いので、ぜひ進めていくべきだと思いますし、区からも強く要望させていただきたいと思うのですけ

れども、こうした区内の駅のバリアフリー化を進める声や運動は、区内でも各地で広がっていますけれども、南品川の新馬場駅南口も同様です。ここは数年前からバリアフリーの充実を求め続けているのですけれども、普通列車しかとまらない、しかし、駅の長さは200m、南口と北口の改札から改札までは400mあります。ですので、本当に一駅分も離れた駅と言われていまして、北口にはワンルートバリアフリーが整備されていますけれども、東京都の予算要求におきますと、駅の出入口が離れた駅等については、ワンルートを確保していくべきだということで、積極的な予算要求がされております。ぜひ品川区としても積極的な要求を京急にさせていただきたいと思っておりますし、これだけ北口と南口が離れた駅ということを、京急も品川区も特殊な駅だということを認めておりますので、ぜひエレベーター設置から、そして駅構内に入るまでの柵、そしてその柵の手前の勾配の解消、あとは、駅構内から区道まで点字ブロックをしっかりとつなげていく、こうしたことを進めていただきたいと思いますのですけれども、区が管轄しているところは区道から駅構内に入る勾配と、点字ブロックのところも区道までつなげられるというところでは、京急との交渉が必要だと思うのですけれども、この辺は今どのように進めているでしょうか。

○鈴木都市計画課長 新馬場駅の地域、特に南口側の地域の方々のお声は、この8月に、地域の方にいろいろ具体的なお話を直接伺ったところでございます。今、傾斜の解消というお話もいただきましたが、京急のほうでは、ユニバーサルゲートの設置の提案もでございます。どのようなところが、地域の方あるいは駅にとって、バリアフリーの観点から一番いい最良の方法なのかというところをしっかりと調整といいますか、お話を聞きながら進めていきたいというところでございます。

〔「委員長、関連」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長 吉田委員。

○吉田委員 今のご質問に関連して2点伺います。

区の各鉄道事業者にそういうことを申し入れる姿勢の方向性です。ホームドアについて、生活者ネットワークとしては、かねてより区としての計画を持ってほしい、どういう順序でこういうふうにつけるという計画を持つべきではないかということをお願いしているのですが、その辺についてのご見解を改めて伺います。

それと、ホームドアがなかなかつかないということであれば、ソフト部分のケアが必要になるかと思えます。それをどのように求めておられるか。JRで私が把握しているのは、改札のところ申し出ると、その改札から視覚障害の方がお乗りになるまでガイドしてくださるサービスを認識しております。東急でそのようなサービスがあるのか、そういうことを東急、京急などでもそういうサービスを求めておられるのか、それであれば、ホームドアがつく前にも安全な乗り降りが確保できると思うのですが、それはお迎えのほうもあらかじめ申し入れておくと、ちゃんとそこで待っていて、改札まで案内してくださるというサービスをJRでは確認しているのですけれども、その辺、どのように確認して、それをどういうふうにご要望しておられるか、もしそれがあれば教えてください。

○鈴木都市計画課長 ホーム柵整備を区から計画立てて申し入れていくというところでございますが、ホーム柵の整備を進めるにあたって、各鉄道事業者のほうでどこから先にしていくかということはいろいろだと思えます。ホームが狭いとか、利用客数とかいろいろだとは思いますが、区としましては、先ほど、鉄道駅40駅の20駅が完了したというお話をしましたが、残りの全駅を早急にさせていただきたいと、これはもう本当に、バリアフリー法では利用者3,000人という線引きがされておりますが、多い少ないではなくて、早急にさせていただきたいという意味では、区が計画を立てて申し入れをするよ

りも、各鉄道事業者に、技術的な課題は解決しつつあるというふうに伺っていますので、さらに強く等しく申し入れをしていきたいというところでございます。

それから、ソフト的な対策でございますが、ご紹介いただきましたように、声かけサポート運動、これは東急のほうでも行っていると、私の認識では、各鉄道事業者、これはもう本当に全国的な取組みとして、駅職員の方だけではなくて、利用者の方も声かけをしていくというところで、改札のところでは案内をお願いしたいという方に対しては、ホームで乗るところまで誘導しておるといことは、ほかの鉄道事業者も行っているという認識でございます。

先ほど、課題としてご紹介しましたが、健常者となかなか区別がつかない方に対してどうするかというところは、気になるところがあれば積極的に声かけをすとか、そうしたところ、ソフト対策あるいは音声の誘導等も含めてしっかりやっていただきたいというところは、これからお出しする文書の中でもしっかり示していきたいというところでございます。

○吉田委員 もちろんこれは事業者がやるべき事業だと認識しております。ただ、区が補助金を出す以上、区としての方向性も示してもいいのではないかという意味でいつも申し上げておりますので、ぜひご検討ください。

それから、声かけです。ちゃんとそういう制度があるとご存じの方は使われると思うのですが、それをご存じない方もいますし、それから、会社名を言っでは申しわけないのですが、申し入れてお迎えをお願いしたら、その駅員がずっと近くで見守っていただけだったそうなのです。だから、見守りがあるかどうか、声をかけてくださらなかったの、気づかなかつた、その視覚障害者の方はちょっとお怒りでした。だから、その辺のことも品川区としてもこういうふうにしてほしいということをご徹底していただきたいと思っております。もう一言、ご見解があれば。

○鈴木都市計画課長 特に今、ソフト対策のところにつきましては、区のほうでやさしいまちづくりの協議会等で、いろいろな視覚障害者の方とも意見をやりとりさせていただく場もございますので、そうした中で区としても鉄道事業者へのさらなるお願い、依頼、申し入れも含めてしっかりやっていきたいというところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 成果報告書の175ページ、下水道管改修事業、それから176ページ、河川総務費に関連して、それから172ページの道路橋梁費に関連して質問いたします。

いろいろ調べましたが、東京都が昭和30年代からずっと下水道整備を促進されてきました。これは東京都の衛生管理局が、とにかく急いで整備をしたということを知りました。それでも、都市化のスピードがあまりにも早くて、下水路の容量拡大が総体的におくれて、都市型水害増加の原因になったと知りました。そういうことを踏まえた上で、近年の大雨や台風等、都市型水害はさらに増加することが想定されております。そういうふうなことを考えていきますと、ここにある浜川雨水排水管であるとか、立会川雨水放流管であるとか、勝島運河その2、その3、これらはそういうことを十二分に見越した対応であるのかということの確認をお願いするのが1点。

それから、立会川の浄化が推進されましたし、鮫洲ポンプ場が整備をされて移転をした。立会川の水質汚濁対策は一定のめどがついたと思うのであります。同時に、立会川で行われている再開発構想もあります。大井第一連合町会でも示された立会川および勝島運河の再開発構想等があります。そういうものを自由にここで展開をしていって、国や東京都と連携をした河川浄化対策、それから地域整備を拡大させて、大規模な浄化、それから地域整備等を検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。品川

区のお答えをお聞かせください。

○持田河川下水道課長 まず1点目のまさに都市型水害対策、都市化を踏まえた計画であるかということでございます。この立会川のエリアにつきましては、確かに下水道の普及を急ぐということで、川を、下水道化というのでしょうか、立会川の上流を下水道にしまして、それで下水道の普及を早めたところがございますが、その後、都市化の進展等があり、なかなか立会川を下水道化するだけでは、なかなか水は排水し切れないということだったということでございます。その後、立会川的能力を補完する第二立会川幹線という下水道管を設置したり、今、立会川の下流のほうで事業をやっています立会川雨水放流管、こういったものを整備しまして、そのような都市化の進展に伴う雨水流出量の増大への対応は進めているところでございます。

今、立会川の下流をそのような形で東京都が進めております立会川雨水放流管、この事業が終わるといことが浸水対策としては1つの大きな節目になってくるかと思ひまして、区としても、そのような都市化を見据えた対策については、東京都の事業の進捗等を注視しているというところでございます。

また、河川の浄化というお話がございました。今、立会川、また勝島運河の状況は、少し水質がよくない状況が見受けられますのは、雨が降ってしまうと、立会川のところに汚水混じりの雨水が放流されてしまうというような状況がございます。これは今、雨が降ったときには、この川の部分が排水路となってしまうので、ある意味、下水道のシステム上やむを得ない部分もございますが、今そうなっております。これにつきましても、私が冒頭申し上げましたが、立会川の雨水放流管という形で下水道管の中に放流した水が入るようになりますと、川のほうへ放流される汚水部分は劇的に減っていくだろうと考えております。そのような形で少し時間はかかる事業ではございますが、そのような事業を行うことで、水質浄化にもつながっていくと、このように考えているところでございます。

○伊藤委員 雨水放流管の説明は、ある程度は理解はしていたのですがけれども、私はそれよりもさらに前に進んで、立会川は一時期、東京都の中のワースト3になりましたね、それをいろいろな方々が努力されてこられて今の状態に持ってきました。それをさらに浄化を加速させて、今お話があった立会川雨水放流管の完成を急いで、将来はそこをまたきれいな海辺として活用していくということは、当然行政の目指すべきことだと思っております。加えて、先日、地域の皆さんへの説明もありましたけれども、この地域については、品川区のまちづくり構想ができました。だから、そういうことを自由に織り交ぜていって、ここをはっきりとした将来像を持って変えていく。ワースト3に掲げられた川がこれだけ変わりましたよと。その一歩として、放流管の工事はわかるのだけれども、私が思うのはその先です。それをどういうふうに展開していって、立会川、勝島運河地域をきれいにしていくかということ、将来構想も含めてお聞かせください。お願いいたします。

○鈴木都市計画課長 平成29年度でございますが、立会川、勝島地区のまちづくりビジョンの委託費を計上いたしまして、これまで地域の方のお声を聞きながら、当地区のまちづくり、将来的な方向性を検討してまいりました。ただいまその計画については、最終的に花海道の方々、あるいは大井競馬、あるいは地域のまちづくりの団体の方々、最終的にブラッシュアップしながら、今、取りまとめているところでございます。

その中で、この地域の一番の魅力は、何といたっても水辺、運河等でございます。そうしたところの活用として水辺の浄化の具体的などころは、まちづくりのビジョンには書いてございませんが、やはり大きな目標、あるいは方向性としては、水辺の活用はしっかりオーダーしていただいているところでございます。これに基づいて、今後、地域のまちづくりを地域の方と一緒に進めていくというところでは、しっかり

水辺の活用も含めて行っていきたいというところでございます。

○持田河川下水道課長 立会川自体も下水道の雨水放流管ができた後に、当然、水の流れがぐっと減ってくる。今、東京都が作成しております立会川の河川整備計画などを見ますと、堤防のところを少し改修工事などをしまして、より川に近づきやすくなるような構想もあると聞いてございます。そのようなことも見据えながら、事業を続けてまいりたいと思っております。

○伊藤委員 私の思いとしては、私の先輩議員も含めて、相当立会川のことをやってこられました。やっとここまで来た。でも、立ちどまるわけにはいかないわけで、やはりさらに前へ進めて、きれいな川にしていきたいし、できれば、この地域が将来いろいろなところから見て、あの立会川がこんなになったということを言われるような空間にしていきたいと思っておりますので、お願いしておきます。よろしく願いいたします。

それからあと、前々から言っていて、浸水対策のための水門の設置、新聞に出ておりましたけれども、各町会ごとに津波の避難ルートを検討しなさいという報道がたしか出ていました。国土交通省が指導する形で。そうすると、立会川は同時に水害が想定されますので、そのことの対応のための水門設置の状況と、それから、これはほかの委員からの要望でもあったのですけれども、水門開閉がオンライン化できるのであれば、例えば天王洲野球場の水門付近の施設を一部撤去し、球場を拡大してはどうかという提案もありますので、あわせて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○持田河川下水道課長 立会川下流の水門、水門と呼んだり、樋門と呼んだりしますが、その状況ということでございます。こちらにつきましては、今、我々区と東京都の下水の部署と建設の部署で、それぞれ検討会を持ちながら、どのようなタイミングで工事に入れるかというようなことを検討してございます。この事業の前提となるのは、今、立会川が大雨のときにより大量の水が出る状態にあると、なかなか下流のほうで水門の工事も入れないということもありますので、工事の順番として、下水道の工事が終わり、そして水門、樋門というふう呼びますが、その工事が入ってくるというような順番になってくる。いつごろなのか、いつ終わるのかということについては、この間も私が就任してからも何度かそのような三者での話し合いをしながら、地域においてはできるだけ早く終わっていただきたいということもありますので、何とか早く着手し、早く終われないかというような形で、いろいろ今、話し合いをしている状況でございます。今、何年というのはなかなか正式なお話はいただいているので、区としては、とにかく早く早くというような形で、いろいろな方法を今工夫しながらいろいろお願いしているというところでございます。

水門の開閉の考え方でございます。こちらは例えばオンライン化、自動でという、いろいろなやり方があろうかと思えます。これは水門が開まるタイミングが何かの状況で少しおくれるですとか、危険と隣り合わせといいたいでしょうか、そのような要素がございます。オンライン化した場合の例えば何かあったときの責任の所在をどうするのか、ちょっとまだそのような部分で検討、整理しなければいけない部分があると理解してございます。東京都の港湾の水門などでは、基本的には、24時間、人が監視しているというところもありますので、そのような事例などを見ながら、何かあったときの責任なども含めて、そのような大きな視点で水門の管理についてはまた検討していきたいと思っております。

○伊藤委員 水門の設置は必要ですけれども、いつ災害が起きるかわかりませんから、なるべく前倒しで対応できるようにお願いしておきます。

それから、オンライン化については、もっと私も研究させていただきますけれども、これができれば、土地の有効活用が可能性が広がっていくので、改めてお願いしておきます。

それから、172ページ、道路橋梁費、これはホームレス対策費に関連してであります。

かつて議会でホームレス対策についていろいろ議論しました。そのときに、この問題は福祉、医療、就労、住宅の各部門の連携が必要であるとか、それから、品川区は公園課の事業として巡回等も増やし、強力に対処していくといろいろ答弁をいただきまして、ある程度、区内の公園では、一定の合意的退去が実現されております。ここまではいいのですが、第一京浜国道、つまり、立会川の品川区の管理外の土地に実際にいます。具体的には、しながわ水族館近くの国有地の道路上にホームレスが布団を敷いて寝ている。大変な悪臭、それからアルミ缶の山を道路に積んで放置している。もちろん私たち、何回も担当課にも話をさせていただきましたし、法令、条例に基づいた対応を求めてきましたけれども、現状は回復しておりません。もちろん人権は大事です。法治国家日本でありますから、ホームレスが犯罪等を起こせば警察介入は可能であります。ただ、この人たちはそういう犯罪者ではありません。ただ寝ているだけです。だからこそ非常に困るとい話がありまして、まずこの品川区のお考えを聞かせてください。お願いいたします。

○多並道路課長 今の第一京浜の件でございますが、区民の方からすれば、国道、区道の区別がなかなか難しいところもありますので、道路課のほうにお問い合わせがあります。今のようなケースでお話があった際には、実際にあった経験から申しますけれども、やはりまずは東京国道事務所のほうへ管理者としての権限ということで伝えさせていただきます。ただ、なかなか国のほうの対応というところもあるので、動かなかったこともあるのですけれども、その際は、区の中でできることということで、まずは生活福祉課と連携をしております。それ以外の観点で申しますと、先ほどちょっとお話がありましたけれども、警察との連携ということで、部の中に交通安全担当課長がいますので、よくそこら辺の連携の方向ということで、相談しながら、具体的な実効性のある対策はどうすればいいかといろいろご相談しているところでございます。

引き続き、今後も、なかなか時間がかかる可能性もあるのですが、区としてできることは速やかに対策はしていきたいと思っております。

○伊藤委員 確かにこれも勉強しました。法改正も考えたのだけれども、一般の利用者とホームレスの線引きが非常に難しいという話を聞きました。それはそのとおりです。でも、だからこそ地方自治体の出番だと思えるところもあって、かつて高橋久二前区長の時代に、毎週日曜日、区内公園を品川区の職員、地元の警察署、生活福祉課、地元町会でパトロールをして、すぐ英断をしてくださいまして、実際に合意的退去をしていただいたことがありました。だから、こういう事例も参考にしながら、国と連携をとっていくことも考えたらどうですかということと、それから、これは23区共通の課題として、改めて区長会等で議論すべきと思うのですが、いかがでしょうか。あわせてお願いいたします。

○多並道路課長 委員の今のお話もありましたとおり、大きくはまず国の件です。また、都道であれば都であったり、あとは、先ほど申し上げた警察との連携です。また、今ご提案がありました23区との連携という意味では、確かに共通する部分でもありますので、そのような3点で、今後いろいろな機会でも話し合っ、何か進めてまいりたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 183ページの親元近居支援事業、176ページの河川費について伺います。

まず、親元近居支援では、この事業の目的は、三世代すまいるポイントというポイント名もついておりますけれども、目的が2つあると認識しております。1つが、親と子どもの世帯間で介護や子育ての助け合いをしていただく。もう1点は、区外からファミリー世帯の区内への誘引、定住促進という言い

方もあります。

そこで、申請数と支援数、実際に支援をした件数について、区外からの転入、そして区内の転居、これについてそれぞれ実績をお知らせいただきたいと思います。

またもう1つ、申し上げた2つの目的の達成状況をお聞きしたいと思います。介護、子育ての助け合いが実際にこの支援を受けてできているのかということをお聞きします。そして、転入の誘引、定住促進についての効果、どのような効果が上がっているか状況をお知らせいただきたいと思います。

○森住宅課長 親元近居支援事業の実績と成果というお話でございます。親元近居支援事業につきましては、平成29年度の実績としまして、全体で44件の申請があり、助成を行っているところでございます。内訳としましては、区外から転入された方が35世帯、区内で転居された方が9世帯という形になってございます。

これの成果でございますけれども、平成27年度あたりからアンケートをとっておりまして、利用者の声を聞いてございます。それにつきましては、この事業がきっかけで引っ越しを決めたという方はおられませんけれども、この事業があるから、では、近居、同居を考えてみようといった方が32%ございました。それから、区内のいろいろな店を知ることができたという方も28%おられまして、区のこの事業の目的としてみうとすれば、地域経済の活性化ということもございまして、区内の商店をいろいろな共通商品券などを使って知っていただいて地域に入っていただくということもあるのかというふうに思っております。

今まで7年間で258件に対し助成をしております、一定程度、予算もほぼ使わせていただいているところでございまして、成果として一定上がっているというふうに考えております。

○若林委員 申請数は。

○森住宅課長 失礼しました。申請数につきましては、44件全部がそれぞれ申請をいただいて、全ての方に助成をしているという形です。

○若林委員 平成29年度は44件の申請があつて抽選はなかったということで。こういう事業目的であれば、たくさんの方がこのサービスの申請をしていただいてもいいのかという感想が1つございます。

平成23年度開始ということで、当初も少しアンケートをとられて、そのときの議事録も残っておりますけれども、この制度があるからという動機では、今あったように今回のアンケートでもゼロということなのですが、その中でも32%の方が考えてみようということで、徐々にではありますけれども、このサービス、政策の事業が浸透していたり、また、1つの動機づけになっていたという一定の前進を確認させていただきました。

ただ、この制度ができるときは、たしか平成23年、品川区の人口動向が、それ以前の減少傾向から徐々に人口増のほうの傾向に動き、そして、それ以上に高齢者の単独世帯の増加が、これは顕著に、品川区は特に顕著にあらわれてきて、こういう方たちの介護、在宅支援、こういうものをどういうふうに推し進めていこうかと、こういう観点も含めてこの事業を、子どもの世帯に区内に来ていただいと、こういうような経緯もあつたかというふうに認識をしております。

いずれにしても、このファミリー世帯の誘引策としては、実績がゼロということで、これは1つ大きな課題として、これは引き続き残っていると思います。また、さっきお話がありませんでしたけれども、その後の介護、子育ての助け合い、支え合いについては、これは検証をされていないというふうに理解をいたしましたけれども、ここを1回お答えをいただきたい。

○森住宅課長 一定程度のファミリー世帯の転入というような成果でございますけれども、アンケートの中でも、三世代で過ごす時間が増えた、共通の話題が増えたというようなお話もいただいております。近くに住むことでお互いに安心できるということも近居を選択した理由としてもアンケートの中でご回答いただいております。これに基づいてファミリー世帯が258件あったということではございますが、たくさんの方に区内に転居していただいたことではないのかもしれませんが、一定程度、動機づけをさせていただいて、転居にあたって助けができていないかというふうに考えております。

○若林委員 今後は、私も今、大きな1つの目的、両方課題があって、特に人口動向を見ると、明らかに子育て世帯、ファミリー世帯が転出していく。でも一方で、こういうサービスがあっても、なかなか入って来る方が少ない。こういう世代というふうに見受けております。これは今後、ずっと今日は我が会派からも空き家の問題等々、また、住宅、居住支援協議会の話、長期基本計画の改定にあたっては、こういう特にファミリー世帯の方々に、どのように区内に来ていただくか、また同時に、介護、子育て、支え合いの社会をつくっていくか、こういう大きな観点で言うと、まだまだいろいろ検証して、または次年度、次々年度と改善をしていく、そういう事業だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森住宅課長 今、委員おっしゃいましたように、ますますの定住化ということは今後進めていく必要があるかと思っております。

転居をするときには、一定まとまった金額が必要でございます。なかなか所得の低い方とかも、転居したい、品川区に入ってきてほしいと思っております。なかなか金銭的な面で難しいところもあると思っておりますので、引き続き、お互いに助け合いたいと考えている方に、少しでも助けとなるような制度設計につきまして、少しでも考えていきたいと思っております。

○若林委員 では、しっかりとまた検証を継続して、またアンケートもとっていただいて、よりファミリー世帯の方に品川へお越しただけるような政策として、充実を検討していただきたい。大きな課題を抱える中でという意味で要望させていただきます。

河川費のほうでは、毎年浚渫が行われておりまして、最近では、平成29年度は172㎡の実績で、数年前と比べると、とる量が少なくなってきたかという実績です。

そこで、浚渫の目黒川における範囲をお知らせいただきたいと思っております。また、毎年何月ごろやっているのか、浚渫は何日間程度かかるのか教えてください。

○持田河川下水道課長 まず、浚渫の範囲でございますが、こちらは目黒川のおおむね五反田から目黒区との境のあたりまでの範囲を、その年々によりましてエリアを区切りましてやっております。平成29年度につきましては、五反田駅の近く、大崎橋の付近という形でやっております。平成29年度に実施した時期は、10月の下旬でございます。実施した期間としては、大体1週間ぐらいという形です。

○若林委員 今年になりますけれども、先月、10月の初旬に、目黒川はいつもながめるのですが、特に大きな黒いへドロの固まりが川の大部分を占めて流れておりました。この浚渫の時期、年に1回、2回ということも……。〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（博）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、181ページ、都市防災まちづくり事業費についてお聞きしたいと思います。

今年の8月から9月にかけて、台風や地震などが列島各地で猛威をふるい、都市部において大きな被害をもたらしています。特に交差点の信号機が停電などにより長時間にわたって使用できなくなり、大

渋滞を生み出しています。大渋滞により、警察、救急車、消防車、ライフラインの復旧のための救援車など、さまざまな緊急車両が動けなくなっていました。特に夜間などは、信号が消えただけで交差点が渡れなくなって、移動時間が5倍から10倍もかかったと聞いています。品川区には、国道、都道、区道がありますが、品川区は災害時の交通路の確保はできているのでしょうか。教えてください。

また、区内に非常用電源付信号機などは何台ぐらい設置されているのか、それもあわせて教えてください。

○古巻防災課長 まず災害時の道路の確保等でございますけれども、緊急輸送道路等、災害時に物資等の輸送で優先的に使われる道路ということで指定がございますので、そのような道路を利用できるような形にするという体制につきましては、区をはじめ道路管理者、警察、消防等と連携をとって、しっかり通行ができるような体制をとるような形になってございます。

○須貝委員 私がお聞きしているのは、これだけ大渋滞が発生したのですね。緊急の場合、連携がとれていますと言いますが、適正に交通整理等ができるのですか、無理でしょう。

例えば、この時間に一斉に大地震が来ました。はい、連携がとれていますから渋滞はありません、特定緊急輸送道路も確保されています、そのようなことはとあり得ないのではないですか。それに対して対策は考えていないのですか。

○古郡交通安全担当課長 私からは、信号機の設置に関してご説明をいたします。

信号機は、大きい交差点だとか、そのようなものについては、発動発電機がついておりまして、一定時間は電源が確保できます。それでとまった信号については、大きな交差点、渋滞が発生する場合については、警察官も入れて、手信号で必ず交通の安全を確保する、交通路を確保するということになっております。

あとは、緊急交通路については、標識や案内板などで示すこととなります。

通る車については、警察署のほうで通行車両の許可を与えたりとか、そのような形で実施をしているところでございます。

○須貝委員 今、いざというときの話をしているのです。今、課長が、いや、警察官も配備しますと。今回、北海道でも交差点には警察官が立てなかったです。実際そういう状況が起きていました。全部立っていたわけではなくて、やはり一斉に配置などできないですね。この品川区も相当の数の信号機があります。それに一人ひとり配置するだけの人員などいるわけではないではないですか。それで、今のほうでも、非常用電源付信号機を設置して、いざというときには信号が流れていって、とりあえず一般車両をどかさなり、緊急車両が通れるように確保しなければいけないです。これに対して全く区としても考えていらっしゃらなかったですか。

○古郡交通安全担当課長 信号機に関しては、私は全ての交差点とは言っていないので、主要な交差点で交通路を確保するという形です。あとは、主要なところに大体発動発電機がついたものを設置しておりますので、それである程度、交通路が確保できるということで、北海道に関しては、どういうふうになっていたかは把握していませんが、東京都の場合は、そのような形で、だんだん設置も進んでおりますので、そのような形になっております。

○須貝委員 品川区内にはすごい量の自動車が通っています。貨物車から一般乗用車から、介護から何から、救急もそうですけれども、これだけの数が通っていて、いざ大地震が来て停電して信号がとまってしまった、そうしたら全く身動きできなくなるのです。交通整理をして云々というお話もありますが、特定緊急輸送道路も確保するとおっしゃっていますけれども、その前にほかの車をどかさないと

全然動けないのです。ましてこの品川区を見ても、10台か20台とまってしまうたら、全く動けないです。これは私は、やはり国また都と相談して非常電源付の信号機を確保して、とりあえずみんなどいてもらうのはどいてもらう、通ってもらうものは通ってもらう、この道は確保するのだ、今、大きな交差点はというお話がありました。でも、大きな交差点にたどり着けないということが、今回立証されたと思うのです。それについてはしっかり考えていただきたいと思います。

次に、建物の倒壊も考えられますが、電気や電話ケーブルは相変わらず品川区の中をたくさん網の目のように張りめぐらされております。街路灯もそうです。これも実際、倒壊したという電柱とか街路灯もあります。これも交通路や避難路の確保はできないのではないですか。人が動くのに電線がたれ下がったらやはり危険だし、そして、車も電線がたれ下がったら通れません。この辺について、どのように対応を考えていますか。

○今井土木管理課長 当課では、東京電力など電柱の占用の許可の事務をしております。東京電力は、最大震度7を記録した阪神・淡路大震災に耐えられるよう、また、風についても風速40mは耐えられるような電柱を立てているところです。

また、電柱につきましては、水素などで劣化するものもあるのですが、品川区内にはそのような特別対策柱といわれるようなものはないというふうに区としても確認しております。

○須貝委員 避難路、交通路に関しては、これからも、これだけの数があるのですから、私は的確に早くやって対応していただきたいと思います。

もう1つ、高層マンションや高層ビルですが、これ、ガラスが落下するという事でお聞きしたいのですが、多くの建物は、ガラスは耐風設計ができていますが、飛散対策はできていないと言われております。これに対して、品川区はこれだけ高層ビル、中層もそうですけれども、マンションがあつて、ビルがあつて、そのとき、では、台風が来て大地震が来たら、ガラスが落ちていきます。この辺についてどのように対応を考えていらっしゃるのですか。一切これに対して区民に呼びかけるということもしていない。では、いざとなったとき、どうぞ、ビルから離れて、マンションから離れてと言っても、上から落下してガラスが飛んでくるわけです。そうしたら、それによってけがをしているという事故も起きているのです。その辺についてどのようにお考えですか。

○稲田都市開発課長 都市開発課が関係している高層ビル等につきましては、そういう防災上の問題等々ございまして、まずは地震に対しては免震構造とか、そういうところで対応しているというところございまして、また、ガラスにおきまして、複層型、二重ガラスとか、そういうふうな形もとっているというふうに聞いております。そういう面では、簡単にガラスが落下するというふうには考えておりません。

○須貝委員 現に専門家からこういうふうに使われています。今、二重、ペアガラス、強化ガラスであっても、石ころなどが飛んできたら、ガラスは割れると言っています。割れて飛散して落下しますと。実際それだけ危険だと言っているのです。一部の建物、何分の1かわからない、10分の1か、5%かわからないですが、実際、ペアだろうが、強化ガラスだろうが、強化ガラスもそうです、学校でつけていますけれども、あれも小さな石ころが当たったら、割れて落ちます。実際、それだけ危険なものなのです。ぜひその辺の対応を早急に考えていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、まず183ページ、さっき、空き室とか空き家の話があつて、そこから入りたいと思います。それから、184ページ、建設型区民住宅をやります。それから、174ページ、

これ、細街路と言っているのだけれども、42条2項道路について話をします。

まず、空き室、さっきいろいろ話があって、業界団体の方といろいろ話をして、これからその活用方法を考えていくというお話があったのだけれども、これ、防災課なのだろうけれども、考え方の1つだと思っています。なぜかという、業界は、今、もちろん区ともいろいろな協力体制にあるし、例えば、警察とも、これは全日本不動産協会、宅地建物取引等協会も含めて、振り込め詐欺や犯罪者等がいたときには、そういうものを連絡通報してくださいという協定も結んだりして、これは警察がやってくださいということをお願いをした。宅建管理センターが今、区民住宅をご存じのようにそういう形でやっていると、業界団体はそこも連携をしているということがあると、例えば今、生活保護で家賃が5万3,700円だったか、それぐらいで、探すのが非常に大変だと、そこへ連絡が行くと、そこから品川区中の宅建業者にメールなり何なりの連絡が来て、ファクスでも来ますけれども、ではそれを探そうという動きができています。なれていると言ったほうがいいか、もう既にそういう状況になっている。だから、これでもし災害のときの被害想定をどれぐらいにするのかよくわからないけれども、そういう空き家を活用するというのであれば、避難所から、では、これから住宅を建てるのは国がやることなのかどうなのかは別としても、場所があって、区としてはこことこことここと場所を決めているのだから、これでもう1,000戸来ても大丈夫ですというお考えなのか、それだったら最初から、宅建管理センターでも、全日も含めて、業界の方々に、事前に、100戸のときはこれぐらい用意しておいてくださいとか、それは情報は随時変わっていいわけだから、それは500戸お願いしますと言っておけば、更新しながらでもそういうことは多分もうすぐできる。だから、そういうことを区のほうから一言お願いをすれば、多分そういうことはすぐできる。それは防災協定を結ぶのかどうかは別として、そういうことはすぐできると思うので、そこら辺はもう一歩突っ込んでやれると思うので、そこら辺の見解を教えてください。

○森住宅課長 万が一の災害のときの被災者住宅でございますけれども、基本的には、公共用地を使ったり、あるいは区営、区民住宅、都営住宅といった公的住宅を使って対応していくという形で考えておるところでございます。それでももし足りない場合というふうな形になりますと、そのようなそれぞれの住宅をお願いしていくということも1つの手かというふうには思っております。そのような事業者の中でいろいろネットワークがあってということは、一部、今でも業界の方から聞いてございますけれども、空き室の1つの有効活用と申しますか、災害時の活用につきまして、そのようなことが考えられるのであれば、区としても何かしらそれに対して情報共有と申しますか、課題の認識を1つにしたり、区としてどういう対策があるのかというのは、研究してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員 多分、業界団体の方々は、そういうときに区と一緒にそういうことをやってくださる方々ばかりだと思っておりますので、言うだけでいいと思うのです。100の場合、500の場合とか、そういうふうに言うとおけば、もうそれは必ず協力をしてくださる皆さんだと思いますので、それは協定を結ぶのかどうかは別としても、それはひとつぜひお願いをしていただきたいと思います。

それから、42条2項道路についてですが、これはいろいろな場面で必ず出てきて、区も大変ご努力いただいていると思うのですが、まず最初にセットバックの話を聞かせてください。植木鉢だとか、コンクリートブロックを置いてしまうとか、必ずセットバックしたところにそういうものがあるって、中には自動販売機が置いてありますなどという話が来たりとか、こういうものがあるわけですが、現実。これをどれぐらい数があって、どれぐらいお願いをしに行って、どういう体制でやられているかということと、あと、せっかくセットバックしたのに電柱がそのまま残ってしまっているという、電柱移設も、多

分非常にご努力をされていて、事業者だとか、NTTだとか、東電だとか、努力をされているいろいろやっ
ていらっしゃると思うけれども、数字的に依頼は、例えば、平成29年度でもいいのだけれども、何本
ぐらいて、100本ぐらいやって、例えば50本は移設できましたとか、こういう感じの数字はとっ
ていらっしゃるのか、そこら辺のところを教えてください。

○長尾建築課長 42条2項道路、細街路の件につきましてですが、まず細街路の拡幅をした後に植
木鉢などを置かれている場合ということですが、近隣の方であったりから、建築課の細街路担当
のほうに連絡が入ります。その際に現地に職員が行きまして、その植木鉢等を置いていると思われる所
有者の方に、1軒1軒、道路を拡幅した場所にこういうものを置くと、通行上、支障がありますので
というところのお話をさせていただいて、そのようなものを置かないようお願いしているところです。

件数につきましては、具体的に統計をとっているわけではございませんが、感じとしては、今年度に入
ってからと言いますと、10件程度はあったと思います。

電柱の移設につきましては、区道での拡幅の場合は、土木管理課と連携を図りながら、その電柱の所
有者である東京電力、NTTに依頼をしまして移設を図っているところです。私道につきましても、所
有者の方の承諾をいただく必要はありますが、同様に東京電力やNTTにも細街路の拡幅は防災上の観
点からも重要なものがございますので、協力をいただきながら移設を図っているところでございます。

○石田（秀）委員 いろいろ、今こういう時代になってくると、さまざま、ここは個人の権利の部分
で、私道などは特に個人の権利だという、その部分をどうするのかという話があるではないですか。だ
けど、逆に言うと、都市計画道路などもそうですけど、42条2項道路も指定しているわけだから、と
いうことは、最初からそれは建物を建替えたときは、セットバックしたら、私道であったとしても、そ
れは権利の問題がどういう形というのがさまざま議論されてきているわけではないですか。そうすると、
これは私は、ほかの区がどうかというのはあまり好きではないのだけれども、必ず狭隘道路の拡幅に
関する協議会みたいなものをつくって、それで条例化していこうとか取り組まれています。それから、
電柱の移設についても、ある区では、平成28年度の数字だけれども、139本依頼して59本は移設
できましたとか、データをオープンにしています。こういうものをどこかしらで品川区も、大変ご努力
をされているのはわかっているのだけれども、そういう動きも1つはかけてほしいというのが1つ。

それからもう1つは、これ、建築課がやられているから、私がすごく心配しているというだけです。
確認も46しかないし、完了検査も27しかないという感じの中で、相談は、多分、2万5,000な
のか3万なのかかわからないけれども、それぐらい多く来ているということがあると、職員の人が、相談
業務はどれぐらいやっていて、どれぐらい時間を割いているかわからなくなってしまいます。ここら
辺のところは大変嫌なところではないですか。そちらに力がそがれてしまうのではないかとというような
心配もしている。だから、こういうことは、職員の問題もあるけれども、ぜひ何かそういう見える化で
はないけれども、これぐらいやりましたという集計や、42条2項関係の条例化もこういうふうにし
は考えていかないと、やはりそういう部分も含めて、あとは職員を増やしてくれというのなら、どん
ん声を大きくして言ってくれていいのだけれども、こういうものをやるためにということもありだ
と
思っているのです、そこら辺の思いを少し言っていたいただければと思います。

○長尾建築課長 細街路の拡幅につきましては、委員もおっしゃっていたとおり、私道につきま
しては私有財産になっております。細街路の拡幅をするにあたっては、権利関係も絡みますので、所有者
の方と丁寧に確認をしながら、拡幅自体もやっております。また、拡幅をした後につきましての適切な維
持管理というところにつきましては、引き続き、建築課のほうで近隣の方からお声がありましたら、所

有者の方に丁寧に説明しながら、細街路を拡幅した道路が適切に使えるように、難しいところもありますが、引き続き頑張っていきたいと考えております。

あと、職員の状況ですけれども、日々窓口のほうに建築確認のご相談をいただいております。平成29年度も約2万4,000件程度のご相談がありました。建築確認に絡むものであったり、あとは建築計画概要書の確認であったり、内容はさまざまですけれども、それだけの件数がありました。そのやりとりの中で、一定程度、建築基準法の専門知識なども活用しながら、また周辺の知識もやりとりの中で使いながら、技術、知識の向上も図っている側面もございます。そのようなところとあわせて、先ほどの細街路の1件1件丁寧に対応していくところもあわせて、まずは今の体制で頑張っていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくお願ひします。どうしてそういうことを聞いたかという、確認をおろすときは事業者の方に、こういうことがあるから、ここはこういうものもあるから、セットバックしたらこうしてくれとか、電柱がそこにあれば、こういうことをしてくれと頼めるではないですか。状況がわかるのだから。相談だけではわからないではないですか。こういうことになっているから大変だなと思うわけですよ。把握するだけでも。ぜひそこら辺もよく考えていただければと思います。

最後は、建設型区民住宅です。歳入を見ると、使用料と国庫補助金と共益費で11億8,000万円ぐらい入っていると思います。歳出は、管理費で、今、大規模修繕も含め、今回は1億4,000万円ぐらいあって、大規模修繕がそれぐらいあるのだけれども、かかっている費用が4億1,000万円ぐらい。差額を考えると、7億7,000万円ぐらいは差益があるというか、そういう状況になっています。私は、この区民住宅は、前高橋区長もよくおっしゃっていたけれども、これはいろいろな形で建てていけば、あとは入るだけだと、そういう話だから、これはもう7億7,000万円ぐらい入るようになっている。あとは大規模修繕とか、そういうことはあるけれども、私はこれはこれでこの政策がよかったのだと。ただ、お聞きしたいのは、空室率というか、入居率というか、そこはやっぱり上げていくべきだろうと思って、そこに対する努力は宅建管理センターにもお願いしているけれども、そうではなく、これをどういうふうにしていけば入居率が上がるのか、そこはいろいろ決まった金額の基準があるのだけれども、そこを少しいじったとしても、必ずこれは建設型は利益が出てくるわけだから、使用料設定などの縛りの部分をどういうふうにくかという方法も少しはあるのだと思っている。だから、こういうところは、私は積極的にやってもいいのだろうと思っていて、それはほかの住宅、さっき言った2万幾つも空いているというから、そこら辺の考えもあるけれども、私はここの部分は、区としては積極的に入居率を上げていく、こういうことが必要だと思うので、そこら辺の見解をお聞かせください。

○森住宅課長 今、委員ご指摘いただきましたように、建設型区民住宅につきましては、7億円強の一般財源に入っているお金がございます。それにつきまして、今、入居率についてでございますけれども、ファミリーユ西五反田等々は高いのですけれども、ほかのところで低くなってございます。それについてはあり方検討という形で、今年度、委託をかけておまして、短期、中期、長期の実際の使用料を含めた検討を進めているところでございます。

実際にどうなのかというのは、今、今年度の検討を待っている形でございますけれども、そのような時代の変化といましようか、そのような地価の変動等々も加味しまして、柔軟に検討していきたいと考えています。

○鈴木（博）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしくお願ひします。私からは、176～177ページ、水辺利活用事業関

連、180ページ、五反田地区、大崎地区の市街地整備事業費関連について、時間があれば、171ページの駅周辺等放置自転車対策についてお伺いします。

まず初めに、水辺関連ですが、建設委員会で行政視察に行った際に、名古屋市で堀川をきれいにしようということで、堀川エコロボットコンテストというものをやっていたそうです。これはいわゆる浄化装置を取りつけたロボットのコンテストで、実際、当日は多くの方が川辺を埋めつくすぐらい集まって賑わっている。これをぜひ、例えば目黒川だったり、立会川等で、いわゆる川に関心を持ってもらうという意味合いも含めて、こういった事業を取り組んだらいいのではないかと思うのですが、まずご見解をお聞かせください。

○持田河川下水道課長 今、エコロボットコンテストのお話がありました。今、委員おっしゃいますように、河川に対して注目を持っていただく、注意していただくというのは非常に大事なことだと思ってございます。目黒川はなかなかこのような環境団体の方々がたくさんいるかという、そうでもないのかという感じもございますが、河川には結構そのような環境団体の方がいろいろな連絡会などをつくっているケースもございます。区としまして、そのような川のほうに何とか注意を向けていただけるような取組みも今後いろいろと検討していきたいというふうには考えてございます。

○石田(し) 委員 ぜひよろしくお祈いします。

水辺、そのまま行きます。まず、五反田リバーステーションですが、これを五反田につくって、実際にどのように利活用をしていくのか改めてお聞かせください。

それと、各事業ですが、いろいろ水辺の賑わい創出構想検討だとか、水辺景観ビューポイント抽出とか、さまざま水辺関連の事業をやられていますが、どのようにしてその各事業を結びつけて最終的な水辺の環境をつくっているのかということをお聞かせください。

それと、2020年オリンピック・パラリンピックに向けてもそうですが、例えば、新しいもので言うと、水辺に浮かぶホテルとか、レストランとか、今いろいろ、ハウステンボスとかでも今、ホテルがありますが、こういったものを、これは品川区だけでは無理だと思うのですが、例えば東京都とうまく連携して品川の水辺の活性化に取り組んだりしたらいいのではないかと。実際、私もちらっと運河のところでホテルらしきものがぼつんと浮かんでいるのをこの間見たのですが、その辺の取組みについてお考えをお聞きします。

五反田と大崎、これは駅ですけれども、両方、駅が本当に今、多くの方にご利用されている中で、利用者の方たちから、これは何とかならないかという、いわゆる人があふれてしまっている、何とかならないかという声をかなり多く聞かせていただいております。そのような中で、区も一生懸命JRといろいろ話し合いをしていると思うのですが、開発があると、それだけ利用者が増えていくのだろうと。そのような中で、どのようにこれを取り組んでいくのか、これは今後の五反田全体のビジョンも含めてお聞かせください。

また、五反田の賑わいゾーン、まちづくりビジョンの拠点として、五反田駅とゆうぼうと、そしてT O Cというふうに書かれていますが、その全ての施設において、今、大きく動く計画がありますね。例えば五反田駅だったらホテルが建設されますし、ゆうぼうとも一定のビジョンが示されましたし、T O Cも建替えをするというような話をされている中で、では、あとは五反田で言うと、いわゆる五反田パレー、新しいものも出てきている中、また今、地面師で話題になった旅館の跡地、ここも一説によると、開発が進むのではないかといううわさも私の耳に入っている中で、どのようにして五反田のまちづくりビジョンをつくっていくのかということをお聞かせください。

また、西五反田二丁目の大街区化についても、どのように今進んでいるのか教えてください。よろしくをお願いします。

○持田河川下水道課長 まず水辺の関係でございます。五反田のリバーステーションを含めて利活用をどう進めているかというお話かと思えます。まず五反田の棧橋、一応、防災棧橋という形で災害時に活用し、また平時には賑わいにも使える棧橋という形で、水辺の拠点という形で棧橋の整備をしてございます。棧橋をつくり、船でそこからお客様が例えば舟運するというような形でございまして、船からおりて五反田のほうで飲食等していただくというような、そのような形で五反田はポテンシャルの高い地域だということで、防災という部分と、賑わいという部分を両方兼ね備えた施設ということで考えているところでございます。

また、水辺のさまざまな事業がございまして。五反田だけではなくて、天王洲など、また運河のほうを含めまして、水辺の事業を何とかつなげていこうと、つなげるポイントは舟運だろうというような中で、今いろいろと舟運のほうも検討しているところでございます。なかなか舟運のほうは事業者との収益的な部分を含めたルートの検討も必要になってくるものでございますが、そういった視点から水辺を結びつけていくような事業を進めていきたいと思っております。

また、ホテル、レストランなどの利用ということで、こちらは天王洲のほうでそのような動きがございまして。これにつきましては、いろいろな許可などを経て、水辺に設置して、さらに営業できるかということにつきましては、幾つかハードルがあるようなことを聞いてございますが、そのような水辺の賑わいにつながる取組みということで、区としても必要な支援はしていきたいと思っております。

○稲田都市開発課長 五反田駅、それから大崎駅のまちづくりに関して、混雑が今後さらに大きくなっていくのではないかとこのところでございます。区としましては、まず大崎駅なのですけれども、今年度、JRに声をかけております。どのように大崎の駅を改善していけばいいかということで、担当者レベル、向こうの課長とかも入れながら、話を持ちかけているところでございます。

大崎駅周辺は、まだ準備組合とか、開発がこれから進む部分が出てきますので、そういう今後のまちづくりも利用しながら、うまく大崎の駅の混雑が緩和できていけばなというところでJRと話をしております。

また、五反田駅におきましても、まちづくりに関わる地元協議会の活動も盛んになっております。そういうところにおきましては、駅の周辺の交通の流れや駐輪の問題等もございまして、そういうものを含まして、五反田駅周辺賑わいゾーンまちづくりビジョンもありますけれども、そういうものに沿いながら、よいよりまちづくりを進めていきたというふうに考えています。

○石田（し）委員 いわゆる賑わいゾーンのまちづくりビジョンがあつて、だけど、今大きくまちが変わろうとしている中で、やはりこれは見直しをしっかりと、本当に未来に向かってどのようにまちをつくっていくかということを考えていかなければいけないと思えます。これは実は駅もそうだし、本当は放置自転車対策も聞こうと思ったのですけれども、多いのが五反田エリアです。なぜ五反田エリアに多いかと言ったら、その駅に向かう方たちが路上で放置自転車をしてしまうから検挙率が多いのだと思うのですが、そのようなものも含めていろいろ考えていかなければいけないときに来ていると思うので、これはぜひ五反田、大崎も含めてですが、しっかりと未来を見据えたビジョンを、区と、そして地域と、住民も含めて、いわゆる品川区内で仕事をされている方、また活動されている方も含めて、全体的に未来を見据えたビジョンを持っていただきたいというふうに思います。我々としても、できる限り提案できるところはしっかりとしていきたいと思っておりますので、連携を深めていただければという

ふうに思います。

○鈴木（博）委員長 次に、南委員。

○南委員 171ページの駅周辺等放置自転車対策事業と、179ページのしながわ区民公園改修工事、そして178ページの八潮地区まちづくり検討経費、この3点を質問したいと思います。

まず、駅周辺の放置自転車、これは減っているのか増えているのか、現状をどう見ているのかをまず伺いたいと思います。

そして、この対策費について過去と比較してみると、定期利用は減っている、一時利用は増えている、そういうふうに見えるのですけれども、そういう状況、区の認識と評価を伺いたいと思います。

○古郡交通安全担当課長 駅の放置自転車については、年々減少傾向にあるということで認識をしております。

あとは、定期利用と一時利用の関係ですけれども、利用率からすると、一時利用のほうが多くなってきているような認識をしております。ですので、定期利用が若干下がっているようなところに対しては、一時利用を増やしたり、そのようなニーズに合わせた駐車場の運営を考えております。

○南委員 つまり、一時利用が増えているということ、これは放置自転車対策としての効果はあるというふうに見えていいのでしょうか。その点を1つ伺います。

○古郡交通安全担当課長 そうですね、区では、駐輪場の整備と撤去、指導・警告ということを三本柱でやっています。ですので、効果が上がっているという認識をしております。

○南委員 今、品川区内にある大型店などを中心として、自転車の駐車をみずから整備しているところがかなり増えてきていると思っております。私も日常的に利用している一人です。品川区立の駐輪場の整備と、そして民間の事業所のこのような整備が合わさって放置自転車は減っている状況にあるという、こういう認識でいいのかと思っております。ですので、その確認です。そうであるならば、大型店などの一時利用は2時間までは無料ですよね。どこのところもほとんど2時間までは無料にしています。これが本当に利用する私たちにとってはすごく助かっているというか、ちょっとオーバーしてしまったと思っても、その先の料金は100円程度で大体済んでいるので、本当に気軽に利用できると思っております。しかし、区営の駐輪場の一時預かりは、どこでも150円、以前は100円という時代もあったと思っていたのですけれども、しかし、150円というふうにならざるを得ない。これは午前中の議論で1日利用しても150円だとおっしゃるけれども、しかし、多くの方々は、一時利用が増えているということを見ると、短時間の利用、それこそ一時的な利用なのです。定期利用は、それこそ定期利用で、それはそれでやっているわけで、今、大事なことは、放置自転車状況を解消させるというそのところが私は大きなメインな問題だろうと思っております。

したがって、長くとめるケースは一時利用のところはあったにしても、そんなに多い状況ではないと、半分もないのではないかと思います。そういうデータがあったら教えていただきたいと思っております。

やはりこういう150円、駐輪場で区が利益をいっぱい上げるというふうにする必要は私は全くないと思っておりますので、駅前の放置状態をいかに解消させるかという本来の目的に沿って、効果がある内容に改善するべきだと思うのです。つまり、民間が実施しているような2時間までは無料、それを超えたときには、できるだけ低廉に、民間にならって100円ということでもいいと思うのですけれども、そういう仕組みに変えるべきだ、そういう声が区民の間にいっぱいありますけれども、そういう点についてどうでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 まず最初に、民間の駐輪場整備等の効果で放置自転車が減ったのかという認識でございますけれども、区の方も駐輪場の整備、撤去等をやっておりますので、それで減っているという認識をしております。

一時利用の無料化の関係でございますが、区では一時利用、先ほどと一緒にのですが、150円いただいているような状況で、区としては通勤・通学、これが長時間の放置につながってしまうということでございますので、短時間の買い物であれば、民間のほうをご案内して利用していただく。それで買い物をしていただくという形でご案内をしております。

やはり無料にしてしまいますと、短時間の利用ではなくなってしまうということですので、民間のほうも2時間を超えた部分は1時間毎とかに課金をされているような状況です。無料時間の設定は、今のところ、現状のままやらせていただきたいというように考えております。

○南委員 大井町周辺を見ても、それほど放置自転車はないのではないかと思います。銀行の前に若干とまっているということはあるかもしれませんが、しかし、ちょっと足を延ばせば阪急前にもとめられるし、本当にそういう点では、放置状況というのは以前に比べれば全然少なくなっています。1日、学生だとか通勤者だとかの長時間というのは定期利用に誘導していけばいいわけですから、やっぱり一時的な利用をどういうふうにもっと利便性を高めるかというところを、もっと品川区として考えていただきたい。できるだけ無料にしていきたい、こういうことを強く要請しておきたいと思います。

それから、しながわ区民公園の改修工事についてですが、中央部分が大きく改修がされて、特にターザンロープは大きな子どもも含めて、とても活躍していて、喜んで使っていただけている、そういう姿をときどき拝見して、私もうれしいなど、そういう喜ばれる公園になったことを本当に喜んで一人ですけれども、午前中もここの部分についての質疑がありましたが、やはり今年の夏の猛暑、耐えられないような猛暑です。下からの照り返し、上からの太陽のかんかん照り、やはり熱中症を本当に心配します。したがって、整備をするにあたって、大分樹木を伐採したと思うのですが、何本ぐらい伐採したのか、中には傷んでいない木も遊具との関係で伐採をする、そういう状況もあったのだらうと思うのですが、そのあたりのことを教えてください。

○溝口公園課長 委員ご指摘のしながわ区民公園の中央ゾーンでございます。30年が経過して改修工事を計画的に進めているところでございます。実際、公園の改修につきましては、平成28年、平成29年、2カ年かけてやっております。木としては、既存樹木が1,383本ありまして、やむを得ず、区のほうで木を切らせていただいたのが453本あります。そのほか新植としては46本、移植については73本やっているような状況でございます。

○南委員 大変傷んでいる木が多いというふうに聞くのですが、日常的な公園の樹木の管理、あるいは手当て、そういうことはどうなっているのでしょうか。植えっぱなしということはないのではないかと考えているのですが、枝の伐採も含めて、あるいはコンコンたたいて木の健康状態を見るとか、そういうことにも専門の方がいらっしゃるような話も聞くのですが、そういう手当ても含めて、どういうふうに管理しているのか、そこを伺いたいと思います。

それで、やはりあそこのところはきれいに整備されたとは言っても、さっきも言ったように、かんかん照りですから、やはり何らかの木を植えたり、木陰をつくる、そういうことが必要なのではないかと考えております。そして、区民公園だけではなくて、他の区立公園でも、いろいろと伐採されているようなこともありますので、やはりきちんと日常的な管理をしっかりしていただきたいと思っておりますが、その点についてお願いします。

○溝口公園課長 まず、今回、区民公園の中央ゾーンで木をやむなく切らせていただいたというお話をさせていただいているのは、これまで30年間で木がかなり生育している関係がありまして、間引くことによって、さらに今後30年、周りの木がしっかり生育していく、そういったところ。また、強い台風が来た際に倒木の危険がある、そのような樹木については切らせていただいております。

また、今回、中央ゾーンにつきましては、子どもの遊び場の充実を1つの大きなテーマに持って整備をさせていただいております。そのような中、公園の近くに昔は木が置けたのですけれども、安全領域といいまして、子どもが安全に遊ぶための、一定、遊具の周りには何も置かないという領域があります。そのようなものを配慮していくと、どうしてもやむを得ず、木を切らなければいけない、そのようなところがあるところがございます。

木の管理につきましては、委員ご指摘のように、樹木診断も行いながら、または、春、秋、そのようなところでの剪定、そのようなものを行いながら適正に管理しているところではございますが、やはりこのような公園改修の機をとらえて、今後また20年、30年、適正に快適に使っていただけるような形の整備を行っているものでございます。

○南委員 適正な管理という言葉で終わらせたら、わからないのですけれども、もっと具体的にきちんとした管理体制をとっていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、その点について指摘をして終わりたいと思います。

八潮地区のまちづくり検討経費ですが、過去2回、検討会が開かれたと聞いておりますけれども、区がそもそも検討会をつくらうとした認識は何なのか、八潮のまちを今後どのように再生していこうとしているのか、具体的な項目、テーマを教えてください。

○鈴木都市計画課長 八潮団地につきましては、竣工から35年が経過してございます。耐用年数を考えますと、20年、15年先のまちづくりを検討していくというところではございますが、やはりいろいろな事例、特に団地再生の事例をお伺いしますと、振り返ってみると、検討開始から10年、15年かかっているという声も伺っております。振り返って、あのときがそういえば始まりだったということも伺っております。私が所管する都市計画課として、今すぐ何か明確にまちづくりの目標、方針をということではなくて、長いスパンになりますが、しっかりその先を見据えて、この地域の方々は、賃貸に住まわれている方、分譲に住まわれている方、あるいは建物を所管している東京都、UR等、さまざまでございます。そうした方がしっかり同じ方向を向いて、これからのまちづくりを考えていただけるような機運をつくりたいというところでスタートしたものでございます。

○南委員 私の問題意識はいっぱいあるのですけれども、取り立てて幾つかに絞って言うと、1つは人口構成の問題があります。2つ目には少子高齢化の問題、3つ目には商業施設の問題、4つ目には熱供給の問題。

私はとりわけここで八潮の人口がずっと微減というふうな状況が続いているのだらうと認識しているのですけれども、それについて区の認識はどうか。

また、UR住宅の空き室もかなり感覚的に増えているのです。人気があるというふうな話もあるようなのですけれども、そういうところに子育て世帯を家賃助成をして入れる、そういう対策もぜひ具体的にさせていただきたいと思います。

それから、熱供給システムで、瞬間湯沸器がなくてもお湯が出るという生活なのですが、しかし、本当に瞬間湯沸器はすぐお湯が出るのですけれども、八潮の熱供給は大体30秒ぐらいしないと水からお湯になってこないのです。しかも、基本料金がなくて、非常に負担が重いのです。高齢者の皆さんは年

金生活で、これを払うのが大変だと、こういう状況なので、やはりこの熱供給システムについて、抜本的に見直すような、そういうこともテーマに入れていただきたいと思います。その点についてどうでしょうか。

○鈴木都市計画課長 八潮地区、人口構成、高齢化が進展しているというところでは、区の受けとめ方としても同じでございます。

今、さまざまな地域のお話をいただきましたが、冒頭申し上げましたように、やはり15年、20年先の大きなまちづくり、その先を見据えて、何年後かに振り返って、このときの取組みが少しでも役立つような大きい視点でのまちづくりのあり方を少しでも検討していけたらというところで、しっかり進めていきたいというところでございます。

○南委員 最後に、具体的に熱供給のことも聞いたのですが、その見解をお願いします。

○鈴木都市計画課長 さまざまな課題は大きい視点の中で今後も検討していきたいというところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、175ページ、橋梁費、178ページ、JR京浜東北線大井町駅エレベーター設置助成、そして同じく、公園・児童遊園維持管理費、この3点をお伺いしたいと思います。

まず、橋梁費ですけれども、本年6月11日の建設委員会におきまして、橋梁改修事業について、平成27年度に改訂した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、今年度は8カ所の補修工事と、上神明歩道橋は撤去工事を実施するとの報告がありました。上神明歩道橋の撤去については、これまで我が会派のたけうち委員が求めてきたことであり、撤去実施に至るまで時間がかかりましたが、求めてきたことの実現をうれしく思っております。

そこで、上神明歩道橋のように撤去に至る歩道橋の要件、基準をまずお知らせください。

○多並道路課長 歩道橋の撤去につきましては、東京都が基準を持っておりまして、それを準拠しております。

撤去の要件としましては、利用者が少ないということで、200人以下であったり、近傍に横断歩道が設置されている、交通管理者や地元の方々の理解が得られている。また、通学路の指定がない、これらの項目を全て満たす条件ということで示されているところで、今後としてもこのような形で進めていきたいと思っているところでございます。

○こんの委員 今お伺いしました要件、基準、こちらに照らし合わせてみると、私も以前から、平成25年、27年、29年の予算特別委員会でも要望してまいりました南大井の桜新道の歩道橋、ここはこの要件に当たるところというふうに思うのですが、この歩道橋については撤去、あるいは撤去できない場合は、エレベーターをつけていただきたいというふうに求めてきたわけですが、この歩道橋についてはどのようにお考えでしょうか。

○多並道路課長 今示させていただきました撤去条件ですが、あともう1つありますのが、今ご要望いただきました桜新道の歩道橋です。これについては、実は利用者については800人程度利用されているということが確認されているところです。ただ、今、委員のご指摘にありましたように、交通上、下が自転車しか通ってはいけないような構造になっている関係があつて、非常に安全上の問題があるということで、地元からもご要望があつて、学校や警察といろいろ協議した結果、撤去というところで方針として進めているところでございます。

○こんの委員 今おっしゃってくださったように、歩道橋の下は自転車横断帯になっているのですが、

そこを高齢者の方がシルバーカーを押しながら渡っている姿をよく見るのです。大変に危険です。そうしたことも加味していただいて撤去の方向を考えてくださっているということで大変にありがたいです。できる限り速やかに進められるようによろしくお願いいたします。

次に、JR京浜東北線の大井町駅のエレベーターの設置について、関連してお伺いしたいと思います。

このエレベーターは、特に中央改札口に続く阪急側の交番の近くにあるエレベーターについてなのですが、これは2002年のりんかい線が開通したことに伴って設置されたと認識しております。これは当時、我が会派の先輩議員が、多くの区民の方からの声で、議会で再三再四エレベーターの設置を求めてきた、こうしたことがあって、設置されたときには多くの方が喜ばれていたというのが記憶に新しいところです。それから約16年が今たっているわけなのですが、エレベーターの法定耐用年数が17年とされております。今後何かしらの手を入れていくという時期に来るかと考えておりますが、その中でエレベーターを利用する方から、エレベーターのさらなる利便性の向上を求める声が上がっております。

具体的には、1つにはエレベーターの容量を、乗れる人数を多くしてほしいということが1点。もう1つが、改札口のコンコース、2階に上がって改札口に行く、そのエレベーターの入口の向きを改善してほしいという、この2点であります。

現在、容量はベビーカー2台が乗るともういっぱい、あとは人が乗れない状況です。入口については、エスカレーター側についているので、壁があって、そこに人が滞留してしまう。ではなくて、改札口のほうに入り口が向いていると、出やすいですし、乗りやすいということがありますので、このような要望が上がっておりますので、耐用年数の対応と方向性もある中で、どのようにこのことは考えられますでしょうか。

○鈴木都市計画課長 大井町駅のコンコース、デッキに上がるところのエレベーターでございますが、一般的にエレベーターの耐用年数については、メーカーごとで多少違うところはございますが、20年とか25年とかというところはあろうかと思えます。それは使われ方やメーカーによってちょっと違います。今いただいたご要望はJRのほうに、さまざまな機会の中で今いただいたお声は区としてもJRのほうに、まずそういった計画がどれぐらい先に予定されているのかを含めて、ただ、通常ですと、エレベーターが老朽化した部分の交換ということですから、今の向き、あるいは大きさということになりますと、シャフト、非常に大きな工事になるということも出てきますので、その辺はJRと意見交換を今後いろいろな機会の中でしていきたいというところでございます。

○この委員 ぜひ協議をしていただいて、さらに大井町の駅が利用客が多くなってくるということが、周辺に大きなマンションも建つということも考えると、利用客はもっともっと増えるというところを考えますと、この点、どうかJRと協議をしていただきたいと思います。

その協議をするときに、もう1点、要望が、声があるのが、きゅりあん側にもエレベーターをつけてほしいという声です。これはきゅりあんの中にはエレベーターがあるのですが、そのエレベーターのある場所がわからない。また、タクシーを使いたい高齢者とか、ベビーカーを利用されている方が、わざわざきゅりあんのエレベーターを使うとなると非常に不便という声がありまして、きゅりあん側にも単独のエレベーターがつくとありがたいという声もありますので、あわせてそうしたことも協議の中に入れていただければと思います。これは要望で終わります。

最後に、公園・児童遊園維持管理費に関連して、公園が保育園の園庭の代替地として使われていることについてお伺いしたいと思います。

公園は、保育園の園庭の代替地として活用されているわけですが、そこで、それぞれの保育園で、徒歩圏内で公園を選んで外遊びの機会を確保しておりますけれども、どうしても同じ公園を使う保育園同士が重複してしまって、現状、そうしたことの調整がなかなか難しいという課題がありますけれども、実はこうしたことを解消するため、目黒区では、公園まで送迎するバス、通称、ヒーローバスの運行事業を始めました。これは画期的なアイデアだと私は思っております。品川区でも、ぜひこうした対策をとっていただきたいと考えているのですが、その際、例えば私立幼稚園の所有している園バス、送迎バス、こうしたバスを活用していただく仕組みなどをつくって、保育園から公園に、公園から保育園にというような送迎バスを私立幼稚園のバスを活用させていただく仕組みなどをつくってみてはいかがでしょうかと思います。私立幼稚園は、朝の登園は10時、そして帰りは1時、その時間以外は使っていないことがほとんどかと思えます。バスの座席は園児用になっていますので、そのまま使えますし、さらに所有している私立幼稚園は、品川区全体で10園あります。2台、3台持っているところもありますので、こうしたところで地域の協働も得られるバスのこうした送迎ははいかがでしょうか。

○溝口公園課長 公園は誰もが利用できる場所でございます。さまざまな方が利用しておりますので、そのようなところで所管と連携しながら、どういう形がいいのか検討していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 よろしくお願ひします。179ページ、公園整備の観点で、環境未来館のできる戸越公園について、あと、173ページとか181ページのところにあります用地取得、用地を収用した場合のその用地の活用等について、状況等をお聞かせいただきたいと思ひます。時間があつたら、別のことを聞きます。

いろいろ質問させていただいた環境未来館ができるというところで、経緯とかは確認させていただきました。戸越公園の中にできるわけです。これを機に、戸越公園自体が屋外のフィールドワーク等で使えるようにしてもらいたいというのは、これは会派一堂みんな思っているところであつて、では、要望させていただいた荏原のプレイパークもそうだし、例えば、屋外観察等ができるような仕組みづくりも、ぜひそこは必要なかと思ひます。

当然、環境未来館ができるときには、補助26号線のトンネルが開通してというところで、車の流れとかも変わってくるようになるわけですから、そうした場合、その向かい側の文庫の森とも連携できるような仕組みもあるのかというふうには会派で考えていたりするのですが、その辺、戸越公園の改修についてどう考えているかということをお聞かせいただきたい。

それと、用地を収用した後に、囲つてあつてコンクリを打つていて放置されているような状況のところがあるのだけれども、例えばこれを地域の方々に何らかの形で開放できないのかというふうには私たちも勉強を始めているのです。

例えば、道路事業で収用されたようなところだったら、地域の方々にマイガーデンとか、お花を植えてもらつて、その地面を掘り起こして植えたりするのは大変なのだろうから、プランターか何かを置いてやつてもらふだとか、場合によっては、商店街が削られるところがあるわけだから、期限を切つて、そこをブースとして仮店舗とかで何かチャレンジショップみたいなこともやつてもらつたりとか、いろいろ考えられる。そこがまだ道路が広がるまで時間があるですとか、木密のほうでさまざまな事業計画が出ない場合は、そのような活用はいかがなのだろうというか、それはやつてほしいと思ひますけれども、お願ひします。

○溝口公園課長 まず、戸越公園でございます。この間、環境未来館ができたり、また、三ツ木保育園の代替の仮設の園舎ができたり、そのようなところがございます。そのような中、戸越公園はこれまで区民の方に親しまれてきた区の中心にある公園でございます。また薬医門があったり、歴史的な背景等も備えているところでございます。そのような経緯、または皆さんに親しまれている公園というところも踏まえながら、今回、新たなものができるにあたって、さらに戸越公園を充実していく。

例えば、今回、未来館ができる場所については、子どもたちの遊戯場が一部どうしても削らなければいけない部分が出てくると思います。そのような中でいきますと、ほかにある遊戯ゾーンを充実していきたい。そのような中の1つとして、プレイパークですとか、また、どういう形で今後改修していくかということはあると思いますが、そのようなことも含めて、戸越公園をさらに充実できるように、また環境未来館ができた後には連携できるような、そのような公園にしていきたいと思っておりますので、今後具体的にいろいろ検討を進めていく中で、しっかり検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

○高梨木密整備推進課長 成果報告書の181ページの用地取得費について答弁させていただきます。

こちらに記載しております用地取得費につきましては、密集事業の中で取得した道路の拡幅であったり、防災広場の拡張用地を取得した費用でございます。

区で行う道路や防災広場の拡幅、拡張については、一時、更地の期間がありますけれども、基本的にはすぐ設計・工事に入るといったものでございますが、今、委員からお話がありました木密地域である道路の拡幅は東京都が行っています特定整備路線の用地でありますけれども、こちらについても、区といたしましては、沿道不燃化事業等を行っております。用地の管理権限は東京都にございますが、防災に資する使い方等について、また東京都と積極的に協議してまいりたいと考えています。

○渡部委員 戸越公園のほうは、そういうわけでよろしく願いいたします。また機を見て要望させていただきます。

用地のほうは、やはりまちの中でだんだん歯抜けになっていったようなところとか、当然、事業が決まっているわけだから、最終的にそこに落ち着くのですけれども、やはりある程度の期間、何かに使えるようであれば、その地域の方々に、都の事業だと思えるのですけれども、貸し出していけるとかという仕組みは、何かルールがないにしても検討していただいて、当然、時限的なものですが、そのまちの賑わいに資するようなことができないかというふうに思っていますので、これは何か仕組みを構築していただいて、できるようにしていただきたいということで、これ以上はやめておきます。

それと、本日も私どもの会派の大沢委員から質問がありまして、例えば品川区のキャパシティというのはどうなのだろうというお話がございました。すごく大事なところで、これから品川区もそういうところは考えていかれるということだと思います。

ここ数年を見ても、人口は増えてきていて、状況は変わってきています。何が聞きたいかというのと、先ほどちょうど武蔵小山駅の鉄道の問題がありましたけれども、品川区内はターミナル駅が、うちの多摩委員もずっと大崎駅の安全とか人が増えることによってということはいきなり言わせていただいていた中で、ターミナルがあって、そのターミナルに行くための私鉄駅がたくさんあって、交通が便利だというのが品川のいいところではあるのだけれども、便利がゆえに、逆にターミナルが近過ぎて電車に乗れないというのは、実は比較的年中起きていることなのです。

私は中延のほうに住んでいるのですけれども、荏原中延から本当は五反田駅に出たいのだけれども、池上線は3両で、荏原中延からでは乗り切れない。それがわかっているから、中延駅や馬込駅からの地

下鉄は8両もありますので、五反田駅まで高い金を払ってでもそちらに乗るとというのが、今、実は当たり前のようになってきています。よく荏原中延駅で、乗ったはいいいけれども、戻ってくる方がいます。それは何かと言ったら、ホームに人があふれていて、旗の台からわんさか乗っているから、もうその先は乗れないのです。現実問題として。よほど勇気がない限り。だから、中延駅に歩いていくという方もいるのも事実。

平成26年に地域交通検討会があって、これからまた新たにスタートすると思うのですが、これも今は時代が変わっていて状況が変わって、さまざまな方がさまざまな足を期待しているときだと思います。私たちも、これからたくさんの研究をしていくのだけれども、例えば今のような電車の問題だとかも含めて、前回の検討会は、たしか鉄道事業者は入っていない、バス事業者しか入っていなかった。これは今後どういうふうに展開していかれますか。私たちとしては、鉄道事業者も入れて、いわゆる品川区の公共交通のあり方を全て包括的にもう1回話し合える場にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 地域交通検討会、過去設置しまして、現在まで2回ほど開催をしてご議論いただいているところでございますが、今ご指摘いただいたように、鉄道事業者は入っていないというところでございます。これから、来年、本格的にコミュニティバス導入に向けて検討をしてみたいと思います。当然ながら、その整備の中では、今いただいたような各駅の利用状況などもご議論いただいて把握しながら、鉄道事業者に入っていただくかということはしっかり検討していきたいと思いますが、コミュニティバスを軸に区内の地域交通、公共交通のあり方については、しっかりご議論いただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員 地域の交通は大事だと思います。動きやすいのが品川のいいところだと思いますので、それはコミュニティバスもこれから先、高齢者の方が増えていく中で必要かもしれない。区内には、さまざまな優良といいたいでしょうか、大きな企業がございまして、ぜひそういうところから知恵をいただいて進めていただきたいと思います。

病院を回るのがいいのか、商店街を回るのがいいのか、交通の不便なところを回るのがいいのか、さまざまな議論はあると思います。例えば、1周1時間かかるところを30分に1本走らせると、単純計算でその1路線で2台が走るわけです。それを幾つもルート走らせると大変なことになるものですから、ある資源をしっかりと活用させていただくのが一番だと思いますので、品川らしい事業を構築いただければと思います。要望して終わります。

○鈴木（博）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時26分閉会

委員長 鈴木 博